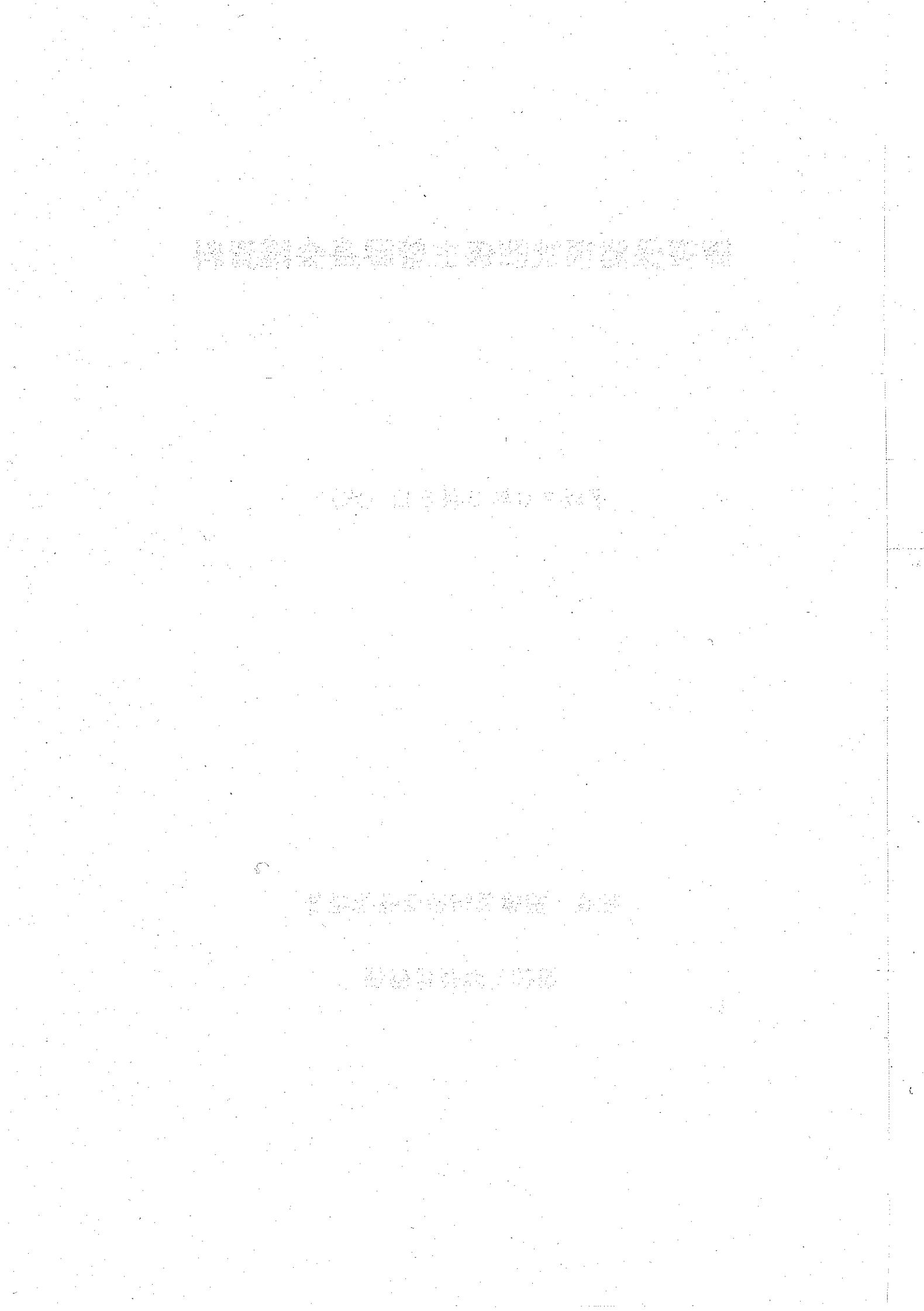


障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成20年3月5日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課



目 次

第1章 重点事項

(重点事項)

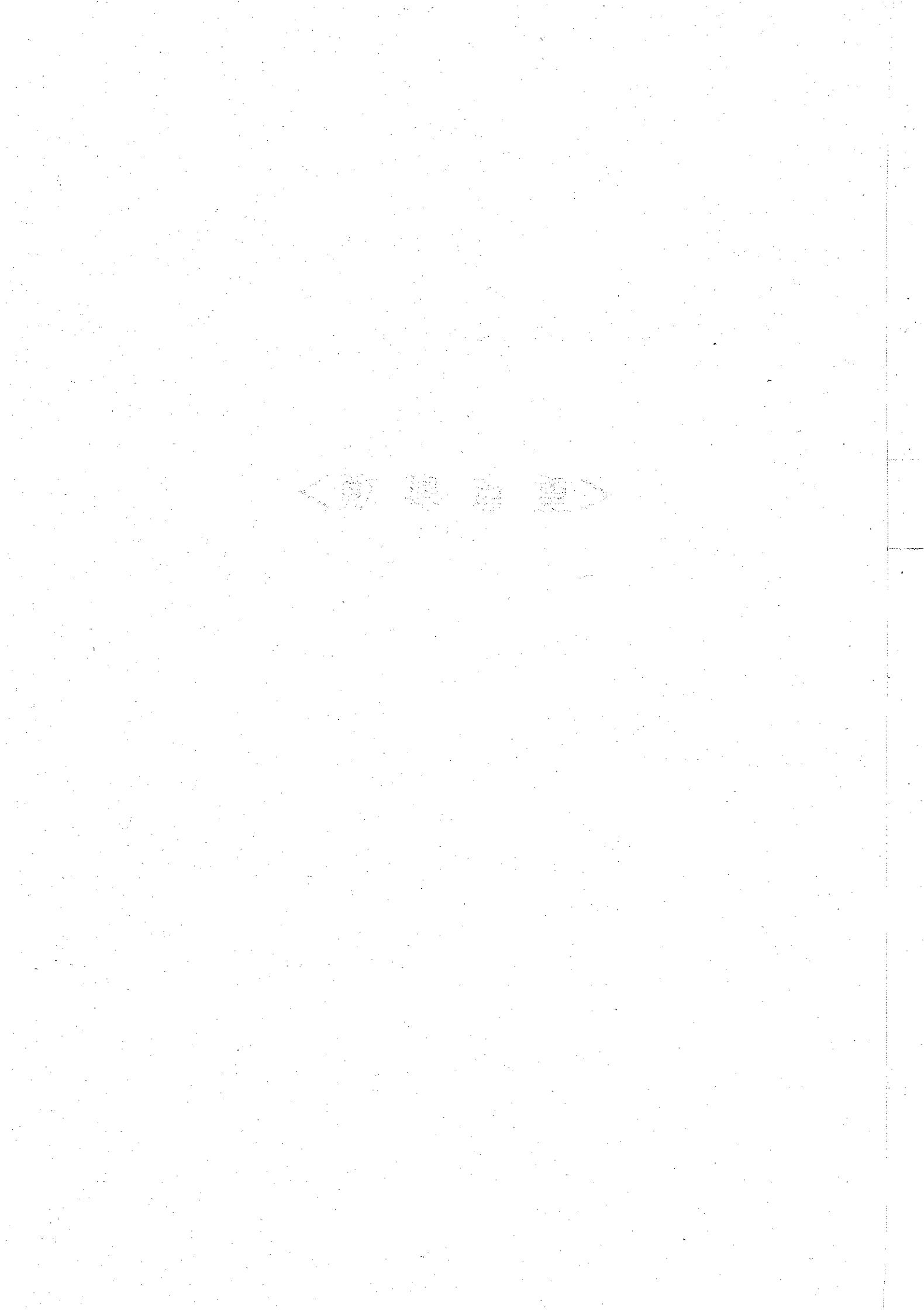
1. 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関の整備等について	1
2. 精神障害者の地域生活移行支援について	12
3. 精神科救急医療体制の整備について	15
4. 認知症疾患医療センターの整備について	18
5. 自殺対策の推進について	20

(連絡事項)

1. 発達障害者への支援について	25
(1) 発達障害者支援センター運営事業	
(2) 発達障害者支援体制整備事業	
(3) 発達障害者支援開発事業	
2. 高次脳機能障害者の支援について	26
3. 自立支援医療について	26
4. 良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供について	27
(1) 精神科病院に対する指導監督等について	
(2) 精神医療審査会の適切な運営等について	
5. 犯罪被害者対策等基本計画に基づく地方自治体との連携について	29
6. 心の健康づくりについての各般の取り組み	29
(1) 大規模な災害・事件・事故の際の心のケア対策について	
(2) 児童思春期の心の健康づくり対策の推進について	
(3) 精神障害の正しい理解のための普及・啓発について	

1. 平成17年度及び平成18年度指導監査の実績	31
2. 精神医療審査会関係資料	
(1) 都道府県別精神医療審査会の審査状況	38
(2) 退院等請求平均審査期間（都道府県・指定都市順）	39
(3) 退院等請求平均審査期間と審査件数	40
(4) 退院等請求平均審査期間（請求受理から意見聴取までの期間順）	41
3. 精神科病院関係資料	
(1) 精神保健福祉法平成18年10月施行の状況	42
(2) 開設者別精神科病院数及び精神病床数の年次推移	44
(3) 精神障害者申請・通報・届出及び処理状況の年次推移	45
(4) 都道府県別精神科病院数・精神病床数及び在院患者数等の状況	46
(5) 都道府県別・入院形態別実地審査状況	47
(6) 都道府県別在院措置患者数（H14）	49
(7) 都道府県別在院措置患者数（H17）	50
(8) 精神病床の平均在院日数の年次推移	51
4. 精神科救急医療システム整備事業実施状況	52
5. 平成18年度精神保健福祉センター事業実績	64
6. 精神障害者保健福祉手帳関係	
(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況	66
(2) 地方自治体における精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス一覧	67
7. 発達障害者支援センター設置状況	69
8. 精神保健福祉全国大会の開催実績及び今後の予定	73
9. 障害程度区分認定状況調査における障害程度区分の分布状況（全国データ）	74

<重 点 事 項>



1. 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関の整備等について

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第2条第5項に規定する指定入院医療機関については、平成17年10月28日障発第1028002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の指定入院医療機関の整備について（依頼）」で示したとおり、全国で720床（国関係350床、都道府県関係370床）程度の整備が必要である。現在、国立病院等国関係では12か所、都道府県関係では2か所が整備されているが、病床数は合計で354床（国関係316床、都道府県関係38床）に留まっている。こうした状況から、必要な病床の確保が非常に厳しい状況であることに加え、遠隔地への入院を余儀なくされている事例がある。

今後の整備については、国関係では2か所が建設中となっており、都道府県関係では現在3か所が建設中あるいは整備予定であるほか、一部の県においては整備に向けた実務的な検討がなされているところであるが、これだけでは病床不足を解消し、対象者の円滑な社会復帰を進めることは極めて困難であるので、都道府県関係での更なる病床の確保を早急に行うことが必要である。

こうしたなか、病床整備を一層進めるため、既存精神病棟の改修等による小規格病棟の整備を含めた迅速な病床整備を推進するための方策を早急に示すこととしているので、各都道府県においては、人口規模にかかわらず、都道府県立病院による指定入院医療機関の整備・確保に向け、病院担当部局と密接な連携の下、スピード感をもって着手をお願いする。

また、指定通院医療機関及び鑑定入院医療機関を引き受ける医療機関の確保についても、更なる充実が図れるよう、引き続きご協力願いたい。

更に、通院対象者の地域における連携体制の確保についても努められるようお願いしたい。特に、法務省・厚生労働省で策定した『地域社会における処遇のガイドライン』には、都道府県等関係機関の基本的な役割が記されているので、これらを踏まえながら、保護観察所をはじめ、保健所、精神保健福祉センター等関係機関と必要な情報交換を行うなどして、平素から緊密な連携が確保されるよう努めていただきたい。

医療観察法の仕組み

**重大な他害行為
(殺人、放火等)**

**医療観察法(一おける入院医療及び
通院医療は厚生労働大臣が行う)**

- ・平成15年7月成立・公布
- ・平成17年7月15日施行

入院医療の提供

- ・入院医療(指定入院医療機関)
- ・設置主体は、国、都道府県、特定独立行政法人に限定。

不起訴

(心神喪失等を認定)

検察官

裁判所

無罪等

(心神喪失等を理由)

実刑判決

刑務所

地方裁判所における審判

入院決定

通院決定

鑑定入院

不処遇

検察官による申立て

精神保健観察(保護観察所)

入院によらない医療

(指定通院医療機関)

(※ 医療観察法によらない入院医療も含まれる。
精神保健福祉法に基づく援助
(都道府県・市町村等))

原則3年で終了

一般の精神保健福祉

医療観察法にかかる申立、決定等の状況

(H19. 7. 31現在)

1. 当初審判

○申立総数	755件
○決定数	
・入院決定	381件
・通院決定	145件
・不遇遇決定	123件
・申立て却下	18件
○取り下げ	5件
○鑑定入院中	83件

※ 「※抗告審において入院決定が却下決定に変更された事案を含む。」

2. 再入院に対する審判

○申立総数	2件
○決定数	
・入院決定	2件

3. 入院継続の確認※

○申立件数
・申立て数
317件

※指定入院医療機関の管理者は、入院決定又は前回入院継続確認の決定があつた日から起算して、6月が経過する日までに申立てをしなければならない(法第49条第2項)

○決定件数
・入院継続の確認
277件
　　・申立て下等
　　4件
　　・審理中
　　36件

4. 退院の許可等

○申立件数
・申立て数
151件
○決定件数
・退院の許可
68件
・申立て却
41件
○医療の終了
・審理中
12件
　　30件

	入院決定	通院決定	入院決定	通院決定
1 北海道	16	8	25	2
2 青森県	12	0	26	7
3 岩手県	5	2	27	18
4 宮城县	4	0	28	14
5 秋田県	3	0	29	奈良県
6 山形県	3	3	30	和歌山県
7 福島県	2	2	31	鳥取県
8 茨城県	14	6	32	島根県
9 栃木県	6	2	33	岡山県
10 群馬県	4	0	34	広島県
11 埼玉県	27	4	35	山口県
12 千葉県	18	6	36	徳島県
13 東京都	44	10	37	香川県
14 神奈川県	19	10	38	愛媛県
15 新潟県	11	4	39	高知県
16 富山県	2	1	40	福岡県
17 石川県	5	0	41	佐賀県
18 福井県	2	1	42	長崎県
19 山梨県	1	4	43	熊本県
20 長野県	6	1	44	大分県
21 岐阜県	4	2	45	宮崎県
22 静岡県	18	1	46	鹿児島県
23 愛知県	23	4	47	沖縄県
24 三重県	2	3		施行～平成19年7月31日までの状況（厚生労働省調）

各都道府県の地裁における入院決定数・通院決定数の状況

医療観察法による入院対象者の状況

(H19. 7. 31現在)

1. 疾病別内訳

統合失調症	274名 (91.3%)
そううつ病	11名 (3.7%)
アルコール中毒	4名 (1.3%)
その他	11名 (3.7%)
合 計	300名 (100.0%)

※疾病名は指定入院医療機関による診断

2. 男女別内訳

男 性	243名 (81.0%)
女 性	57名 (19.0%)
合 計	300名 (100.0%)

医療観察法の施行状況

(H20. 3. 1現在)

1. 指定入院医療機関の指定数(原則として、全ての都道府県において整備を目指す。)

- 国関係 指定済府県関係 12か所、 建設中 2か所
- 都指定道済2か所、建設・建設準備中3か所

2. 指定通院医療機関の指定数(目標382ヶ所[人口100万あたり3ヶ所程度])

- 指定数: 260か所
- 国及び都道府県立の医療機関 49か所
- その他医療機関 211か所

3. 鑑定入院医療機関の推薦数

- 推薦数: 236か所
- 国及び都道府県立の医療機関 52か所
- その他医療機関 184か所

4. 精神保健判定医等の推薦数

- ・精神保健判定医 792名
- ・精神保健參與員 620名

1. 指定入院医療機関の整備状況

- 国関係は、12か所を指定、2か所において建設中である。
- 都道府県関係は、2か所（大阪府、岡山県）を指定、3か所（長崎県、東京都、茨城県）において建設・建設準備中である。
- 全国で720床程度の整備を目標として、現在のところ354床（国関係316床、都道府県関係38床）を整備。対象者の社会復帰を促すため、原則として全ての都道府県に指定入院医療機関を整備することとしており、自治体関係の病院による病床確保が不可欠。

2. 指定通院医療機関等の確保

- 指定通院医療機関については全国で260か所の医療機関を指定し、鑑定入院医療機関については全国で236か所の医療機関を最高裁判所に推薦した。
- 指定通院医療機関については、各自治体内で地域偏在が見られるので、対象者の円滑な社会復帰を促すために、地域バランスを考慮した指定通院医療機関の確保に引き続きご協力願いたい。
- 鑑定入院を引き受けける医療機関については、対象者の増加していることから、鑑定医療機関の確保に引き続きご協力願いたい。

3. 精神保健判定医・精神保健参与員候補者の推薦

- 精神保健判定医候補者792名、参与員620名を平成19年名簿に登載し、最高裁判所等に提出したところ。

4. 通院対象者の地域における連携体制の確保

- 医療観察法に基づく地域社会における処遇に携わる者が、本法に基づき統一的かつ効果的な処遇を行なうため、『地域社会における処遇のガイドライン』を法務省・厚生労働省で策定している。
- 地域社会における処遇に携わる関係機関は本法の目的を達成するため、各地域において本ガイドラインに沿った処遇を実施するためには運営要領として定め、処遇の向上に努めるものとされている。
- 当該ガイドラインには、都道府県等関係機関の基本的な役割が記されているので、これらを踏まえながら、保護観察所をはじめ、保健所、精神保健福祉センター等関係機関と必要な情報交換を行うなどして、平素から緊密な連携が確保されよう努めていただきたい。

指定入院医療機関の整備状況

※ ■は稼働中の指定入院医療機関
■は稼働中の医療機関が稼働中)

1. 国関係 (14の精神科専門病院に設置することとし、12医療機関が稼働中)

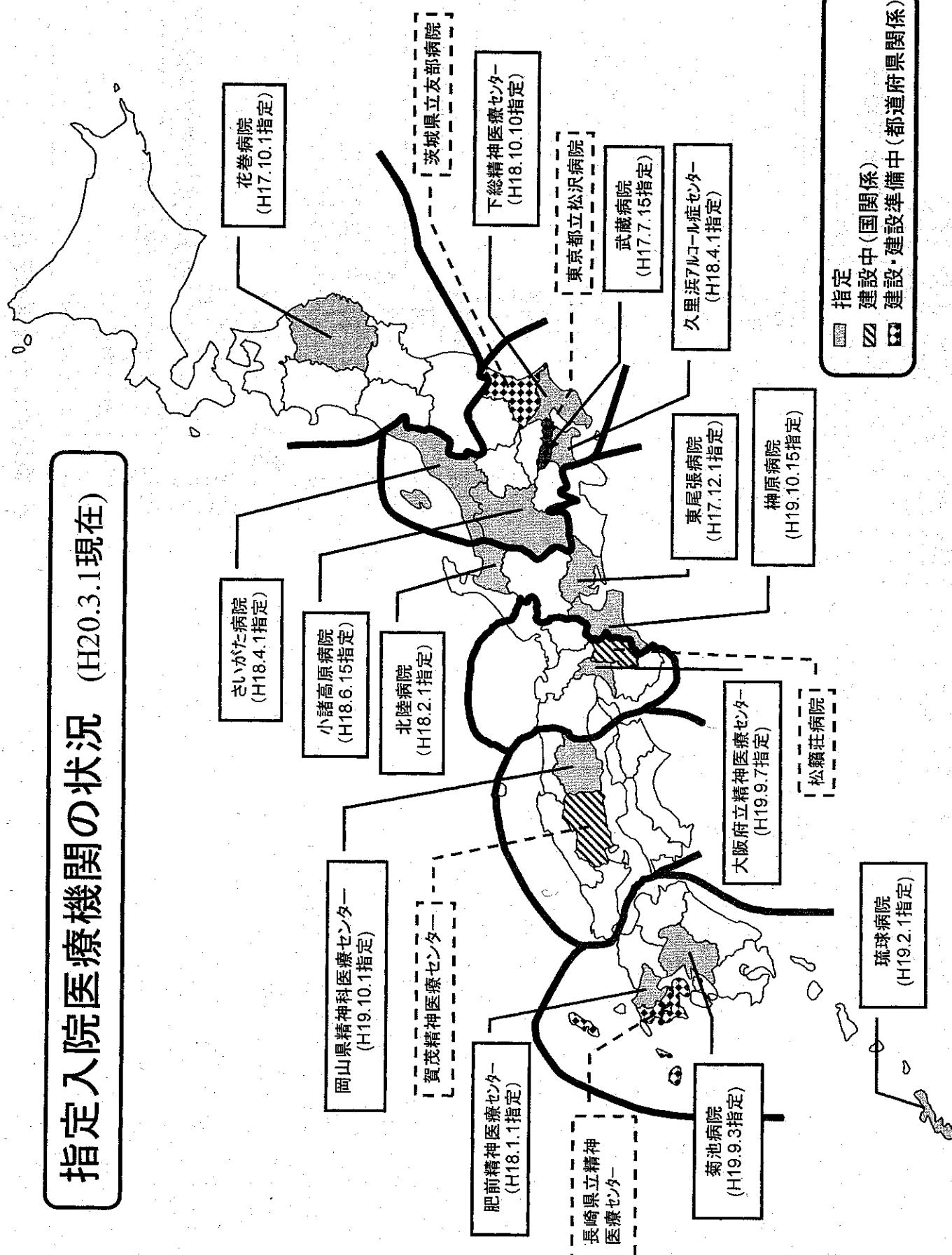
①国立精神・神経センター武藏病院(東京都)	33床	17.7.15開棟
②国立病院機構花巻病院(岩手県)	33床	17.10.1開棟
③国立病院機構東尾張病院(愛知県)	33床	17.12.1開棟
④国立病院機構肥前精神医療センター(佐賀県)	33床	18. 1.1開棟
⑤国立病院機構北陸病院(富山县)	33床	18. 2.1開棟
⑥国立病院機構久里浜アルコール症センター(神奈川県)	17床	18. 4.1開棟 (本年3月に16床増)
⑦国立病院機構さしがた病院(新潟県)	33床	18. 4.1開棟
⑧国立病院機構小諸高原病院(長野県)	17床	18.6.15開棟
⑨国立病院機構下総精神医療センター(千葉県)	33床	18.10.10開棟
⑩国立病院機構琉球病院(沖縄県)	17床	19. 2. 1開棟
⑪国立病院機構菊池病院(熊本県)	17床	19.9.3 開棟
⑫国立病院機構神原病院(三重県)	17床	19.10.15開棟
⑬国立病院機構賀茂精神医療センター(広島県)	33床	平成20年度中 開棟予定
⑭国立病院機構松籜莊病院(奈良県)	33床	平成21年度中 開棟予定

2. 都道府県関係(原則として、全ての都道府県において整備を目指す。)

①岡山県精神科医療センター	33床	19.10.1開棟
②大阪府立精神医療センター	5床	19.9.7開棟(将来33床で運営予定)
③長崎県立精神医療センター	17床	平成20年4月 開棟予定
④東京都立松沢病院	33床	建設準備中
⑤茨城県立友部病院	17床	建設準備中

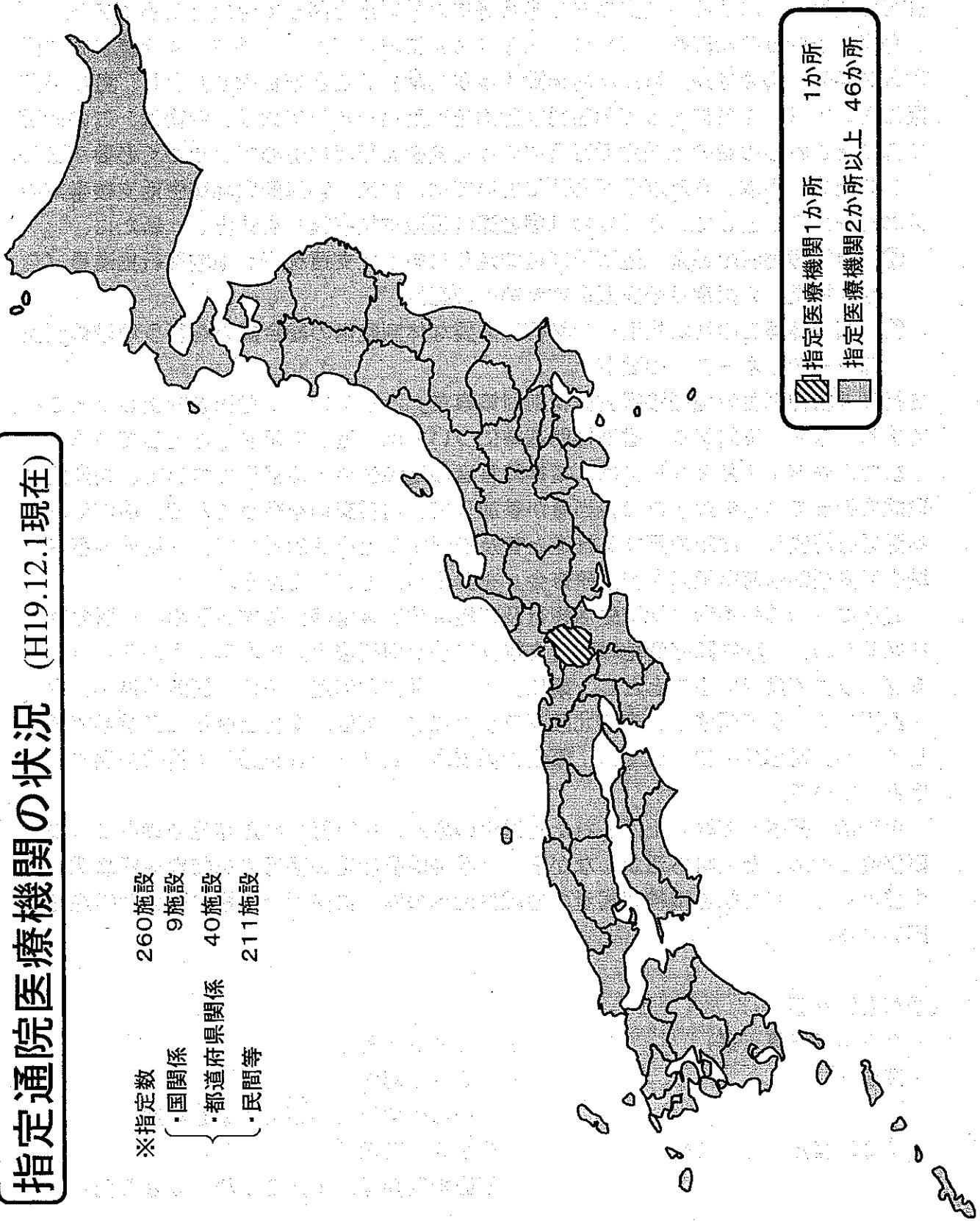
※ 病床数は予備病床を含む

指定入院医療機関の状況 (H20.3.1現在)



指定通院医療機関の状況 (H19.12.1現在)

※指定数
・国関係 260施設
・都道府県関係 9施設
・民間等 40施設
211施設



2. 精神障害者の地域生活移行支援について

受入条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行に向けた施策については、医療計画の見直し、障害者自立支援法の施行等により対応を図ってきたところである。

障害福祉計画の策定指針（平成18年6月）においては、「平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指す」とし、各都道府県においては、これに沿って障害福祉計画を策定いただいており、今後は、この計画に基づきこれらの者の地域生活移行に向けた支援を着実に進めていただく必要がある。

このため、平成20年度予算（案）においては、従来、都道府県地域生活支援事業のメニューの1つとしていた「精神障害者退院促進支援事業」を見直し、新たに、

- ① 精神障害者の退院・退所及び地域定着に向けた支援を行う地域移行推進員（自立支援員）の指定相談支援事業者等への配置
- ② 精神障害者の地域生活への移行に必要な体制整備の総合調整を行う地域体制整備コーディネーターの配置

を行う「精神障害者地域移行支援特別対策事業」として約17億円を計上したところである。なお、実施要綱、国庫補助基準については、追って示すこととしている。

また、昨年12月25日には、精神障害者の地域生活への移行について、先進的な取組を行っている都道府県の担当者が参加して、情報交換を行うことで、地域における課題を解決し、取組の更なる推進と普及を促すことを目的として、「精神障害者地域生活支援都道府県担当者特別研修会」を実施したところである。

さらに、精神障害者の地域生活移行及び地域体制整備等に関する取組の一層の普及を図るため、「精神障害者地域移行支援ブロック別研修会」を本年1月から4月まで6ブロックで実施することとし、既に、1・2月に北海道・東北、関東甲信越、中国・四国ブロックで開催し、東海北陸ブロックについては、本日と明日に三重県で開催している。研修結果については、厚生労働省ホームページ等を通じて情報提供する予定としている。

今後は、研修会で取り上げられた先進地の取組事例等得られた知見を参考にしつつ、研修会に参加した人材も活かしながら、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を中心として、引き続き精神障害者の地域生活への移行に向けた支援の強力な推進をお願いする。

（予算（案）概要）

・ 20年度予算（案） 1,709,295千円

・ 圏域数 365圏域

（各地域の実情に応じて圏域を設定）

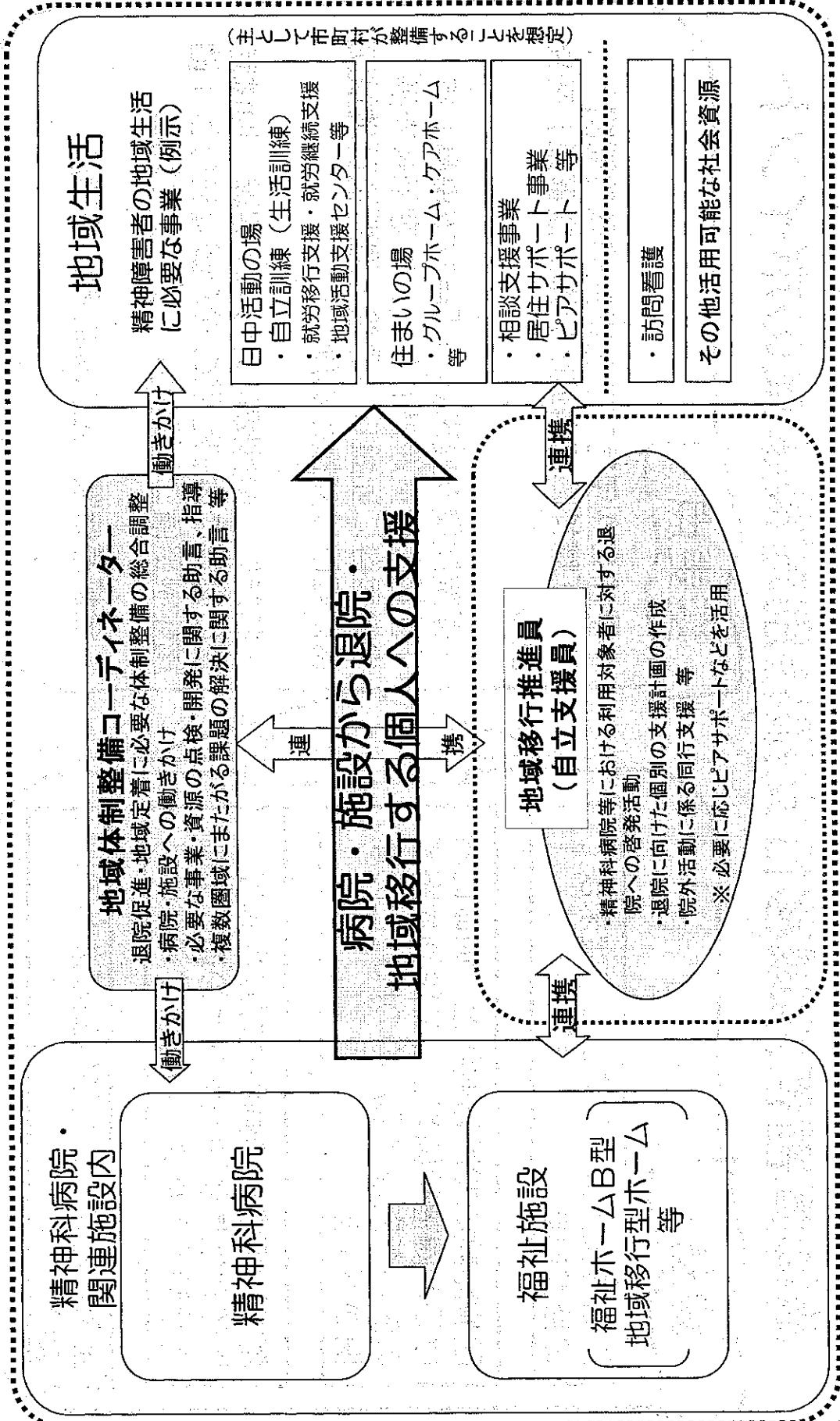
・ 1圏域当たりの事業費 約937万円

（国庫補助額は、1／2：約468万円）

精神障害者地域移行支援特別対策事業（新規）（17億円）

事業の概要

受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院支援や地域生活支援を行うことにより、精神障害者の地域生活への移行を着実に推進する。
活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置する。



精神障害者地域移行支援特別対策事業のポイント

課題

障害福祉計画の平成23年度末までの目標達成

医療施設における取組と、地域における保健福祉として精神障害者の連携が不十分

精神障害者への個別支援が中心で、医療と地域生活支援策との連携体制を整備するための位置付けがない

全都道府県における取組が進んでいない

変更点

・平成24年度までを集中的取組期間として、「精神障害者退院促進支援事業」を見直し

・退院促進支援事業の「自立支援員」を「地域移行推進員」とし、指定相談支援事業者等に配置し、退院・退所及び地域定着に向けた支援の実施

・新たに、精神障害者の退院促進・地域定着に必要な体制整備の総合調整を行う「地域体制整備コーディネーター」の配置

・全都道府県・全圏域における実施

障害福祉計画に基づく退院可能な精神障害者の地域移行をめざすものとして、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を平成20年度予算案として約17億円計上している。

3. 精神科救急医療体制の整備の推進について

精神障害者の地域生活の支援においては、福祉サービスとともに、緊急時における精神障害者の適切な医療及び保護の機会を確保するため、病状の急変時における救急医療体制の整備等が重要であり、都道府県等におかれでは、地域の実情を踏まえつつ精神科救急医療体制を整備していただけてきたところである。

しかしながら、

- ・ 圏域の一部で精神科救急医療体制が整備できていない自治体がある
- ・ 身体合併症を有する急性期患者の受入れに関して、多くの自治体の体制が整っていない
- ・ 近年、病院（精神科救急医療機関）では精神保健指定医が減少傾向にあり、夜間休日の救急対応が困難になりつつある
- ・ 救急患者の増加に伴って、基幹的病院の数を増加させる必要性が高まっているなどの体制上の問題が指摘されているところである。

これを踏まえ、平成20年度予算（案）においては、平成19年度まで実施していた「精神科救急医療システム整備事業」及び「精神科救急医療センター事業」を見直し、新たに「精神科救急医療体制整備事業」として、

- ・ 輪番制病院群も含め、全ての精神科救急医療圏域に空床確保を行う精神科救急医療施設の整備
 - ・ 24時間対応の精神科救急情報センターの身体合併症対応を含めた機能強化及び身体合併症対応施設の創設
 - ・ 診療所に勤務する精神保健指定医の救急医療機関での診療協力体制の構築
- など、地域の実情を踏まえつつも全ての都道府県等において精神科救急医療体制を強化することを目的として、約17億円計上したところである。

なお、実施要綱、国庫補助基準については、追って示すこととしている。

（予算（案）概要）

・ 20年度予算（案）	1,679,252千円
・ 補助先	64都道府県・指定都市
・ 補助率	1/2

精神科救急医療体制整備事業

平成19年度

平成20年度(案)

情報センター

- ・医師1人
- ・PSW1人

情報センター

- ・医師1人
- ・PSW1人

精神科救急医療施設

- ・医師1人
- ・看護師1人
- ・PSW1人
- ・空床確保1床

精神科救急医療施設

- ・輪番制病院群も含めて全ての精神科救急医療圏域に空床確保を行う精神科救急医療施設の整備
- ・24時間対応の精神科救急情報センターの身体合併症対応を含めた機能強化及び身体合併症対応施設の創設
- ・診療所に勤務する精神保健指定医の救急医療機関での診療協力体制の構築等

精神科救急医療施設

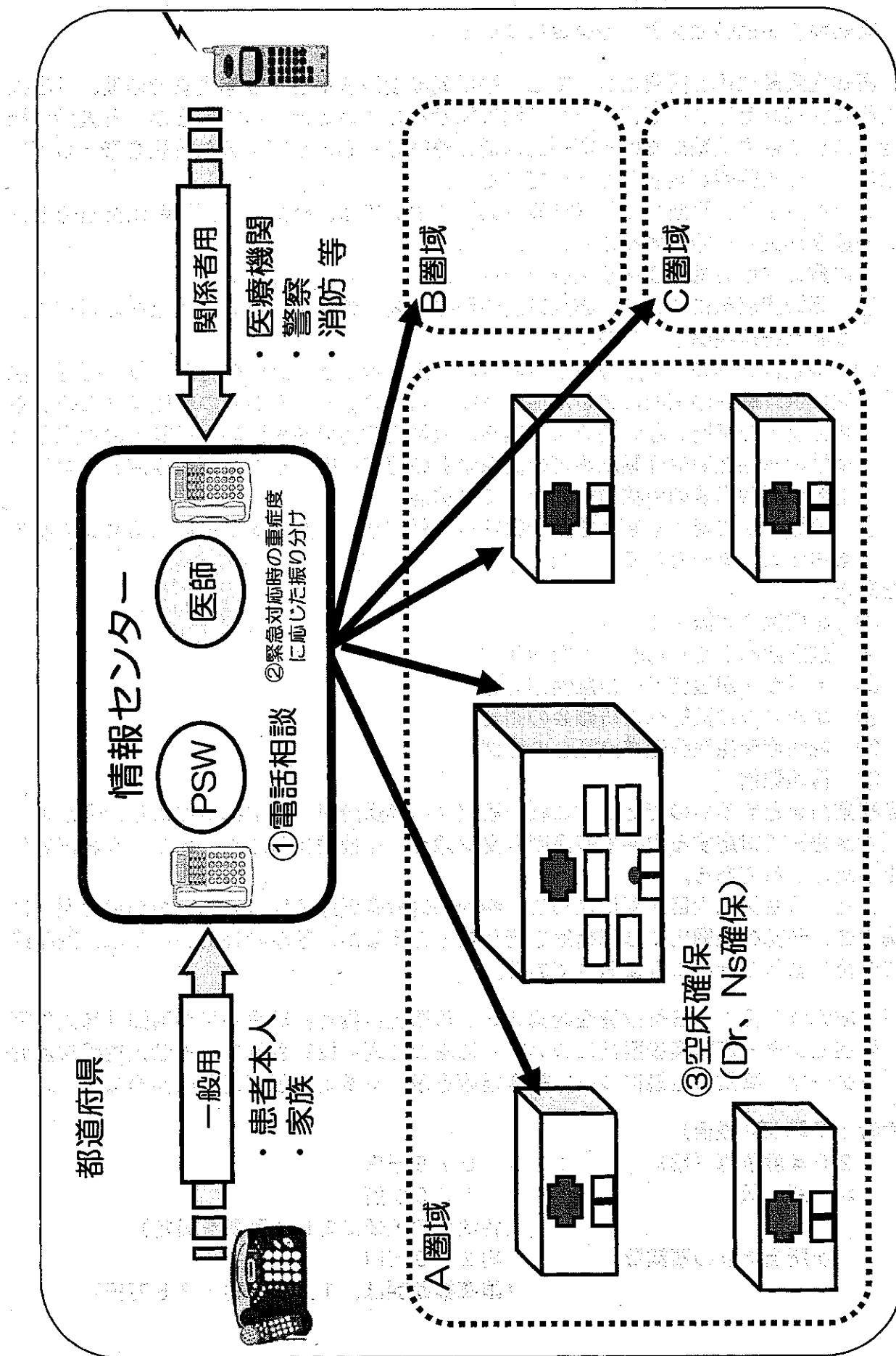
- ・医師1人
- ・看護師1人

初期救急医療施設

精神科救急医療センター

- ・医師1人
- ・看護師2人
- ・PSW1人
- ・空床確保2床

精神科救急医療システム



4. 認知症疾患医療センターの整備について

認知症疾患に係る医療については、平成元年度から平成18年度までの間、「老人性認知症疾患センター事業」として国庫補助をしていたところであるが、各施設の機能のばらつきや地域における関係諸機関の連携の中心として十分な機能を果たしていないといった課題が明らかとなっていた。

これを踏まえ、平成20年度予算（案）においては、新たに「認知症疾患医療センター運営事業」を創設することとした。

本事業における認知症疾患医療センターは、

- ① 認知症疾患について、鑑別診断や問題行動への対応、身体合併症への対応を行う専門医療機関としての機能
- ② 問題行動への対応や身体合併症への対応を行う医療施設の空床情報の把握と情報提供、患者の病態に応じた他の医療機関への紹介、かかりつけ医等地域の医療関係者への専門的な医療研修の実施、協議会の開催や専門的な相談への対応など地域の医療機関や介護施設等の関係者との連携を行うなど、認知症疾患に関わる地域の医療機能の中核的機関としての機能
- ③ 地域住民に対する普及啓発や相談への対応など、認知症疾患に係る医療に関する情報センターとしての機能

を果たし、

- ① 専門医療相談
- ② 鑑別診断とそれに基づく初期対応
- ③ 合併症・周辺症状への急性期対応
- ④ かかりつけ医等への研修会の開催
- ⑤ 認知症疾患医療連携協議会の開催
- ⑥ 情報発信

を事業内容とするものであり、これを設置する都道府県、指定都市に対し、運営費（診療報酬で対応する内容や備品購入費は除く）を補助するため、約1.9億円を計上したところである。

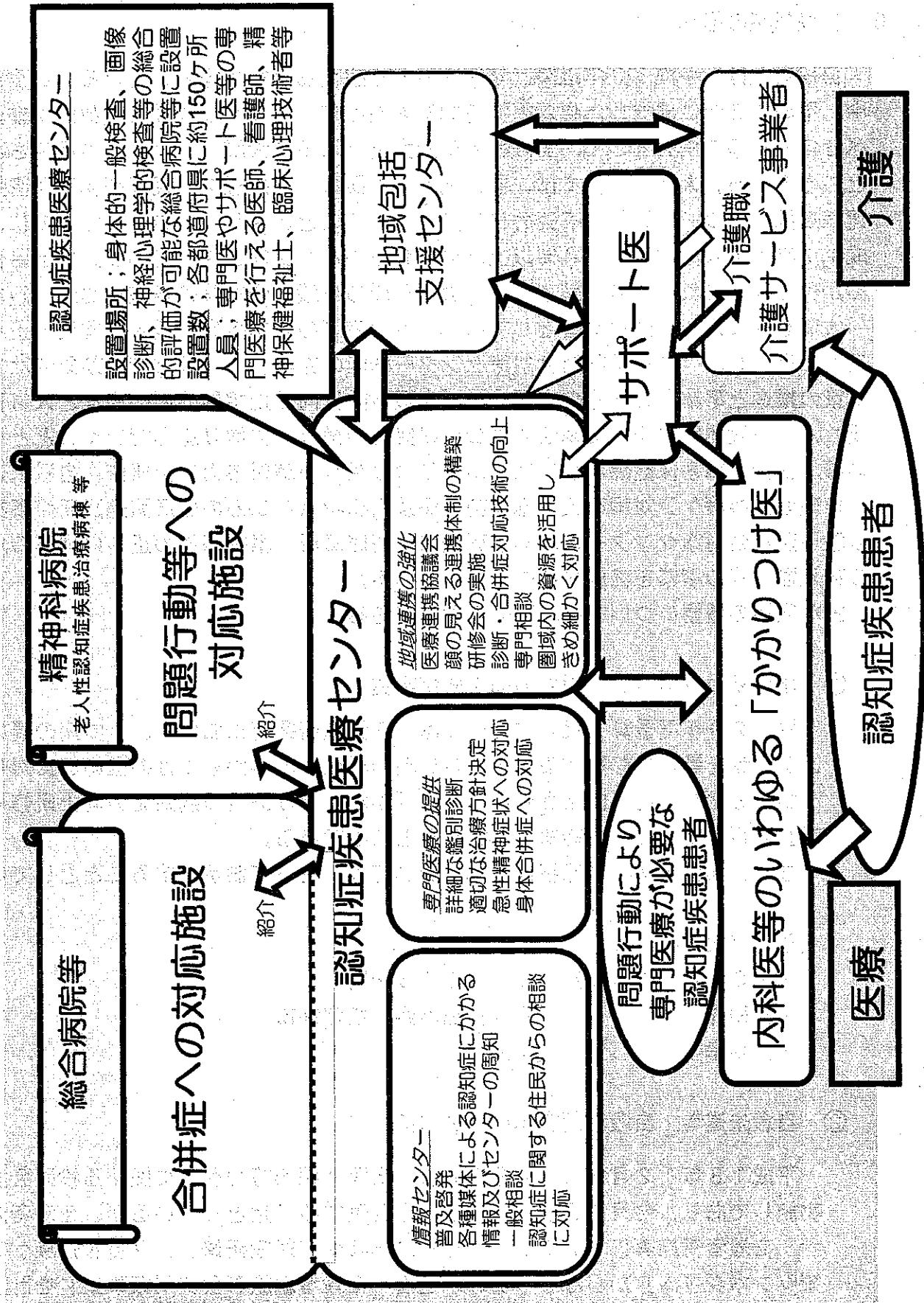
また、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うこととするが、基準額等については、効率的に予算を執行できるよう検討中である。

※平成元年7月11日付け健医発第850号厚生労働省保健医療局長通知「老人性認知症センター事業実施要綱について」に基づき既に指定されている老人性認知症センターは、事業の継続について経過措置を設ける予定（国庫補助は伴わない）。

（参考：予算（案）概要）

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| ・ 20年度予算（案） | 189,075千円 |
| ・ か 所 数 | 150か所
(各地域の実情に応じて箇所を設定) |
| ・ 1ヶ所当たりの事業費 | 約250万円
(国庫補助額は、1/2:約125万円) |

認知症医療センター運営事業（新規）平成20年度予算額1.9億円



5. 自殺対策の推進について

自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超える水準で推移している。こうした中、平成18年に成立した自殺対策基本法を受けて、平成19年6月、政府が推進すべき自殺対策の指針として、自殺総合対策大綱（以下「大綱」とう。）が策定されたところである。大綱においては、国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が密接な連携を図りつつ、自殺対策を強力に推進していくこととされ、平成28年までに、平成17年の自殺死亡率を20%以上減少させることが目標とされている。各自治体におかれては、これを十分に踏まえて、より一層の自殺総合対策の推進をお願いしたい。

大綱を踏まえ、厚生労働省としては、「うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進」、「自殺予防総合対策センター機能の充実」、「地域での効果的な自殺対策の推進と事業主の取組の支援」、「自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成」、「自殺問題に関する総合的な調査研究等の推進」に取り組んでいくこととしている。精神・障害保健課としては、かかりつけ医うつ病対応力向上研修、自殺未遂者・自殺者遺族等ケア対策事業、地域精神保健指導者（こころの健康問題）研修事業、自殺予防総合対策センターによる情報発信・研修事業、精神障害の正しい理解のための普及啓発等の事業を実施することとしている。

主な取組の概要については以下のとおりである。

① かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業

平成20年度予算（案）においては、各都道府県等において、うつ病の疑いのある患者を最初に診察することの多い精神科以外のかかりつけの医師等に対し、うつ病の診断技術を向上させるために「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業」を行うための所要経費を計上したところである。

なお、実施要綱、国庫補助基準については、追ってお示しすることとしている。

（予算（案）概要）

・ 20年度予算（案）	97,536千円
・ 補助先	64都道府県・指定都市
・ 補助率	1/2

② 自殺未遂者・自殺者親族等のケア対策

平成18年12月から「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」を実施しており、今月を目途に、報告書を公表する予定としているが、自殺者未遂者・自殺者親族等については、「自殺未遂者ケア対策研修」、「自殺遺族ケア対策シンポジウム」からなる「自殺未遂者・自殺者親族等ケア対策事業」を計上し

たところであり、関係機関に所属する職員の派遣を行うなど、特段の配慮をお願いしたい。

③ 研修事業への参加

従来から行っている地域の実態に応じた自殺対策の企画立案に資することを目的とした「地域精神保健指導者（こころの健康問題）研修」や自殺予防総合対策センターにおいて今年度から新たに行っている「自殺関連相談員の研修事業」に加え、平成20年度からは、「心理職等カウンセリング技術向上研修」を行うこととしており、これらの研修に対して、関係機関に所属する職員の派遣を行うなど、特段の配慮をお願いしたい。

④ 自殺予防総合対策センターへの情報提供協力のお願い

日頃から、国立精神・神経センター精神保健研究所内の自殺予防総合対策センターにおける調査研究に御協力いただいているところであるが、今後も、同センターにおいて、各自治体における自殺対策の推進に資するよう情報収集・提供を強化していくこととしており、各自治体が取り組んでいる自殺対策についての情報提供や調査研究に引き続き御協力いただきたい。

自殺対策関連予算

平成19年度予算額
12億円

平成20年度予算案
14億円

研究の推進

3.3億円 → 3.0億円

- 自殺対策のための戦略研究
- 心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究
- 自殺未遂者および自殺者遺族等へのケアに関する研究等

自殺予防総合対策センター

28百万円 → 31百万円

相談体制の充実と人材育成

2.4億円 → 4.8億円

- かかりつけ医うつ病対応力向上研修(新規)
- 電話による自殺予防相談関連事業
- 動き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業
- 産業医等医師を対象とした研修

普及啓発

6百万円 → 86百万円

- 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」、「新健康プロンティア戦略」、「自殺総合対策大綱」に基づいた普及・啓発事業
- 普及・啓発活動を行う当事者育成のための専門家養成研修事業
- 自殺対策ネットワーク会議
- 情報収集発信
- 保健所、精神保健福祉センター、民間団体の相談員に対する車門研修
- 心理職等カウンセリング技術向上研修(新規)

地域や職場での自殺対策

5.6億円 → 5.0億円

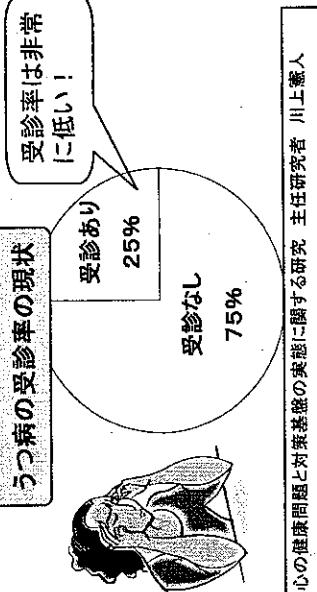
- 地域自殺対策推進事業
- メンタルヘルス対策に関する啓発・研修等事業
- 自殺未遂者・自殺者遺族ケア対策事業(新規)
- 中小規模事業場に対するメンタルヘルス対策に係る研修事業
- 地域精神保健指導者(こころの健康問題)研修事業
- 心の健康問題により休業等をした労働者の再チャレンジ支援のための専門家派遣事業
- メンタルヘルス対策支援事業

かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業（新規）

本事業の必要性

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るために、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図る人材等を養成する必要がある。

自殺総合対策大綱（抄）
3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
(1)かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断技術の向上



かかりつけ医のうつ病に対する診断技術が向上すれば、未受診者のうちの何割かは早期発見・早期治療が可能となるのではないか？

診療所に従事する内科医 3万9千人
出典：平成16年医師・看護師・薬剤師調査
(厚生労働省大臣官房統計情報部)

研修内容

「研修企画委員会」
うつ病に関する有識者で構成する委員会
において、研修内容の企画・立案

「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」

①対象者：診療所等に勤務する医師
②実施場所：都道府県・指定都市
③研修内容：うつ病に関する基礎知識、診断方法、治療方法等
※都道府県・指定都市医師会、日精協等と密接な連携を図り実施

期待される効果

かかりつけ医のうつ病に対する診断技術の向上により、診断率の向上、早期発見による受診率の向上、早期治療者の増加

<連絡事項>

280 300

1. 発達障害者の支援について

「発達障害者支援法」が平成17年4月に施行され、厚生労働省においては、発達障害対策戦略推進本部を設置し、発達障害者の乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援の推進を図る観点から、医療施策、保健施策、福祉施策、就労施策等の関連施策について制度横断的な調整及び推進を図っているところであります。

その中で、障害保健福祉分野では、以下のような取組みを行うこととしており、各自治体においても引き続き積極的な取組みをお願いしたい。

(1) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センターは、都道府県が行う専門的・広域的な相談支援事業に位置付けられており、発達障害者に対する第一義的な相談支援を市町村において適切に行なうことができるよう、市町村職員等に対する研修及び普及啓発を積極的に実施し、市町村の相談支援機能の強化に努め、発達障害者支援センターが地域での専門的・中核的な機能を最大限に発揮できるよう努められたい。

なお、発達障害者支援センターについては、平成20年1月1日現在で611(47都道府県・14指定都市)の自治体で実施されており、体制整備が進んできているが、未実施の自治体におかれては、早期の実施をくれぐれもお願いしたい。

(2) 発達障害者支援体制整備事業

本事業は、圏域における事業の成果を都道府県事業で設置する検討委員会において検証しながら、望ましい支援体制のあり方を検討し、他の圏域に普及させていくものであり、都道府県事業と圏域事業を併せて実施することにより、より効果的な事業展開が期待されることから、すべての都道府県・指定都市において都道府県事業と圏域事業の双方を実施されたい。

(3) 発達障害者支援開発事業

本事業は、発達障害者支援の取組みをモデル的に実践・評価し、有効な発達障害者への支援手法を確立させることを目的としている。

また、本事業は、開発された手法を全国に普及させることも目的としており、数値化等を行うことにより、事業全体での成果の検証が必要となるため、企画・推進委員会の設置に当たっては、研究機関との連携を含めて事業の検証を十分に行なうことのできる体制の確保に重点を置いていただきたい。

なお、発達障害者支援マネージャーの配置については、平成19年12月11日

付事務連絡においてお示ししたとおり、平成20年度に発達障害者支援開発事業実施要綱を改正し、現状の「専従」から、専任業務に支障がなければ他の業務を兼任することができる「専任」に見直すこととしているので、ご留意願いたい。

上記のほか、障害者自立支援法における障害者の定義及び個々のサービスの適用の関係については、身体障害者を除けば、手帳所持はサービス提供の要件とされておらず、発達障害者に関しても、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の有無によるものではなく、法が定義している知的障害者・精神障害者（その他の精神疾患）に該当するのであれば、サービスの対象として位置付けられることとなるので、各都道府県等におかれては、発達障害者へのサービスの適用について、再度、管下市町村への周知をお願いする。

2. 高次脳機能障害者の支援について

高次脳機能障害者への支援については、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業において、都道府県が行う専門的な相談支援として「高次脳機能障害支援普及事業」を実施しているところであるが、その取組状況は一部の都道府県にとどまっているところである。高次脳機能障害は傷病によって発生する住民にとって身近なものであり、十分な対応体制を整備する必要があることから、同事業を未実施の都道府県におかれては、高次脳機能障害支援普及事業を早期に実施されたい。

また、国立身体障害者リハビリテーションセンターを通じ、技術的支援として地方支援拠点機関等全国連絡協議会や研修会等を開催しているところであり、関係職員の資質の向上のため、各都道府県におかれては、自治体職員や支援拠点機関等関係機関に所属する職員の派遣について、特段の配慮をお願いしたい。

3. 自立支援医療について

自立支援医療の適正な運用に資するため、「後期高齢者医療制度の創設に伴う自立支援医療の対応について」及び「自立支援医療の経過的特例に係る支給認定の取扱いについて」を、平成20年2月15日付事務連絡によりお知らせしたところであるが、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び「自立支援医療費の支給認定について」（平成18年3月3日障害保健福祉部長通知）の改正については、3月下旬にお示しする見込みであるが、改正内容は法律の名称変更等の形式的な改正のみの予定である。

ため、事務連絡に基づき自立支援医療の支給認定にかかる負担上限月額の見直し等の事務処理について遺漏のないようお願いする。

4. 良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供について

(1) 精神科病院に対する指導監督等について

精神保健福祉施策の推進に当たっては、かねてより人権に配慮した適切な医療・保護の確保に努めていただいているところである。厚生労働省としても、より適正な入院患者の医療・保護の確保を図るため、都道府県知事等が精神科病院に対して実施した実地指導等を検証する「精神科病院実地検証」を実施しているところであるが、平成18年度に実地検証した結果、一部の精神科病院において、未だに以下のような事例が見られた。

- ・病室が男女混合である
- ・専用の面会室がない
- ・電話の使用時間等が制限されている
- ・預り金の管理が不適切である
- ・任意入院・医療保護入院時の診察・告知行為が診療録等で確認できない
- ・隔離・身体的拘束の際の診察・告知行為が診療録等で確認できない

また、新聞報道等においても、患者同士による暴行などの問題事例が、複数見られている。

精神科病院入院者の適切な待遇の確保等については、都道府県知事等は、精神科病院に対する実地指導後の措置として、改善計画書の提出を求めるとともに、提出された改善計画書の変更を命じ、これらの命令に従わない場合には医療の提供の全部又は一部の制限ができることとされているところであり、各都道府県等におかれでは、貴管内医療機関に対し実地指導等を実施する際に、精神保健福祉法及び関係通知（平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知「精神科病院の指導監督等の徹底について」等）の趣旨を踏まえ、一層の指導の強化を図るようお願いしたい。

併せて、障害者自立支援法による精神保健福祉法の改正に伴い、平成18年10月より、改善命令等に従わない精神科病院の公表制度、改善命令を受けたことがある精神科病院に対する任意入院者の病状報告、任意入院患者の退院制限、医療保護入院及び応急入院に係る特例措置の導入等が行われたところであり、各都道府県等におかれでは、その適切な運用について引き続き御協力をお願いしたい。

(2) 精神医療審査会の適切な運営等について

精神医療審査会は、在院患者の人権確保の観点から極めて重要な役割を果たすものであるが、退院請求・処遇改善請求等の処理に要する平均日数が1か月を超える自治体があるなど、不適正な状況が引き続き見受けられており、その中には2か月を超える自治体があるなど、極めて不適正な状況も散見されている。

各都道府県・指定都市におかれでは、平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について」に基づき、精神医療審査会の適正な運営を図るように徹底されたい。

また、先般の精神保健福祉法の改正に伴い、平成18年10月より審査会の委員構成の弾力化が図られ、現行の「医療委員3名、法律委員1名、その他学識委員1名」から「医療委員2名以上、法律委員1名以上、その他学識委員1名以上」に改正されたので、適正な運用をお願いしたい。

(3) 指定病院の指定基準の一部を改正する件について

精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準」(平成8年厚生省告示第90号)において、以下のとおり、精神病床数に係る基準を規定している。

一 (略)

二 精神病床の数が百床以上であること。ただし、地域における措置入院者に対する医療及び保護のための体制、当該病院の管理運営の状況等を勘案し指定する必要があると認められる病院で五十床以上の精神病床を有するものについては、この限りでない。

三 (略)

一方で、地域においては、身体的な治療を必要とする措置入院患者について、受入先となる指定病院が十分ではなく、その対応が困難となっている実態があることから、精神病床の数が「原則100床以上、特例として50床以上」とされている現行の基準を見直すこととした。

具体的には、原則として、精神病床の数が50床以上であることとし、特例として、一般病床を併せ持つなど身体的な治療を必要とする措置入院患者の受入体制を有している病院については、精神病床数を20床以上有していれば指定対象となり得ることとして、平成20年4月1日から施行することを予定している。

5. 犯罪被害者対策等基本計画に基づく地方自治体との連携について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第8条に基づき策定された「犯罪被害者対策等基本計画」（平成17年12月27日閣議決定）では、精神的被害について、「犯罪被害者等の治療を行える専門家・施設が不足しており、身近な地域で適切な医療や福祉サービスを受けられないとの指摘がある」、「医療関係者においても理解が十分とは言えず、その診療やケアに関する研究の遅れや、専門家・施設の不足により、多くの犯罪被害者等が精神面の重い症状を負いながら、適切な診療やケアを受けられず、社会から孤立していると指摘されている」、「治療や回復の過程でかかわらざるを得ない関係機関において、配慮に欠けた対応をされることによって受けれる二次的被害がある」と指摘され、「身体に関する救急医療と同様に被害直後から適切な診療や援助を受けられるようにする必要がある」とされているところである（Ⅲ 重点課題 ②精神的・身体的被害の回復・防止への取組）。

このため、「V 重点課題に係る具体的施策」において、P T S D 等専門家の養成等を行っていくこととされているところであり、各地方自治体におかれても以下のようないくこととされているところであり、各地方自治体におかれても以下のような取組について積極的に実施していただきたい。

- ・精神保健福祉センター及び保健所において相談支援を行っている旨の周知・広報
- ・医療機関職員等に対する P T S D 対策専門家養成研修の周知・広報
- ・各自治体における地方版専門家養成研修会の開催

6 心の健康づくりについての各般の取り組み

（1）大規模な災害・事件・事故の際の心のケア対策について

自然災害及び犯罪、事故等の人為災害において、いわゆる「心のケア」の必要性が強く認識されているところである。このため、心の健康問題への対応を強化する観点から、各都道府県・指定都市に対し、平成15年1月に「災害時の地域精神保健医療に関するガイドライン」を示したところであるが、引き続き、このガイドライン等を活用しつつ、災害等の発生時において「心のケア」を十分行える体制の確立にご協力願いたい。

また、精神保健福祉センター、保健所、病院等に勤務している医師、看護師、精神保健福祉士等を対象に、P T S D（心的外傷後ストレス障害）に関する専門的な養成研修を実施しており、関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただくとともに、災害等の発生時に備えて関係機関の連携強化を図っていただ

きたい。

（2）児童思春期の心の健康づくり対策の推進について

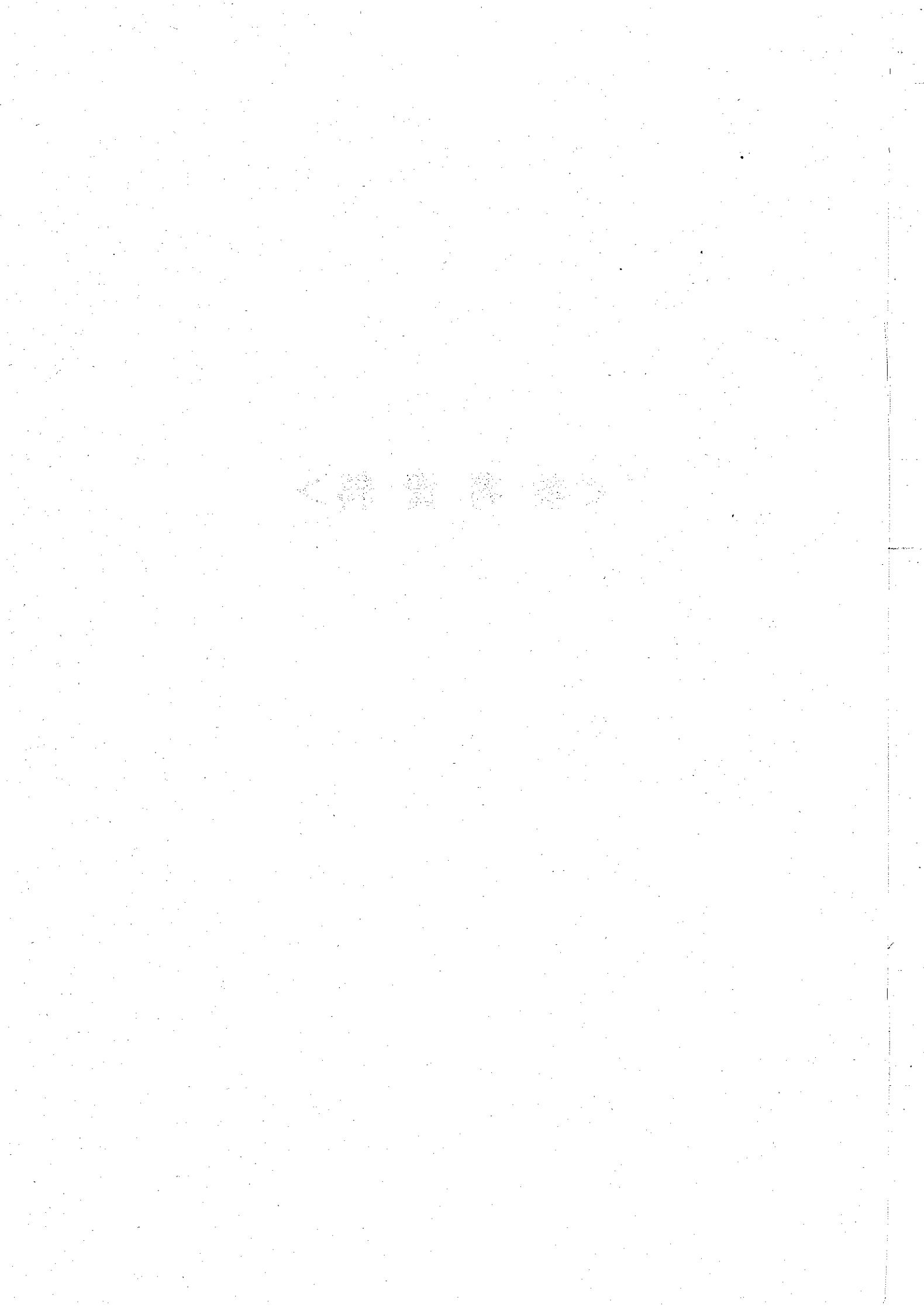
児童思春期の心の問題に対する相談については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等において実施しているところであるが、思春期精神保健に関する専門家が少なく、各機関における相談体制が十分ではないことから、平成13年度から、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所、病院等に勤務している医師、看護師、精神保健福祉士、児童指導員等を対象として、思春期精神保健の専門家の養成研修を実施している。については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等の関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただくとともに、関係機関との連携強化を図っていただきたい。

（3）精神障害の正しい理解のための普及・啓発について

精神障害者の地域生活への移行を推進する上でも、また、国民の心の健康づくりを進める上でも、心の健康問題や精神疾患に対する正しい理解の普及は非常に重要であると考えている。

については、各都道府県等におかれては、広報誌における記事、各種イベントにおける展示等様々な媒体や機会を通じて、精神疾患の正しい理解に向けての普及啓発にご尽力をいただきたい。

<参考資料>



1. 平成17年度及び平成18年度指導監査の実績

(1) 都道府県

自治体別	年度別	
	17	18
1 北 海 道	○	
2 青 森 県	○	
3 岩 手 県	○	
4 宫 城 県		○
5 秋 田 県	○	
6 山 形 県	○	
7 福 島 県	○	
8 茨 城 県		○
9 栃 木 県	○	
10 群 馬 県		○
11 埼 玉 県		○
12 千 葉 県	○	
13 東 京 都		○
14 神 奈 川 県		○
15 新潟 県	○	
16 富 山 県	○	
17 石 川 県	○	
18 福 井 県	○	
19 山 梨 県	○	
20 長 野 県		○
21 岐 阜 県		○
22 静 岡 県		○
23 愛 知 県		○
24 三 重 県	○	
25 滋 賀 県		○
26 京 都 府	○	
27 大 阪 府		○
28 兵 庫 県		○
29 奈 良 県		○
30 和 歌 山 県		○
31 鳥 取 県		○
32 島 根 県		○
33 岡 山 県		○
34 広 島 県	○	
35 山 口 県	○	
36 徳 島 県	○	
37 香 川 県		○
38 愛 媛 県	○	
39 高 知 県	○	
40 福 岡 県		○
41 佐 賀 県		○
42 長 崎 県		○
43 熊 本 県	○	
44 大 分 県		○
45 宮 崎 県	○	
46 鹿 児 島 県	○	
47 沖 縄 県	○	
計	24	23

(2) 指定都市

自治体別	年度別	
	17	18
1 札 幌 市		○
2 仙 台 市	○	
3 さ い た ま 市		○
4 千 葉 市	○	
5 横 浜 市		○
6 川 崎 市	○	
7 名 古 屋 市	○	
8 京 都 市	○	
9 大 阪 市		○
10 神 戸 市		○
11 広 島 市		○
12 北 九 州 市		○
13 福 岡 市	○	
計	6	7

全国計	30	30
-----	----	----

自治体別指摘事項一覧

精神保健福祉法関係 6-1

指 摘 事 項	施設・指導の状況												医療・保護の状況						
	利用状況等	精神科病院の状況			実地指導			その他		措置入院(診察・届出・審査・確認)									
①年間利用率 105 %超過施設	②年間利用率 100 %超過施設	③月別利用率 100 %超過施設	④指定時基準不適合	⑤医療従事者の不足	⑥常勤指定医の不足	⑦指定期限及び指定病床数の運用不適切	⑧病院の実施数不十分	⑨精神保健指定医の同行がない	⑩指導へ指摘等▽が不十分	⑪指摘方法が不十分	⑫改善状況の確認が不十分	⑬県立病院が未設置	⑭医療従事者の不足等へ指定病院以外▽	⑮計	⑯措置患者の入院先の不適へ診察指定医の病院▽	⑰新規措置者の入院3か月後の実地審査が非実施	⑱実地審査を年1回実施していない	⑲指定医が自傷他害があると診断したが措置不要と処理	⑳指定医が自傷他害がないと診断したが要措置と処理
都道府県別																			
北海道	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	7	◎	◎	◎	◎	
青森県			◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	4	◎	◎	◎	◎	
岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎						◎	◎	5	◎	◎	◎	◎	
宮城县	◎	◎	◎	◎	◎	◎						◎	◎	5	◎	◎	◎	◎	
秋田県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	5	◎	◎	◎	◎	
山形県			◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	3	◎	◎	◎	◎	
福島県	◎		◎			◎		◎		◎	◎	◎	◎	4	◎	◎	◎	◎	
茨城県			◎	◎								◎	◎	3	◎	◎	◎	◎	
栃木県								◎				◎	◎	1	◎	◎	◎	◎	
群馬県												◎	◎	0	◎	◎	◎	◎	
埼玉県			◎									◎	◎	1	◎	◎	◎	◎	
千葉県								◎				◎	◎	1	◎	◎	◎	◎	
東京都								◎	◎			◎	◎	2	◎	◎	◎	◎	
神奈川県	◎								◎	◎		◎	◎	3	◎	◎	◎	◎	
新潟県	◎	◎						◎				◎	◎	4	◎	◎	◎	◎	
富山县	◎	◎	◎									◎	◎	4	◎	◎	◎	◎	
石川県				◎				◎		◎		◎	◎	2	◎	◎	◎	◎	
福井県	◎	◎										◎	◎	3	◎	◎	◎	◎	
山梨県			◎					◎		◎		◎	◎	2	◎	◎	◎	◎	
長野県	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	6	◎	◎	◎	◎	
岐阜県			◎					◎		◎		◎	◎	2	◎	◎	◎	◎	
静岡県		◎	◎					◎	◎			◎	◎	4	◎	◎	◎	◎	
愛知県	◎	◎										◎	◎	2	◎	◎	◎	◎	
三重県				◎				◎		◎		◎	◎	2	◎	◎	◎	◎	
滋賀県				◎								◎	◎	1	◎	◎	◎	◎	
京都府								◎		◎		◎	◎	1	◎	◎	◎	◎	
大阪府												◎	◎	1	◎	◎	◎	◎	
兵庫県												◎	◎	0	◎	◎	◎	◎	
奈良県				◎					◎			◎	◎	1	◎	◎	◎	◎	
和歌山县									◎			◎	◎	0	◎	◎	◎	◎	
鳥取県										◎		◎	◎	2	◎	◎	◎	◎	

自治体別指摘事項一覧

精神保健福祉法関係 6-2

指 摘 事 項	施設・指導の状況												医療・保護の状況								
	利用状況等			精神科病院の状況			実地指導			その他			措置入院(診察・届出・審査・確認)								
①年間利用率 105%超過施設	◎			◎			◎			◎	3		①指定医の診察・選定等不適切								
②年間利用率 100%超過施設				◎			◎			◎	1		②申請書受理後の調査等遅延							◎	
③月別利用率 超過施設	◎	◎	◎	◎			◎			◎	2		③調査不十分で未診察							◎	
④指定時基準不適合				◎			◎			◎	4		④指定医が自傷他害がないと診断したが措置不要と処理							◎	
⑤医療従事者の不足				◎			◎			◎	2		⑤指定医が自傷他害があると診断したが措置不要と処理							◎	
⑥常勤指定医の不足				◎			◎			◎	0		⑥指定医が自傷他害があると診断したが措置不要と処理							◎	
⑦指定期限及び指定病床数の運用不適切				◎			◎			◎	1		⑦指定期限及び指定病床数の運用不適切							◎	
⑧病院の実施数不十分				◎			◎			◎	0		⑧病院の実施数不十分							◎	
⑨精神保健指定医の同行がない				◎			◎			◎	0		⑨精神保健指定医の同行がない							◎	
⑩指導へ指摘等▽が不十分				◎			◎			◎	3		⑩指導へ指摘等▽が不十分							◎	
⑪指摘方法が不十分				◎			◎			◎	2		⑪指摘方法が不十分							◎	
⑫改善状況の確認が不十分				◎			◎			◎	0		⑫改善状況の確認が不十分							◎	
⑬県立病院が未設置				◎			◎			◎	128	1	⑬県立病院が未設置							◎	
⑭医療従事者の不足等へ指定病院以外▽				◎			◎			◎	0		⑭医療従事者の不足等へ指定病院以外▽							◎	
計				◎			◎			◎	0		計								
都道府県別				◎			◎			◎	0		都道府県別								
島根県	◎			◎			◎			◎	3		島根県								
岡山県				◎			◎			◎	1		岡山県							◎	
広島県				◎			◎			◎	2		広島県							◎	
山口県	◎	◎	◎	◎			◎			◎	4		山口県							◎	
徳島県	◎	◎									2		徳島県							◎	
香川県											0		香川県							◎	
愛媛県				◎							1		愛媛県							◎	
高知県	◎			◎			◎	◎	◎	◎	4		高知県							◎	
福岡県	◎	◎									1		福岡県							◎	
佐賀県	◎			◎							2		佐賀県							◎	
長崎県			◎	◎							2		長崎県							◎	
熊本県											0		熊本県							◎	
大分県	◎	◎					◎				3		大分県							◎	
宮崎県	◎										2		宮崎県							◎	
鹿児島県	◎	◎	◎	◎			◎			◎	6		鹿児島県							◎	
沖縄県	◎		◎	◎			◎			◎	3		沖縄県							◎	
札幌市	◎	◎					◎			◎	3		札幌市							◎	
仙台市											0		仙台市							◎	
さいたま市											0		さいたま市							◎	
千葉市							◎			◎	1		千葉市							◎	
横浜市	◎	◎									2		横浜市							◎	
川崎市											0		川崎市							◎	
名古屋市							◎			◎	1		名古屋市							◎	
京都府							◎			◎	1		京都府							◎	
大阪市											0		大阪市							◎	
神戸市											0		神戸市							◎	
広島市											0		広島市							◎	
北九州市		◎									1		北九州市							◎	
福岡市		◎								◎	2		福岡市							◎	
指摘件数	0	5	24	2	21	17	1	2	3	27	4	2	0	20	128	1	0	0	0	35	
	指摘自治体数												49								

自治体別指摘事項一覧

精神保健福祉法関係 6-3

指 摘 事 項	医療・保護の状況																													計										
	措置入院			医療保護入院			応急入院	精神医療審査会	退院請求認定後の1か月以内の確認が不適切		開催していらない月がある		関係者の排除が不適切		直近の合議体で審査していない等		審査結果通知の遅延		定期病状報告書の遅延等		実地審査が行われていない		法第33条第2項による入院が4週間以上ある		同意書選任書の添付不適切		医療保護入退院届の遅延等		移送手續等の状況		移送手續未整備		移送解除手續等の状況		緊急措置入院制度運用不適切		指定病床数以上の措置患者の入院		仮退院の事後許可・目的外の許可がある場合等	
都道府県別									◎																								1							
北海道									◎																								3							
青森県									◎																							4								
岩手県	◎								◎																							1								
宮城县																																1								
秋田県										◎																						1								
山形県										◎																						1								
福島県										◎																						2								
茨城県										◎																						1								
栃木県	◎									◎																						5								
群馬県										◎																						3								
埼玉県										◎																						3								
千葉県										◎																						4								
東京都	◎									◎																						5								
神奈川県	◎									◎																						6								
新潟県										◎																						3								
富山县										◎																						2								
石川県										◎																						4								
福井県											◎																					1								
山梨県											◎																					3								
長野県											◎																					2								
岐阜県	◎									◎																						6								
静岡県										◎																						3								
愛知県											◎																					1								
三重県											◎																					1								
滋賀県											◎																					4								
京都府											◎																					3								
大阪府											◎																					5								
兵庫県											◎																					1								
奈良県											◎																					1								
和歌山县											◎																					2								
鳥取県											◎																					3								

自治体別指摘事項一覧

精神保健福祉法関係 6-4

指 摘 事 項	医療・保護の状況																								計	
	措置入院			医療保護入院			応急入院			精神医療審査会			退院請求認定後の1か月以内の確認が不適切			直近の合議体で審査していない等			審査結果通知の遅延							
⑨ 仮退院の事後許可・目的外の許可がある場合等	○				○		○			○			○			○			○			○			○	
島根県	○				○		○																			3
岡山県					○		○																			○ 3
広島県					○		○																			2
山口県					○		○																			3
徳島県		○			○		○																			○ 4
香川県					○		○																			3
愛媛県					○		○																			○ 3
高知県					○		○																			2
福岡県			○		○		○																			○ 4
佐賀県					○		○																			2
長崎県					○		○																			3
熊本県							○																			2
大分県					○		○																			○ 5
宮崎県							○																			1
鹿児島県							○																			4
沖縄県							○																			3
札幌市			○			○																				3
仙台市						○																				1
さいたま市						○																				1
千葉市						○																				2
横浜市						○																				2
川崎市						○		○																		5
名古屋市						○		○																		2
京都府						○																				1
大阪市						○																				1
神戸市						○																				2
広島市	○						○																			3
北九州市						○	○	○																	4	
福岡市						○	○	○																	5	
指摘件数	0	7	0	0	0	3	13	0	57	0	0	1	12	5	8	0	0	1	19	1	0				60	
指摘自治体数																										

自治体別指摘事項一覧

精神保健福祉法関係 6-5

都道府県別 指摘事項	公費負担		社会復帰施設		その他		合計				
	①通院医療費のそ及承認がある	②医療費申請受理から1か月以内に決定が行われていない	③扶養義務者・所得税額の把握不十分	④費用徴収額の認定へ再認定✓が行われていない	⑤レセプト等の審査点検が不十分	⑥要領不十分へ指摘基準未整備✓	⑦施設利用状況報告書未提出	⑧指導監督実施状況が不十分	⑨施設の設置が不十分	⑩言語	
北海道	◎	1			0						0 9
青森県		0	◎		1						0 8
岩手県	◎	1			0						0 10
宮城県		0	◎ ◎		2						0 8
秋田県		0			0						0 6
山形県		◎	1		0						0 5
福島県	◎		1		0	◎					1 8
茨城県			◎ 1		0						0 5
栃木県		◎	1		◎	1					0 8
群馬県		◎	1		0						0 4
埼玉県		0			0						0 4
千葉県	◎		◎ 2		0	◎					1 8
東京都	◎		1		0						0 8
神奈川県	◎		1	◎ ◎	2	◎					1 13
新潟県			0		0						0 7
富山县			0		0						0 6
石川県			0		0						0 6
福井県	◎		1		0	◎					1 6
山梨県	◎		◎ 2		0	◎					1 8
長野県	◎		◎ 2		0	◎					1 11
岐阜県			0		0						0 8
静岡県	◎		1		0	◎					1 9
愛知県			0		0						0 3
三重県			0		0						0 3
滋賀県	◎		◎ 2	◎	1	◎					1 9
京都府			0		0						0 4
大阪府			◎ 1		0						0 7
兵庫県	◎		1		0	◎					1 3
奈良県			◎ 1		0						0 3
和歌山县			0	◎	1						0 3
鳥取県	◎		◎ 2	◎	1						0 8

自治体別指摘事項一覧

精神保健福祉法関係 6-6

指 摘 事 項	公 費 負 担	社会復帰施設	その他の指摘事項						合 計
			①地方精神保健福祉審議会総合部会非開催	②手帳交付事務が不適切	③社会適応訓練事業協議会未設置・非開催	④精神保健福祉相談員未配置	⑤自由入院という独自の入院形態で入院させていた	⑥退院等請求の処理が不適切	
都道府県別			○	1	○	1			8
島根県			○	1	○	1			6
岡山県			○	1	○	1			6
広島県	○		1			0	○		6
山口県	○		○	2		0	○		10
徳島県	○		1			0	○		8
香川県			0			0			3
愛媛県			0			0			4
高知県	○		1			0	○		8
福岡県	○		1			0	○		7
佐賀県			○	1		0			5
長崎県			○	1		0			6
熊本県			0			0			2
大分県	○		1	○ ○		2	○		12
宮崎県			0			0	○		4
鹿児島県			0	○		1			11
沖縄県	○		1			0	○		8
札幌市			○	1	○	1			8
仙台市			0	○		1		○	3
さいたま市			0			0			1
千葉市			0			0			3
横浜市			○ ○	2		0			6
川崎市			0			0			5
名古屋市			0			0			3
京都府			0			0			2
大阪市			○ ○	2	○ ○	2			5
神戸市			○	1		0			3
広島市	○		1			0	○		5
北九州市			○	1		0			6
福岡市			○	1		0			8
指摘件数	0 19 0 3 23 45 0 12 6 0	18 0 18 0 0 0 1	19 374	指摘自治体数	37	指摘自治体数	14	指摘自治体数	19 60

2. 精神医療審査会関係資料

(1) 都道府県別精神医療審査会の審査状況

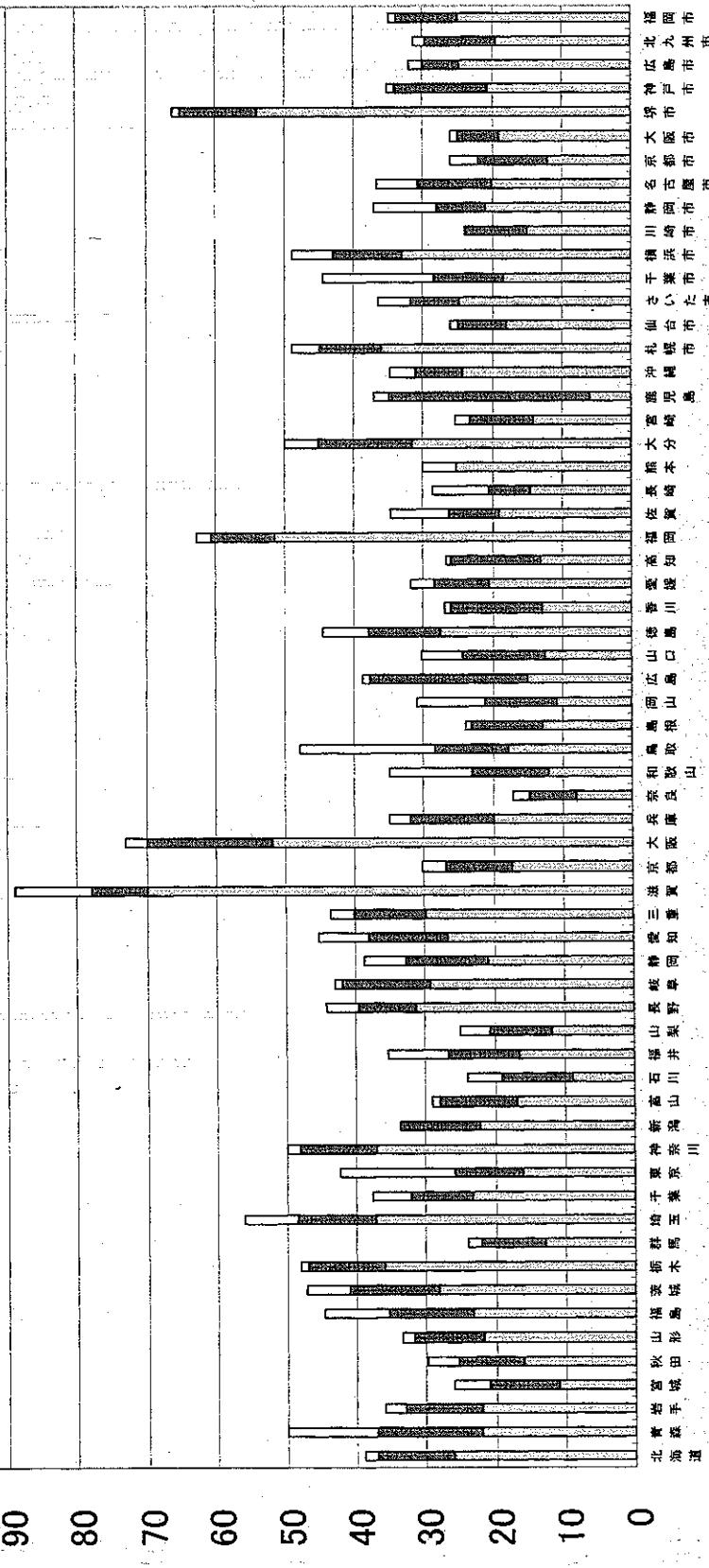
(平成18年度)

審査件数	定期報告(医療保護入院)			定期報告(措置入院)			退院請求		処遇改善請求		
	審査結果		審査件数	審査結果		審査件数	審査結果		審査件数	審査結果	
	他の入院形態への移行が適当	入院継続不要		他の入院形態への移行が適当	入院継続不要		入院又は処遇は不適当	入院又は処遇は不適当		入院又は処遇は不適当	
北海道	1,691	0	0	67	0	0	19	0	0	0	0
青森県	34	0	0	940	0	0	35	0	2	0	0
岩手県	500	0	0	48	5	0	18	0	4	0	0
宮城県	770	0	0	8	0	0	12	0	0	0	0
秋田県	1,117	0	0	26	0	0	29	3	0	0	0
山形県	834	0	0	20	0	0	8	0	1	0	0
福島県	1,808	0	0	43	0	0	46	0	0	0	0
茨城県	1,554	0	0	54	0	0	8	0	0	0	0
栃木県	1,385	0	0	66	0	0	1	0	0	0	0
群馬県	1,449	0	0	16	0	0	26	0	2	0	0
埼玉県	4,259	0	0	165	0	0	40	0	2	0	0
千葉県	3,408	0	0	113	0	0	61	4	0	0	0
東京都	5,070	0	0	93	0	0	125	6	6	1	1
神奈川県	2,419	0	0	20	0	0	32	1	1	0	0
新潟県	2,844	0	0	15	0	0	61	0	25	1	1
富山县	1,428	0	0	40	0	0	21	0	1	1	1
石川県	1,049	0	0	20	0	0	22	0	0	0	0
福井県	475	0	0	48	0	0	8	1	2	0	0
山梨県	700	0	0	15	0	0	3	0	0	0	0
長野県	871	0	0	101	0	0	31	1	3	0	0
岐阜県	965	0	0	40	0	0	30	0	3	1	1
静岡県	1,284	0	0	27	0	0	40	0	0	0	0
愛知県	1,581	0	0	80	0	0	51	1	3	1	1
三重県	1,057	0	0	17	0	0	17	0	0	0	0
滋賀県	832	1	0	30	0	0	13	0	0	0	0
京都府	648	0	0	9	0	0	75	1	4	0	0
大阪府	4,435	0	0	36	0	0	149	13	31	4	4
兵庫県	1,554	0	0	40	0	0	38	0	15	0	0
奈良県	977	2	3	14	3	0	0	0	0	0	0
和歌山県	657	0	0	5	0	0	16	1	1	1	1
鳥取県	543	0	0	22	0	0	20	2	1	0	0
島根県	797	0	0	16	0	0	36	0	2	0	0
岡山県	1,379	0	0	38	0	0	127	3	5	0	0
広島県	1,743	0	0	115	1	0	30	3	1	0	0
山口県	2,100	0	0	26	0	0	28	1	2	1	1
徳島県	562	0	0	61	0	0	22	2	0	0	0
香川県	340	0	0	6	0	0	45	5	0	0	0
愛媛県	1,359	0	0	67	0	0	17	0	3	0	0
高知県	880	0	0	21	0	0	8	0	0	0	0
福岡県	3,150	0	0	130	0	0	124	23	7	1	1
佐賀県	1,054	0	0	83	0	0	46	0	0	0	0
長崎県	1,239	1	2	53	1	0	30	1	7	0	0
熊本県	2,357	0	0	117	0	0	49	0	3	0	0
大分県	1,486	0	0	53	0	0	14	0	0	0	0
宮崎県	799	0	0	6	0	0	16	1	3	0	0
鹿児島県	2,085	0	0	123	0	0	54	0	2	0	0
沖縄県	1,140	0	0	70	0	0	37	0	1	0	0
札幌市	2,000	0	0	38	0	0	23	0	3	0	0
仙台市	619	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0
さいたま市	435	0	0	9	0	0	24	2	1	0	0
千葉市	436	0	0	5	0	0	24	0	0	0	0
横浜市	1,831	0	0	11	0	0	49	0	4	0	0
川崎市	395	0	0	12	0	0	10	1	1	0	0
静岡市	151	0	0	4	0	0	17	2	0	0	0
名古屋市	1,149	0	0	81	0	0	32	0	2	0	0
京都市	1,021	0	0	12	0	0	31	1	7	1	1
大阪市	0	0	0	22	0	0	6	0	0	0	0
堺市	829	0	0	0	0	0	13	1	1	1	1
神戸市	991	0	0	1	0	0	10	1	1	0	0
広島市	738	0	0	52	0	0	39	2	1	0	0
北九州市	632	0	0	45	0	0	24	7	7	1	1
福岡市	830	0	0	44	0	0	52	2	3	0	0
合計	82,725	4	5	3,559	10	0	2,098	92	174	15	

資料:衛生行政報告例

(2) 退院等請求平均審査期間（都道府県・都（者）順）

(日) 審査期間は地域によつてばらつきがある。



□審査から結果通知まで

番 意見聴取から
 番 結果通知まで

請求受理から
見取り図

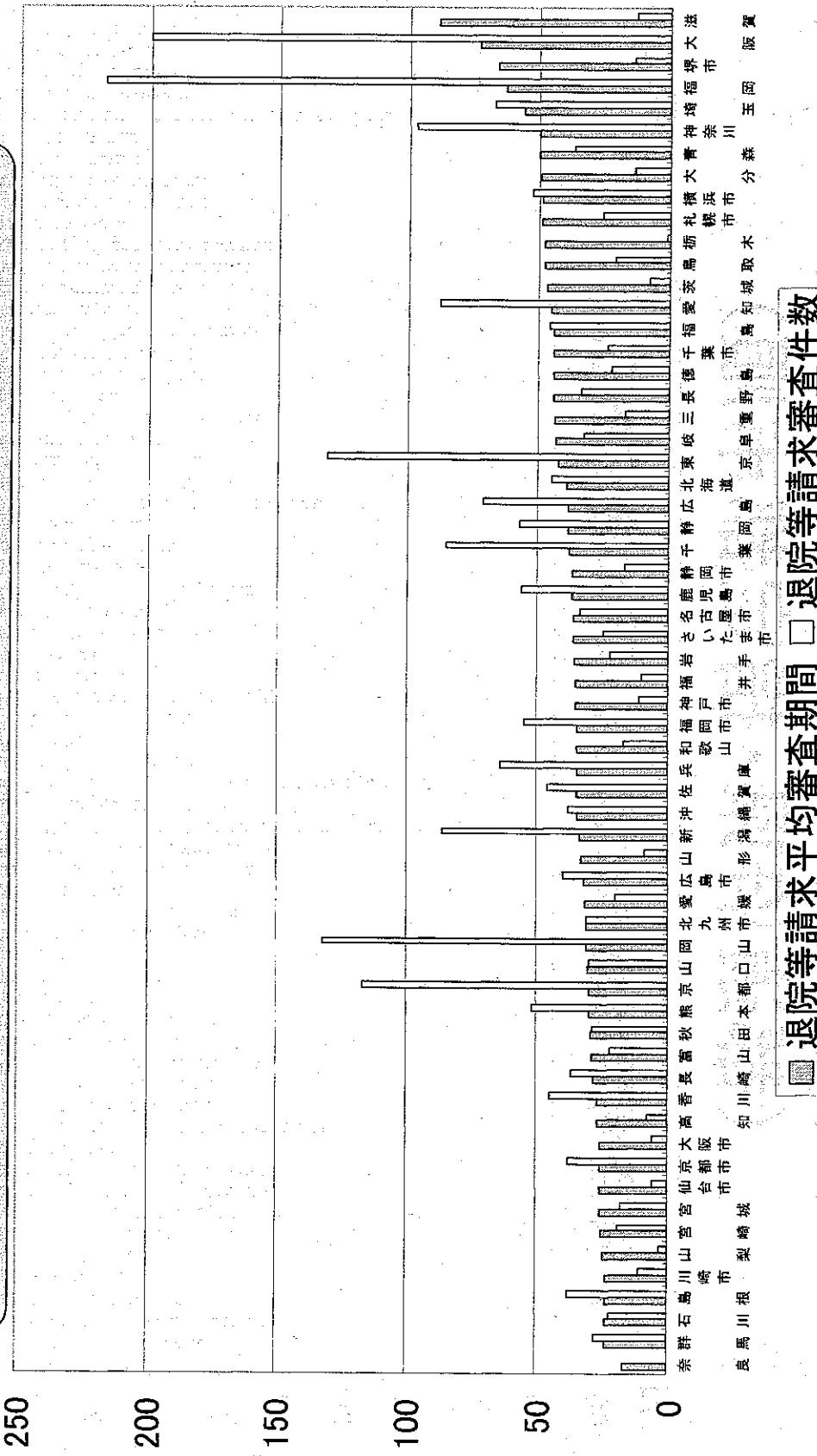
□審査から結果通知まで

(3) 退院等請求審査件数

四/件

審査件数が多いからと言つて、審査期間が長いわけではない。各自治体の努力次第。

平成18年度

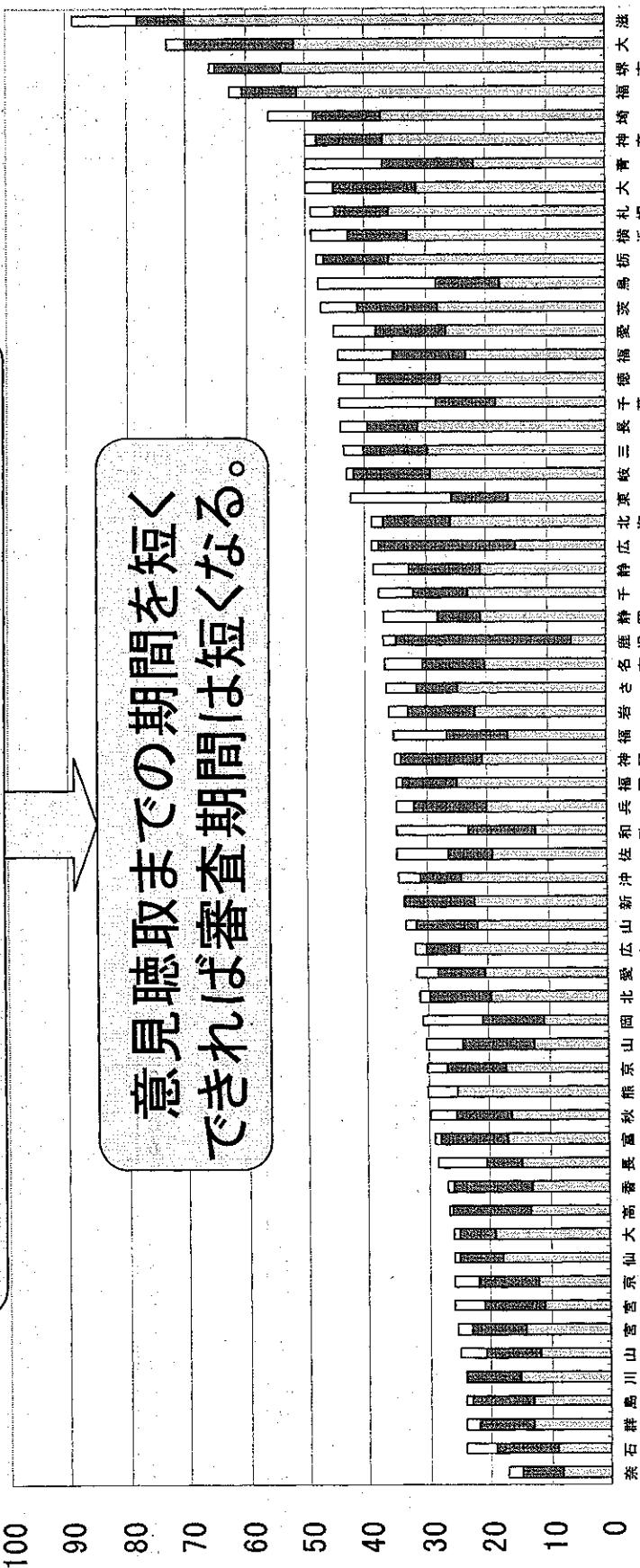


資料：審査期間は精神障害保健課調査件数は行政報告例

(4) 退院等請求審査期間（請求受理から意見聴取までの期間順）

(日) 意見聴取までの期間が短い自治体は審査期間も短い傾向にある。

意見聴取までの期間を短くする。
できれば審査期間は短くなる。



請求受理から意見聴取まで □審査から結果通知まで

資料：精神・障害・保健課言語

3. 精神科病院関係資料

(1)精神保健福祉法平成18年10月施行の状況

ア 特定病院の認定状況等

H19.1.1～H19.12.31

	特定病院数	特例措置を採ることができる応急入院指定病院数	特定医師による医療保護入院数	特定医師による医療保護入院数(第33条第2項)	特定医師による応急入院数
北海道	1	1	10	5	0
青森県	2	1	5	7	0
岩手県	0	0	0	0	0
宮城县	2	2	0	0	1
秋田県	1	1	0	0	0
山形県	3	3	3	3	0
福島県	3	3	0	0	0
茨城県	5	5	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0
群馬県	3	3	5	0	0
埼玉県	2	2	1	1	0
千葉県	3	3	1	0	0
東京都	2	21	1	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0
新潟県	1	1	0	1	0
富山県	3	3	2	5	0
石川県	1	1	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0
山梨県	1	2	7	0	0
長野県	4	1	0	0	0
岐阜県	5	5	4	4	0
静岡県	7	8	6	1	1
愛知県	0	0	0	0	0
三重県	5	5	9	4	0
滋賀県	1	1	5	1	0
京都府	1	1	2	2	0
大阪府	3	10	8	11	3
兵庫県	11	11	7	7	0
奈良県	0	0	0	0	0
和歌山县	1	1	3	2	0
鳥取県	3	0	1	2	0
島根県	1	1	1	0	0
岡山県	1	1	0	0	0
広島県	6	6	11	2	0
山口県	6	6	2	0	0
徳島県	1	3	0	0	0
香川県	3	3	0	0	0
愛媛県	3	3	0	0	0
高知県	3	3	4	2	0
福岡県	0	0	0	0	0
佐賀県	3	3	3	0	0
長崎県	1	1	0	0	0
熊本県	6	1	2	0	0
大分県	0	0	0	0	0
宮崎県	3	2	1	0	0
鹿児島県	1	1	0	0	0
沖縄県	4	4	3	5	12
札幌市	0	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0	0
さいたま市	0	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0
横浜市	1	3	0	0	0
川崎市	0	0	0	0	0
新潟市	0	0	0	0	0
静岡市	1	1	1	2	1
浜松市	1	1	2	2	2
名古屋市	4	4	10	6	1
京都都市	4	4	0	0	0
大阪市	0	1	0	0	0
堺市	0	0	0	0	0
神戸市	3	3	0	0	0
広島市	2	2	2	1	0
北九州市	0	0	0	0	0
福岡市	0	0	0	0	0
合計	132	152	122	76	21

資料:精神・障害保健課調

イ 措置定期病状報告件数

H19.1.1～H19.12.31

	措置入院者の3ヶ月後定期病状報告件数
北海道	12
青森県	2
岩手県	6
宮城県	9
秋田県	3
山形県	8
福島県	10
茨城県	10
栃木県	50
群馬県	0
埼玉県	45
千葉県	35
東京都	75
神奈川県	11
新潟県	4
富山県	4
石川県	6
福井県	22
山梨県	14
長野県	34
岐阜県	5
静岡県	4
愛知県	19
三重県	5
滋賀県	10
京都府	6
大阪府	46
兵庫県	5
奈良県	7
和歌山县	1
鳥取県	8
島根県	13
岡山県	17
広島県	25
山口県	25
徳島県	4
香川県	7
愛媛県	5
高知県	5
福岡県	38
佐賀県	16
長崎県	15
熊本県	20
大分県	15
宮崎県	1
鹿児島県	14
沖縄県	37
札幌市	3
仙台市	1
さいたま市	5
千葉市	5
横浜市	1
川崎市	3
新潟市	6
静岡市	2
浜松市	6
名古屋市	26
京都都市	12
大阪市	8
堺市	1
神戸市	3
広島市	11
北九州市	18
福岡市	16
合計	860

ウ 精神医療審査会の委員数の変化

平成18年10月1日現在

	精神障害者の医療に関する学識経験を有する者	法律に関する学識経験を有する者	その他の学識経験を有する者	合計
北海道	9	3	3	15
青森県	9	3	3	15
岩手県	9	3	3	15
宮城县	9	4	3	16
秋田県	12	4	4	20
山形県	9	4	4	17
福島県	6	4	4	14
茨城県	7	5	3	15
栃木県	9	3	3	15
群馬県	14	4	5	23
埼玉県	12	4	4	20
千葉県	12	4	4	20
東京都	19	7	6	32
神奈川県	9	3	3	15
新潟県	12	4	4	20
富山县	8	5	2	15
石川県	6	2	2	10
福井県	9	3	3	15
山梨県	9	3	3	15
長野県	9	3	3	15
岐阜県	9	3	3	15
静岡県	9	6	6	21
愛知県	12	4	4	20
三重県	12	3	3	18
滋賀県	14	5	5	24
京都府	9	3	3	15
大阪府	15	5	5	25
兵庫県	12	4	4	20
奈良県	12	4	4	20
和歌山县	11	3	6	20
鳥取県	5	2	4	11
島根県	11	3	6	20
岡山県	12	4	4	20
広島県	12	4	4	20
山口県	9	3	3	15
徳島県	8	2	2	12
香川県	9	5	5	19
愛媛県	12	2	4	18
高知県	10	4	7	21
福岡県	12	4	4	20
佐賀県	6	4	5	15
長崎県	11	4	4	19
熊本県	7	5	5	17
大分県	9	3	3	15
宮崎県	8	3	3	14
鹿児島県	9	3	3	15
沖縄県	6	4	4	14
札幌市	6	3	2	11
仙台市	9	3	3	15
さいたま市	6	2	2	10
千葉市	9	3	3	15
横浜市	6	3	2	11
川崎市	6	2	2	10
新潟市	—	—	—	—
静岡市	9	5	4	18
浜松市	—	—	—	—
名古屋市	12	4	4	20
京都市	8	4	4	16
大阪市	6	2	2	10
堺市	6	2	2	10
神戸市	9	3	3	15
広島市	12	4	4	20
北九州市	6	3	3	12
福岡市	9	5	4	18
全国平均	9.5	3.6	3.6	16.7

平成19年10月1日現在

精神障害者の医療に関する学識経験を有する者	法律に関する学識経験を有する者	その他の学識経験を有する者	合計	精神障害者の医療に関する学識経験を有する者	法律に関する学識経験を有する者	その他の学識経験を有する者	合計
9	3	3	15	0	0	0	0
9	3	3	15	0	0	0	0
9	4	3	16	0	1	0	1
9	4	3	16	0	0	0	0
12	4	4	20	0	0	0	0
9	4	4	17	0	0	0	0
6	4	4	14	0	0	0	0
7	5	3	15	0	0	0	0
9	3	3	15	1	0	0	1
15	4	5	24	0	0	0	0
12	4	4	20	0	0	0	0
12	4	4	20	0	0	0	0
19	7	6	32	0	0	0	0
9	3	3	15	0	0	0	0
12	4	4	20	0	0	0	0
8	5	2	15	0	0	0	0
6	2	2	10	0	0	0	0
9	3	3	15	0	0	0	0
9	3	3	15	0	0	0	0
9	3	3	15	0	0	0	0
9	6	6	21	0	0	0	0
12	4	4	20	0	0	0	0
12	3	3	18	0	0	0	0
14	5	5	24	0	0	0	0
9	3	3	15	0	0	0	0
15	5	5	25	0	0	0	0
12	4	4	20	0	0	0	0
12	4	4	20	0	0	0	0
11	3	6	20	0	0	0	0
5	3	4	12	0	1	0	1
11	3	6	20	0	0	0	0
12	4	4	20	0	0	0	0
12	4	4	20	0	0	0	0
9	3	3	15	0	0	0	0
8	2	2	12	0	0	0	0
9	5	5	19	0	0	0	0
13	2	4	19	1	0	0	1
10	4	7	21	0	0	0	0
12	4	4	20	0	0	0	0
6	4	5	15	0	0	0	0
13	4	4	21	2	0	0	2
7	5	5	17	0	0	0	0
9	3	3	15	0	0	0	0
8	4	3	15	0	1	0	1
11	4	5	20	2	1	2	5
6	4	4	14	0	0	0	0
5	3	3	11	-1	0	1	0
9	3	3	15	0	0	0	0
7	2	2	11	1	0	0	1
9	3	3	15	0	0	0	0
7	2	2	11	0	0	0	0
9	3	3	15	0	0	0	0
9	4	3	16	3	1	1	5
6	2	2	10	0	0	0	0
6	3	2	11	6	3	2	11
9	5	4	18	0	0	0	0
6	3	6	15	6	3	6	15
12	4	4	20	0	0	0	0
4	4	8	16	-4	0	4	0
6	2	2	10	0	0	0	0
6	2	2	10	0	0	0	0
9	3	3	15	0	0	0	0
12	4	4	20	0	0	0	0
6	3	3	12	0	0	0	0
9	5	4	18	0	0	0	0
9.5	3.6	3.8	16.9	0.3	0.2	0.3	0.7

資料:精神・障害保健課調

注)全国平均は、縦計を都道府県数で除し少数第2位を四捨五入しているので、合計や増減が一致しないことがある。

(2)開設者別精神科病院数及び精神病床数の年次推移

(各年6月30日現在)

年 次	総 数		国 公 立										その 他 (法人・個人)	
			国		都道府県		市町村		公的医療機関		計			
	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数
昭和45年	1,364	242,022	63	7,428	64	16,028	81	7,828	47	5,268	255	36,552	1,109	205,470
50	1,454	275,468	70	8,606	66	16,727	83	8,141	50	5,975	269	39,449	1,185	236,019
55	1,521	304,469	79	8,984	68	17,220	84	8,045	50	5,857	281	40,106	1,240	264,363
56	1,546	311,901	82	9,140	70	17,248	84	8,177	50	5,843	286	40,408	1,260	271,493
57	1,570	318,186	84	9,180	70	17,082	84	8,248	50	5,843	288	40,353	1,282	277,833
58	1,585	324,004	87	9,267	71	17,108	84	8,131	50	5,876	292	40,382	1,293	283,622
59	1,597	329,806	89	9,256	73	16,961	83	8,044	50	5,906	295	40,167	1,302	289,639
60	1,604	333,570	89	9,240	74	17,006	83	8,135	50	5,882	296	40,263	1,308	293,307
61	1,610	339,161	91	9,306	75	17,179	81	7,950	50	5,973	297	40,408	1,313	298,753
62	1,627	345,494	91	9,327	75	17,143	81	7,981	51	6,033	298	40,484	1,329	305,010
63	1,641	351,358	91	9,276	76	17,138	82	8,043	51	6,033	300	40,490	1,341	310,868
平成元年	1,648	355,089	91	9,284	77	17,112	83	8,101	51	6,073	302	40,570	1,346	314,519
2	1,655	358,251	91	9,304	78	17,275	83	8,151	51	5,952	303	40,682	1,352	317,569
3	1,660	360,303	92	9,344	77	17,224	83	8,151	51	5,915	303	40,634	1,357	319,669
4	1,663	361,830	92	9,344	78	17,274	83	8,231	52	5,985	305	40,834	1,358	320,996
5	1,672	363,010	92	9,332	78	17,274	82	8,128	53	6,075	305	40,809	1,367	322,201
6	1,672	362,692	92	9,332	78	17,210	82	8,134	53	6,049	305	40,725	1,367	321,967
7	1,671	362,154	93	9,324	79	17,206	82	8,079	53	5,762	307	40,371	1,364	321,783
8	1,667	361,053	93	9,347	80	17,227	82	8,083	52	5,685	307	40,342	1,360	320,711
9	1,669	360,432	93	9,357	82	17,392	82	8,048	59	5,971	316	40,768	1,353	319,664
10	1,670	359,563	94	9,332	82	17,338	82	7,950	50	5,514	308	40,134	1,362	319,429
11	1,670	358,609	94	9,207	83	17,207	82	7,870	49	5,432	308	39,716	1,362	318,893
12	1,673	358,597	93	9,075	85	17,259	82	7,879	49	5,239	309	39,452	1,364	319,145
13	1,669	357,388	94	9,081	87	17,091	78	7,657	49	5,116	308	38,945	1,361	318,443
14	1,670	356,621	93	9,071	88	17,144	77	7,550	49	4,985	307	38,750	1,363	317,871
15	1,667	355,269	93	9,059	87	16,747	76	7,503	48	4,753	304	38,062	1,363	317,207
16	1,671	354,923	92	8,711	86	16,431	76	7,446	47	4,596	301	37,184	1,370	317,739
17	1,671	354,313	91	8,577	84	15,851	74	7,200	46	4,456	295	36,084	1,376	318,229

資料:病院報告

(3) 精神障害者申請・通報・届出及び処理状況の年次推移

年 次	申請・通報・届出件数						総 計	調査によ り診察の 必要がな いと認め た者	診察を受けた者			
	一般から の申請	警察官か らの通報	検察官か らの通報	保護観察 所の長か らの通報	矯正施設 からの通 報	精神科病 院の管理 者からの 届出			精神障害者	法第29 条該当症 状の者		
									精神障害者で なかつた者			
昭和45年	17,163	5,981	997	125	487	908	25,661	1,766	16,820	6,625		
50	9,084	5,107	1,156	38	364	720	16,469	1,930	9,383	4,617		
55	3,525	4,152	1,137	30	341	371	9,556	1,956	4,791	2,433		
56	3,036	4,150	1,126	32	328	292	8,964	2,277	4,110	2,452		
57	2,213	4,394	1,169	30	327	257	8,390	2,405	3,438	2,376		
58	2,056	3,761	1,100	24	279	260	7,480	2,007	3,293	2,030		
59	1,744	3,611	1,090	26	250	231	6,952	1,977	3,060	1,851		
60	1,336	3,510	1,190	16	263	165	6,480	1,990	2,727	1,715		
61	1,125	3,485	1,007	14	264	145	6,040	2,037	2,313	1,639		
62	790	3,270	1,077	18	234	91	5,480	1,905	1,947	1,582		
63	740	3,644	1,100	13	276	91	5,864	1,913	2,239	1,629		
平成元年	734	3,511	1,071	26	295	65	5,702	1,850	2,246	1,624		
2	581	3,665	1,058	12	278	52	5,646	1,902	2,164	1,586		
3	533	3,581	1,026	19	246	55	5,460	1,745	2,283	1,421		
4	458	3,710	1,029	16	277	54	5,544	1,655	2,530	1,370		
5	463	3,788	1,077	13	253	48	5,642	1,769	2,643	1,257		
6	501	3,859	1,096	12	230	60	5,758	1,721	2,732	1,230		
7	394	4,202	1,031	10	231	61	5,929	1,612	3,074	1,196		
8	470	4,547	1,080	14	257	49	6,417	1,815	3,430	1,156		
9	386	4,827	1,028	13	237	49	6,540	2,004	3,358	1,164		
10	414	4,707	977	11	311	52	6,472	2,126	3,240	1,091		
11	434	5,245	951	14	325	45	7,014	2,323	3,497	1,177		
12	511	7,557	1,075	7	397	44	9,591	3,402	4,546	1,641		
13	480	8,012	1,041	9	495	60	10,097	3,716	4,497	1,875		
14	563	8,487	1,096	10	852	45	11,053	4,252	4,792	2,009		
15	526	8,876	1,055	16	1,266	37	11,776	4,768	4,965	2,028		
16	405	10,527	1,150	17	1,562	29	13,690	6,470	5,038	2,175		
17	355	10,386	985	25	1,909	27	13,687	6,728	4,904	2,081		
18	374	11,731	1,092	8	2,217	29	15,451	8,002	5,273	2,059		

資料：衛生行政報告例

(4)都道府県別精神科病院数、精神病床数及び在院患者数等の状況 (平成17年6月30日現在)

	人口 千人 (17.10.1)	精神科 病院数	精 神 病 床 数	人口万対 病 床 数	在 院 患 者 数 A	人口万対 在 院 患 者 数	措 置 入 院 者 数 B	人口万対 措 置 入 院 者 数	病 床 利 用 率 (%)	措 置 率 B/A (%)
北海道	3,747	89	14,212	37.9	12,888	34.4	42	0.11	90.7	0.3
青森県	1,437	25	4,715	32.8	4,131	28.7	23	0.16	87.6	0.6
岩手県	1,385	22	4,840	34.9	4,526	32.7	36	0.26	93.5	0.8
宮城县	1,335	22	3,847	28.8	3,477	26.0	14	0.10	90.4	0.4
秋田県	1,146	27	4,437	38.7	4,137	36.1	10	0.09	93.2	0.2
山形県	1,216	18	3,599	29.6	3,253	26.8	19	0.16	90.4	0.6
福島県	2,091	37	8,062	38.6	6,968	33.3	31	0.15	86.4	0.4
茨城県	2,975	37	7,697	25.9	6,987	23.5	39	0.13	90.8	0.6
栃木県	2,017	28	5,400	26.8	4,901	24.3	82	0.41	90.8	1.7
群馬県	2,024	20	5,388	26.6	4,954	24.5	15	0.07	91.9	0.3
埼玉県	5,878	54	11,803	20.1	11,137	18.9	145	0.25	94.4	1.3
千葉県	5,132	47	11,749	22.9	10,845	21.1	48	0.09	92.3	0.4
東京都	12,577	118	25,568	20.3	22,902	18.2	232	0.18	89.6	1.0
神奈川県	3,885	33	7,350	18.9	6,694	17.2	31	0.08	91.1	0.5
新潟県	2,431	31	7,227	29.7	6,852	28.2	27	0.11	94.8	0.4
富山県	1,112	32	3,600	32.4	3,468	31.2	23	0.21	96.3	0.7
石川県	1,174	21	3,889	33.1	3,700	31.5	11	0.09	95.1	0.3
福井県	822	15	2,391	29.1	2,203	26.8	16	0.19	92.1	0.7
山梨県	885	11	2,599	29.4	2,332	26.4	16	0.18	89.7	0.7
長野県	2,196	33	5,394	24.6	4,981	22.7	58	0.26	92.3	1.2
岐阜県	2,107	20	4,320	20.5	4,055	19.2	27	0.13	93.9	0.7
静岡県	3,792	39	7,309	19.3	6,482	17.1	24	0.06	88.7	0.4
愛知県	5,040	39	8,924	17.7	8,434	16.7	52	0.10	94.5	0.6
三重県	1,867	19	5,105	27.3	4,756	25.5	19	0.10	93.2	0.4
滋賀県	1,380	12	2,417	17.5	2,108	15.3	28	0.20	87.2	1.3
京都府	1,173	10	2,673	22.8	2,499	21.3	10	0.09	93.5	0.4
大阪府	6,188	54	19,656	31.8	18,008	29.1	98	0.16	91.6	0.5
兵庫県	4,065	29	8,213	20.2	7,859	19.3	32	0.08	95.7	0.4
奈良県	1,421	10	2,979	21.0	2,551	18.0	13	0.09	85.6	0.5
和歌山县	1,036	13	2,587	25.0	2,335	22.5	6	0.06	90.3	0.3
鳥取県	607	13	2,063	34.0	1,786	29.4	20	0.33	86.6	1.1
島根県	742	18	2,659	35.8	2,454	33.1	21	0.28	92.3	0.9
岡山県	1,957	25	5,860	29.9	5,212	26.6	26	0.13	88.9	0.5
広島県	1,722	29	6,533	37.9	6,185	35.9	70	0.41	94.7	1.1
山口県	1,493	33	6,297	42.2	6,035	40.4	18	0.12	95.8	0.3
徳島県	810	20	4,213	52.0	3,895	48.1	31	0.38	92.5	0.8
香川県	1,012	21	4,078	40.3	3,694	36.5	2	0.02	90.6	0.1
愛媛県	1,468	23	5,156	35.1	4,626	31.5	55	0.37	89.7	1.2
高知県	796	23	3,931	49.4	3,461	43.5	23	0.29	88.0	0.7
福岡県	2,655	63	13,682	51.5	12,953	48.8	99	0.37	94.7	0.8
佐賀県	866	19	4,477	51.7	4,178	48.2	55	0.64	93.3	1.3
長崎県	1,479	39	8,311	56.2	7,660	51.8	57	0.39	92.2	0.7
熊本県	1,842	46	9,014	48.9	8,559	46.5	86	0.47	95.0	1.0
大分県	1,210	29	5,460	45.1	5,325	44.0	34	0.28	97.5	0.6
宮崎県	1,153	26	6,225	54.0	5,685	49.3	6	0.05	91.3	0.1
鹿児島県	1,753	51	10,063	57.4	9,599	54.8	96	0.55	95.4	1.0
沖縄県	1,362	24	5,630	41.3	5,315	39.0	41	0.30	94.4	0.8
札幌市	1,881	37	7,228	38.4	6,863	36.5	37	0.20	95.0	0.5
仙台市	1,025	14	2,129	20.8	1,781	17.4	4	0.04	83.7	0.2
さいたま市	1,176	6	1,267	10.8	1,143	9.7	12	0.10	90.2	1.0
千葉市	924	9	1,615	17.5	1,380	14.9	24	0.26	85.4	1.7
横浜市	3,580	27	5,564	15.5	4,984	13.9	40	0.11	89.6	0.8
川崎市	1,327	8	1,587	12.0	1,368	10.3	10	0.08	86.2	0.7
名古屋市	2,215	16	4,807	21.7	4,322	19.5	44	0.20	89.9	1.0
京都都市	1,475	13	3,933	26.7	3,611	24.5	4	0.03	91.8	0.1
大阪都市	2,629	5	235	0.9	187	0.7	1	0.00	79.6	0.5
神戸市	1,525	13	3,677	24.1	3,331	21.8	9	0.06	90.6	0.3
広島市	1,154	14	3,000	26.0	2,862	24.8	70	0.61	95.4	2.4
北九州市	994	19	4,193	42.2	3,857	38.8	23	0.23	92.0	0.6
福岡市	1,401	23	4,086	29.2	3,879	27.7	25	0.18	94.9	0.6
合計	127,767	1,671	354,923	27.8	326,613	25.6	2,276	0.18	92.0	0.7
前年計	127,290	1,667	355,269	27.8	329,555	25.6	2,414	0.19	92.8	0.7

資料:1 人口は国勢調査による(総務庁統計局)。

2 精神科病院数、精神病床数及び在院患者数は病院報告による。

3 措置入院者数は国立精神・神経センター・精神保健研究所、精神・障害保健課調べ。

(5) 都道府県別・入院形態別実地審査状況-①

平成18年度

	実地審査の実施件数					実地指導と同日に行った件数					審査の結果処遇改善命令				
	任意 入院	措置 入院	医療 保護	応急 入院	合計	任意 入院	措置 入院	医療 保護	応急 入院	合計	任意 入院	措置 入院	医療 保護	応急 入院	合計
北海道	82	34	198	0	314	82	34	194	0	310	0	0	0	0	0
青森県	80	16	209	0	305	80	16	209	0	305	0	0	0	0	0
岩手県	51	24	105	0	180	42	18	85	0	145	0	0	0	0	0
宮城县	15	8	60	0	83	15	8	60	0	83	0	0	0	0	0
秋田県	99	19	129	0	247	99	19	129	0	247	9	0	0	0	9
山形県	82	16	439	0	537	82	16	439	0	537	0	0	0	0	0
福島県	0	21	150	0	171	0	0	136	0	136	0	0	0	0	0
茨城県	0	27	94	0	121	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	30	42	0	72	0	30	42	0	72	0	0	0	0	0
群馬県	17	9	117	0	143	17	9	117	0	143	0	0	0	0	0
埼玉県	94	4	64	0	162	94	62	64	0	220	0	0	0	0	0
千葉県	7	32	54	0	93	7	32	54	0	93	0	0	0	0	0
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	25	17	118	0	160	22	15	81	0	118	0	0	0	0	0
新潟県	0	17	343	0	360	0	17	343	0	360	0	0	0	0	0
富山县	62	23	110	0	195	62	23	110	0	195	0	0	0	0	0
石川県	32	15	55	0	102	32	15	55	0	102	0	0	0	0	0
福井県	6	18	56	0	80	6	15	56	0	77	0	0	0	0	0
山梨県	36	9	159	0	204	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0
長野県	57	57	68	0	182	57	57	68	0	182	0	0	0	0	0
岐阜県	5	20	78	0	103	5	20	78	0	103	0	0	0	0	0
静岡県	0	19	33	0	52	0	19	33	0	52	0	0	0	0	0
愛知県	0	56	76	0	132	0	43	76	0	119	0	0	0	0	0
三重県	59	23	71	5	158	59	23	71	5	158	15	1	20	0	36
滋賀県	5	12	16	0	33	5	12	16	0	33	0	0	0	0	0
京都府	0	3	18	0	21	0	2	14	0	16	0	1	1	0	2
大阪府	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	0	21	72	0	93	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
奈良県	22	13	20	0	55	22	12	18	0	52	0	0	0	0	0
和歌山县	10	4	28	0	42	10	4	28	0	42	0	0	0	0	0
鳥取県	13	18	23	0	54	13	14	23	0	50	0	0	0	0	0
島根県	0	12	20	0	32	0	0	20	0	20	0	0	0	0	0
岡山県	17	26	43	0	86	17	19	43	0	79	0	0	0	0	0
広島県	0	76	191	0	267	0	58	191	0	249	0	0	0	0	0
山口県	20	72	8	0	100	20	72	8	0	100	0	0	0	0	0
徳島県	10	29	41	0	80	10	29	41	0	80	0	0	0	0	0
香川県	12	7	111	0	130	12	3	111	0	126	0	0	0	0	0
愛媛県	87	46	101	0	234	87	35	101	0	223	0	0	0	0	0
高知県	29	6	112	0	147	29	6	112	0	147	0	0	0	0	0
福岡県	4	60	30	0	94	4	31	30	0	65	0	0	0	0	0
佐賀県	51	152	15	0	218	51	152	15	0	218	0	0	0	0	0
長崎県	38	24	62	0	124	38	16	61	0	115	0	0	0	0	0
熊本県	23	50	90	0	163	23	50	90	0	163	0	0	0	0	0
大分県	16	31	86	0	133	16	31	86	0	133	0	0	0	0	0
宮崎県	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
鹿児島県	120	64	252	0	436	120	64	252	0	436	0	0	0	0	0
沖縄県	22	43	40	0	105	22	41	40	0	103	0	0	0	0	0
札幌市	17	14	104	0	135	17	14	104	0	135	0	0	0	0	0
仙台市	25	3	38	0	66	25	3	38	0	66	0	0	0	0	0
さいたま市	4	3	18	0	25	4	2	18	0	24	0	0	0	0	0
千葉市	0	9	32	0	41	0	9	32	0	41	0	0	0	0	0
横浜市	0	13	67	0	80	0	1	24	0	25	0	0	0	0	0
川崎市	1	6	18	0	25	1	6	18	0	25	0	0	0	0	0
静岡市	0	3	7	0	10	0	3	7	0	10	0	0	0	0	0
名古屋市	0	39	18	0	57	0	14	18	0	32	0	0	0	0	0
京都都市	13	5	13	0	31	13	3	13	0	29	0	0	0	0	0
大阪都市	6	9	4	0	19	6	0	4	0	10	0	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸市	0	2	22	0	24	0	1	22	0	23	0	0	0	0	0
広島市	0	28	107	0	135	0	28	107	0	135	0	0	0	0	0
北九州市	0	33	19	0	52	0	17	19	0	36	0	0	0	0	0
福岡市	0	32	32	0	64	0	16	32	0	48	0	0	0	0	0
全国平均	22.2	23.9	76.0	0.1	122.1	21.4	20.3	68.7	0.1	110.5	0.4	0.1	0.3	0.0	0.8

資料:精神・障害保健課調

(5)都道府県別・入院形態別実地審査状況一②

平成18年度

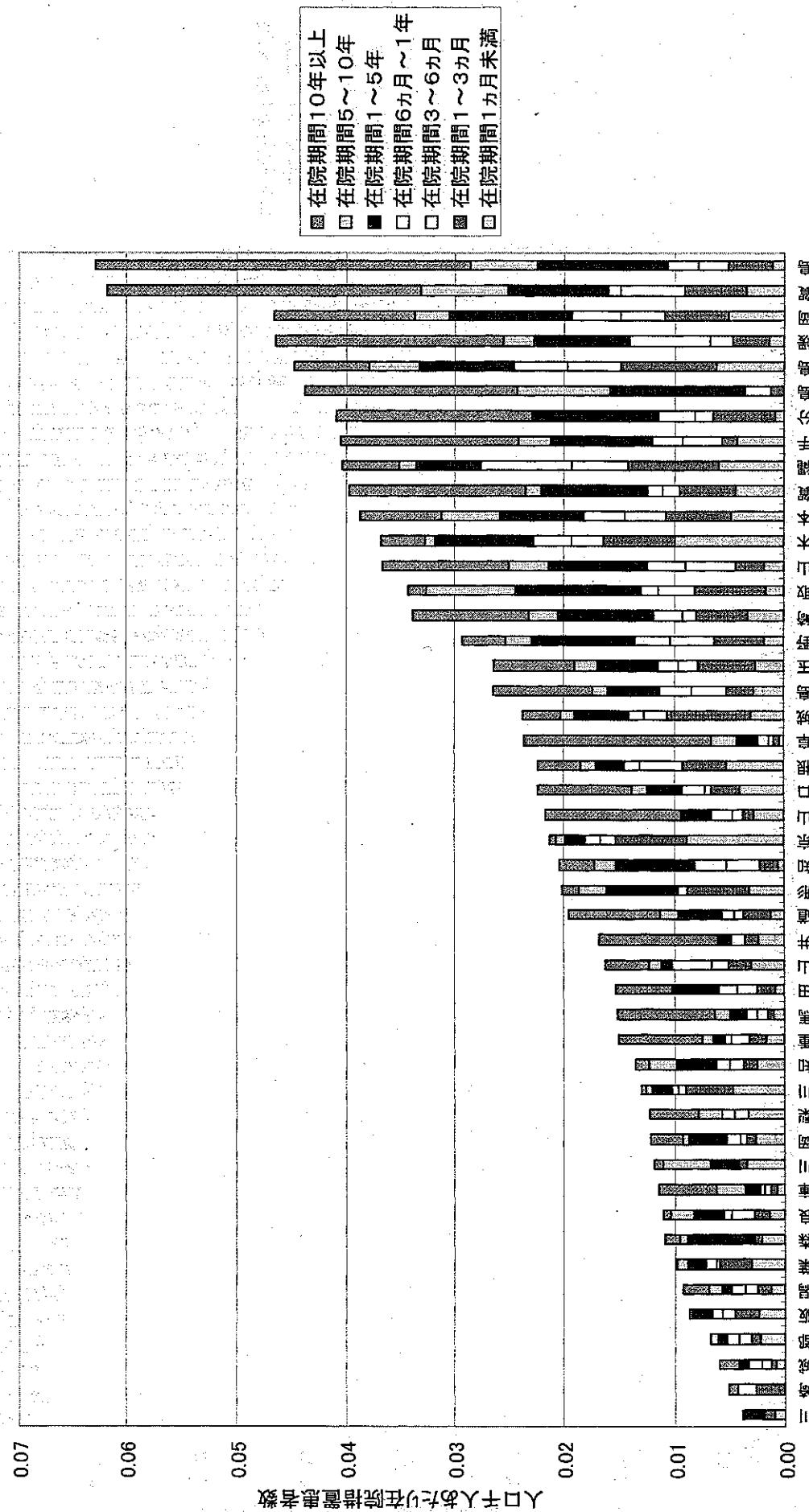
	審査の結果退院命令					精神医療審査会からの審査要請					精神医療審査会への情報伝達				
	任意 入院	措置 入院	医療 保護	応急 入院	合計	任意 入院	措置 入院	医療 保護	応急 入院	合計	任意 入院	措置 入院	医療 保護	応急 入院	合計
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城县	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	7	0	11
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	1	0	0	1	0	1	2	0	3	0	6	0	0	6
和歌山县	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	26	43	86
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	2	0	2
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	19	1	0	20
熊本県	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国平均	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.3	0.9	0.9	0.0	2.0

資料:精神・障害保健課調

注)全国平均は、総計を都道府県数で除し少数第2位を四捨五入しているので、合計が一致しないことがある。

(6) 都道府県別在院措置入院患者者数(H14)

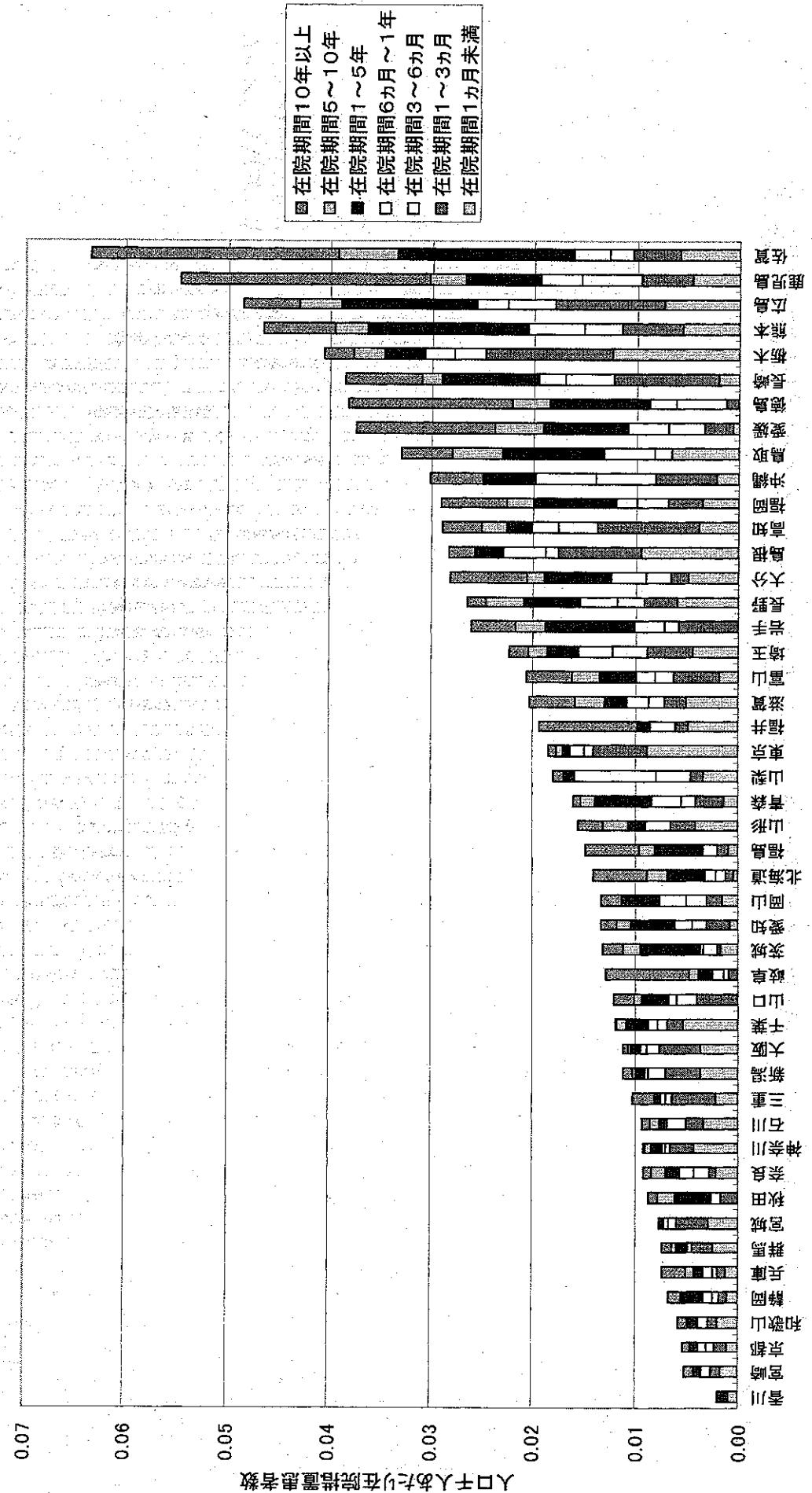
「精神病床等に関する検討会」(H16)において地域格差が指摘



資料：精神・障害保健課調査

(7) 都道府県別在院措置入院患者者数(平成17年)

平成17年も平成14年と同様に地域格差あり



資料：精神・障害保健課調

(8) 平均残存率・退院率の推移

	平均残存率(1年未満群)						退院率(1年以上群)					
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H12	H13	H14	H15	H16	H17
北海道	31.4%	30.6%	30.7%	30.1%	30.3%	28.2%	26.1%	24.6%	23.6%	24.8%	22.4%	24.4%
青森県	30.3%	28.2%	26.9%	27.6%	35.1%	27.3%	25.9%	21.7%	15.1%	26.6%	22.4%	29.6%
千葉県	38.7%	38.1%	36.8%	33.9%	33.0%	32.1%	28.3%	20.0%	20.8%	13.8%	19.2%	25.8%
宮城県	28.0%	33.2%	31.2%	39.0%	31.4%	34.4%	23.9%	19.7%	22.4%	20.9%	26.1%	18.9%
秋田県	30.6%	32.8%	31.8%	32.0%	30.2%	27.1%	25.3%	21.3%	23.9%	19.8%	26.9%	21.0%
山形県	27.7%	28.2%	26.2%	25.2%	28.2%	23.9%	18.3%	23.3%	26.5%	27.8%	22.4%	22.0%
福島県	32.8%	34.2%	31.0%	31.5%	32.7%	30.5%	22.0%	17.1%	13.4%	22.7%	18.2%	21.4%
茨城県	36.8%	31.9%	39.7%	33.5%	31.5%	31.3%	20.4%	16.6%	12.3%	15.4%	15.6%	19.4%
栃木県	31.3%	28.3%	31.6%	29.6%	26.5%	28.0%	16.9%	17.9%	24.8%	19.0%	17.5%	18.8%
群馬県	27.2%	28.7%	28.7%	30.4%	27.7%	25.5%	15.4%	16.6%	19.4%	14.3%	13.7%	14.2%
埼玉県	34.3%	35.8%	34.9%	40.7%	32.6%	32.1%	38.1%	20.4%	39.3%	21.2%	20.7%	24.6%
千葉県	32.5%	31.9%	32.9%	30.6%	27.9%	27.5%	19.0%	14.8%	18.2%	16.1%	17.4%	15.2%
東京都	28.8%	26.5%	26.7%	26.8%	25.4%	26.9%	29.3%	24.1%	27.6%	25.9%	25.5%	25.5%
新潟県	33.1%	31.8%	33.1%	30.3%	26.1%	28.9%	18.5%	21.0%	18.7%	17.5%	16.7%	26.0%
富山県	31.0%	30.1%	31.4%	30.3%	46.3%	30.1%	23.4%	15.9%	14.5%	70.9%	22.1%	27.4%
石川県	32.8%	37.3%	34.1%	30.6%	46.3%	32.7%	29.0%	17.5%	20.2%	28.6%	21.6%	19.0%
福井県	37.7%	29.6%	30.7%	29.0%	29.2%	27.3%	25.3%	13.9%	18.7%	22.3%	20.3%	24.8%
山梨県	26.4%	24.3%	25.5%	24.5%	29.3%	29.3%	25.6%	27.4%	20.8%	24.3%	25.2%	29.4%
長野県	32.0%	27.1%	32.5%	34.0%	35.1%	34.0%	34.0%	39.3%	15.2%	20.6%	14.4%	17.4%
岐阜県	24.8%	21.4%	25.2%	25.4%	24.3%	24.8%	20.4%	17.0%	17.0%	18.6%	17.4%	21.0%
静岡県	25.7%	27.7%	26.2%	30.2%	26.3%	23.2%	25.0%	15.5%	17.1%	12.5%	19.5%	14.8%
愛知県	28.8%	30.0%	29.7%	28.7%	27.3%	26.0%	17.7%	24.6%	14.4%	14.9%	15.9%	17.7%
三重県	32.4%	32.1%	30.9%	30.8%	31.6%	30.4%	16.8%	18.1%	22.2%	20.3%	17.7%	19.8%
滋賀県	30.2%	28.8%	31.1%	27.9%	29.2%	25.8%	26.1%	20.2%	30.9%	21.2%	23.6%	27.8%
京都府	25.6%	26.0%	29.9%	29.2%	28.3%	29.0%	11.1%	17.5%	21.8%	23.3%	31.2%	25.7%
大阪府	32.5%	32.7%	30.0%	32.1%	30.7%	28.7%	18.6%	27.5%	18.8%	22.5%	17.1%	16.5%
兵庫県	31.6%	27.8%	29.2%	29.1%	29.7%	28.4%	21.0%	21.1%	18.0%	23.0%	20.1%	22.6%
奈良県	34.8%	35.1%	33.0%	36.2%	34.5%	32.2%	16.0%	16.0%	21.0%	19.4%	19.2%	18.4%
和歌山県	37.3%	32.4%	38.1%	31.4%	31.3%	35.7%	18.2%	27.5%	17.6%	25.0%	15.6%	22.9%
鳥取県	26.1%	32.4%	25.7%	31.2%	31.0%	26.4%	17.9%	13.0%	18.0%	19.0%	18.9%	22.9%
山口県	30.1%	33.4%	30.2%	25.0%	29.0%	13.6%	14.8%	18.2%	15.9%	18.8%	16.9%	16.9%
徳島県	30.1%	30.2%	28.1%	30.6%	23.3%	26.3%	20.7%	36.2%	26.7%	25.0%	30.4%	17.0%
香川県	33.1%	30.3%	31.9%	29.4%	29.4%	24.4%	23.5%	22.0%	19.8%	16.7%	17.2%	19.8%
愛媛県	33.9%	27.2%	35.0%	32.2%	30.4%	30.3%	16.4%	19.8%	22.0%	16.2%	16.4%	17.7%
高知県	22.7%	25.6%	29.9%	26.2%	26.7%	22.3%	23.2%	23.1%	19.8%	25.3%	21.4%	25.2%
福岡県	34.8%	35.2%	32.9%	35.4%	34.4%	31.2%	20.4%	24.3%	20.5%	23.9%	24.1%	20.0%
佐賀県	31.8%	34.6%	36.7%	35.5%	36.0%	38.9%	25.3%	27.2%	24.8%	24.2%	22.5%	23.0%
長崎県	36.4%	37.3%	34.2%	31.8%	32.8%	33.2%	19.7%	17.6%	15.0%	20.0%	19.0%	15.0%
熊本県	28.9%	28.3%	30.0%	30.3%	29.9%	31.2%	21.3%	21.5%	13.6%	16.3%	19.2%	21.3%
大分県	34.6%	36.3%	38.4%	39.6%	32.2%	30.9%	19.9%	21.2%	29.3%	19.7%	19.4%	24.8%
宮崎県	29.0%	31.1%	31.3%	32.6%	33.4%	33.6%	17.1%	11.5%	11.1%	20.0%	23.5%	22.3%
鹿児島県	40.6%	39.6%	40.8%	37.9%	40.1%	38.3%	21.6%	17.6%	15.7%	21.3%	17.7%	17.7%
沖縄県	32.0%	34.3%	30.1%	34.4%	29.5%	37.3%	34.2%	22.2%	24.4%	24.7%	23.5%	22.9%
全国	31.6%	30.9%	31.2%	31.1%	30.1%	29.2%	22.3%	21.0%	20.6%	21.6%	20.9%	21.4%

資料：精神・障害保健課調査

4. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成20年2月1日現在

都道府県・ 指定都市名 (開始時期) 北海道 (H10~)	事業名	精神科救急 医療圏域の数 圏域名	連絡調整機関 (年間削除回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口 なし	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間・スタッフ等 精神科保健福祉センター 保健所 平日[8:45~17:30] *24時間については、休日も含 め24時間受付。 精神科救急医療施設 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~17:00] 土曜[12:00~17:00]	移送体制 時間帯(窓口) 平日(保健所) 夜間・休日 (緊急連絡網)	精神科救急医療施設 (空床確保) 輸送制 [道南]5病院 [道央(札幌・後志)]2病院 [道央(空知)]16病院 [道央(胆振・日高)]9病院 [道北]13病院 オホーツク3病院 十勝2病院 釧路・根室4病院 (各園域1床以上)	精神科救急医療施設 (空床確保) 輸送制 [道南]5病院 [道央(札幌・後志)]2病院 [道央(空知)]16病院 [道央(胆振・日高)]9病院 [道北]13病院 オホーツク3病院 十勝2病院 釧路・根室4病院 (各園域1床以上)	精神科救急医療施設 (空床確保) 輸送制 [道南]5病院 [道央(札幌・後志)]2病院 [道央(空知)]16病院 [道央(胆振・日高)]9病院 [道北]13病院 オホーツク3病院 十勝2病院 釧路・根室4病院 (各園域1床以上)	支援病院 ・精神科病院 など など
青森県 (H11~)	青森県精神科救急 医療システム整備 事業	6 青森 津軽 八戸 西北五 上十三 下北	○県本庁分(年1回) ・県保健所 (6カ所、年1回)	各園域ごとの当番病院 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~17:00] 24時間精神医療相談窓口なし *空床情報は他課が所管する救急 医療システムにより関係機関に提 供。	平日のみ (保健所)	輸送制 [善森]病院 津軽2病院 八戸16病院 西北五12病院 上十三4病院 下北11病院 (各園域1床)	輸送制 [善森]病院 津軽2病院 八戸16病院 西北五12病院 上十三4病院 下北11病院 (各園域1床)	輸送制 [善森]病院 津軽2病院 八戸16病院 西北五12病院 上十三4病院 下北11病院 (各園域1床)	輸送制 [善森]病院 津軽2病院 八戸16病院 西北五12病院 上十三4病院 下北11病院 (各園域1床)	・園域内の各医療 機関 ・県立病院
岩手県	岩手県精神科救急 医療システム運営 事業	4 県北 盛岡 岩手中部 県南	・県医師会 ・精神科病院協会 ・県精神科診療所 協会 ・保健所長会 ・消防長会 ・県家族会連合会 ・救急指定病院 など (年2回)	岩手医科大学 (精神科救急情報センター) 夜間[17:00~22:00] (平日のみ) 24時間精神医療相談窓口なし。	24条による診察 警察 家族など	基幹病院	4 協力病院(精神科 救急医療施設以外 の精神科病 院)	4 協力病院(精神科 救急医療施設以外 の精神科病 院)	4 協力病院(精神科 救急医療施設以外 の精神科病 院)	
宮城县 (H9~)	宮城県精神科救急 医療対策事業	1	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・県消防長会 ・県警本部 ・消防 など (不定期)	宮城県立精神医療センター 休日昼間[9:00~17:00] 通年夜間[17:00~22:00] 上記時間 窓口あり	○休日のみ (県庁/保健所)	○休日・県立 精神科病院による 精神科医療相談 2病院各1床)	27 ○通年夜間 宮城県立精神医療センター (1床)	27 ○通年夜間 宮城県立精神医療センター (1床)	27 ○通年夜間 宮城県立精神医療センター (1床)	休日間 当番病院が必要 に応じて参加病院 に要請 通年夜間 精神科医療センター (1床)

4. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

都道府県・ 指定都市名 (開始時期)	事業名	精神科救急 医療圈の数 図版名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間・スタッフ等	時間帯(窓口)	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)		精神科救急 医療施設数 19	支援病院 県内精神科病院
							輸送制 秋田周辺 8病院(1床) 本庄・由利 11病院(1床)	基幹病院 鹿角・大館(1床) 能代・鷹巣(1床) 【本庄・由利】(1床) 【東南】(1床)		
秋田県 (H12~)	秋田県精神科救急 医療システム整備 事業	5 ・精神科病院協会 ・警察 ・消防 ・保健所 ・県立病院 ・精神保健福祉セン ター(年2回開催)	24時間精神科救急情報センター 夜間[17:00~22:00] 休日[9:00~17:00] 24時間精神医療相談窓口なし	秋田県精神科救急情報センター 夜間[17:00~22:00] 休日[9:00~17:00] 24時間精神医療相談窓口なし	家族 県 消防 警察 34条による移送	輸送制 秋田周辺 8病院(1床) 本庄・由利 11病院(1床)	* 全県拠点病院(県立病院)七 合併症拠点病院(大学付属病 院)、合併症付属病院を設置			
山形県 (H12~)	山形県精神科応急 移送医療事業	2 ・医療関係者 村山豊賀 最上庄内	なし	当番精神科救急医療施設 24時間365日対応 保健所(全)保険所)	平日 (保健所) 夜間・休日 (緊急連絡網)	輸送制 【村山豊賀】5病院(1床) 【最上庄内】2病院(1床)	7 指定病院など			
福島県	福島県精神科救急 医療システム整備 事業	精神科救急フロッ ク数4 県北 県中 浜通り 会津 磐梯 ・保健所 など (年1回開催)	・医師会 ・県精神科病院協会 ・福島医科大学 ・県立病院 ・県診察所協会 ・警察 ・消防 ・家族会 ・保健所 など (年1回開催)	設置していない。	24時間365日対応 保健所(全)保険所 * ただし夜間には連絡網(警備会社か ら保健所の担当者)にオシコールに 各プロックの当番病院が対応。	輸送制 各保険所 その他本人、家族によ る。 原則本人、家族によ る。	34 ・県立矢吹病院 ・福島医科大学附 屬病院			
茨城県 (H8~)	茨城県精神科救急 医療システム整備 事業	3 ・水戸・日立 ・霞ヶ浦・鹿行 ・つくば・東西 ・医療体制及び県が 行う医療保護入院 整備事業	・医師会 ・県精神科病院協会 ・県警 ・保健所 ・精神保健福祉セン ター など (年3回開催)	精神保健福祉センター 平日夜間[17:00~21:00] 休日[8:30~17:00] 24時間精神医療相談窓口なし	・県立友部病院 ・県立精神科病院 など	24条通報 県又は警察 (一般救急医療相 談) 家族等	27 指定病院など			
栃木県 (H12~)	栃木県精神科救急 医療システム	1	・県医師会 ・県精神衛生協会(総合 病院、大病院含む) ・警察 ・消防 ・保健所 ・精神保健福祉セン ター など	県立岡本台病院 夜間[17:00~8:30] 土曜・日曜・祝日[8:30~17:00]	なし	第1次的に県立岡本台病院 で受け入れられ後、一定期間(1 週間~1ヶ月)後に備蓄制によ り後方病院(25病院)へ移院。	26 県内精神科病院			

4. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ							
都道府県・ (開始時期)		事業名	精神科救急 医療圈域の数 地域名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口 がない場合の窓口 受付時間・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保) 医療施設数
群馬県 (H8~)	群馬県精神科救急 医療システム整備 事業	県医師会 ・日精協 ・県警 ・群馬大学 ・保健所	群馬県二三の健康センター 平日・休日 [8:30~7:15] 夜間 [7:15~8:30] 24時間精神医療相談窓口なし	群馬県二三の健康センター 平日・休日 [8:30~7:15] 夜間 [7:15~8:30] 24時間精神医療相談窓口なし	なし	輪番制 夜間 2病院(2床) 休日 2病院(2床) (基幹病院含む)	13 精神科協力病院
埼玉県 (H8~)	埼玉県精神科救急 医療システム整備 事業	県精神科病院協会 ・県診療所協会 ・消防 ・保健所 ・県立精神医療センター (年5回)	埼玉県立精神保健福祉センター 平日・休日 [8:30~7:00] 夜間 [7:00~8:30] 24時間精神医療相談窓口あり	埼玉県立精神保健福祉センター 平日・休日 [8:30~7:00] 夜間 [7:00~8:30] 24時間精神医療相談窓口あり	なし	輪番制 【第1】【第2】 ○夜間 19病院から2病院(各2床) ○休日 15病院から2病院(各2床) * 後方支援病院。	40 埼玉医科大学附 属病院 ・県立精神医療セ ンター
千葉県 (H10~)	千葉県精神科救急 医療システム事業	県立病院 ・精神科病院 ・県医師会 ・千葉市 ・消防 など (年1回)	県立病院 平日夜間 [7:00~8:30] 休日 [8:30~8:30] 24時間精神医療相談窓口なし (国庫補助交付申請はしていない が、美質的にはあるため、20年度 から申請する予定)	県立病院 平日夜間 [7:00~8:30] 休日 [8:30~8:30] 24時間精神医療相談窓口なし (国庫補助交付申請はしていない が、美質的にはあるため、20年度 から申請する予定)	平日のみ (保健所)	輪番制 【西】9病院(1床) 【東】6病院(1床) 【中央】7病院(1床) 【南】7病院(1床) 基幹病院 3病院(各1床) * 内2病院は輪番病院。	30 なし

4. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成20年2月1日現在

都道府県・ 指定都市名 (開始時期)	事業名	精神科救急 医療圏域の数	精神科救急 医療圏域の数 (年間開催回数)	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)	精神科救急 医療施設数	支県病院
東京都 (H19~)	東京都精神科救急 医療情報センター	2 多摩区部	・東京精神科救急医療情報協会 ・東京精神科病院診療所協会 ・メンタルケア協議会 (年1回)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口あり 東京精神科救急医療情報センター 平日[17:00~9:00] 土曜・休日[9:00~9:00] 24時間精神医療相談窓口あり	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口 東京精神科救急医療情報センター 平日[17:00~9:00] 土曜・休日[9:00~9:00] 24時間精神医療相談窓口あり	警察 消防 家族など	・都立4病院(各4床/日) 輪番制 初期・民間2病院 診察所1カ所 一次・民間2病院 多摩1床/日 区部2床/日	69	・国立・都立精神病院 ・東京精神科病院 ・東京精神科医師会の診療 所
神奈川県 (H19~)	精神科救急医療対 策事業	1	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・県精神科診療所 ・横浜市 ・川崎市 など (年1回)	「神奈川県総合医療会館」内に設 置 (神奈川県・横浜市・川崎市の協調 体制で運営) 窓口は県精神保健 福祉センター内) 平日[17:00~22:00] 土日祝[8:30~8:30] 土日祝のみ24時間精神医療相談窓 口あり	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口 「神奈川県総合医療会館」内に設 置 (神奈川県・横浜市・川崎市の協調 体制で運営) 窓口は県精神保健 福祉センター内) 平日[17:00~22:00] 土日祝[8:30~8:30] 土日祝のみ24時間精神医療相談窓 口あり	なし	○土曜・休日昼間 4病院から4病院(各1床) ○平日夜間・土曜・休日 基幹病院3床) 5病院(12床) 1病院(2床) ○平日夜間[17:00~22:00] 準基幹病院(1床) *準基幹病院は精神科初診能 力が強	50	・民間精神科病院 ・国公立精神科病 院 ・民間診療所
新潟県 (H9~)	新潟県精神科救急 医療システム運営 事業	5	・県精神科病院協会 ・新潟大学 ・県医師会 ・県警 ・県消防 ・県立病院 ・保健所 (年1回)	保健所業務 平日[8:30~17:15] 県庁主管課業務 平日[7:15~8:30] 24時間精神医療相談窓口なし	各当番病院 休日昼間[9:00~17:00] 夜間[17:00~9:00] *当番病院の当番表は県のホームページ に掲載。保健所、警察、消防 にも周知。	平日のみ (保健所)	○体日昼間 県北4病院(1床) 新潟佐渡1病院(1床) 県中央4病院(1床) 魚沼3病院(1床) 上越7病院(1床) ○夜間 金県10病院(1床) 輪番制 【東部】14病院(1床) 【西部】15病院(1床) *面団体を兼ねる病院が1病 院。	27	県内の精神科病 院
富山県 (H10~)	富山県精神科救急 医療体制整備事業	2	・県精神科病院支部 ・県警 ・県消防 など (不定期)	富山県精神科病院協会 平日・休日昼間 急救当番病院に委託 24時間精神医療相談窓口あり	富山県精神保健福祉協会へ委託 夜間・休日昼間 急救当番病院に委託 24時間精神医療相談窓口あり	なし	【富山】14病院(1床) 休日14病院(1床) *当番表を兼ねる病院が1病 院。	28	当番病院が必要に 応じ転院先を確保 する。
石川県 (H10~)	石川県精神科救急 医療システム整備 事業	3	・県医師会 ・南加賀 ・石川中央 ・河北郡以北地区	・県精神科病院協会 ・消防 ・黒薔 など (年1回)	各当番病院 休日[9:00~17:00] *当番表はその日の当番病院を 案内するようになっている。保健 所、警察、消防には年度初めてシート掲 載。警察署を周知。県ホームページに掲 載。	平日のみ (県庁/保健所) 休日 (緊急連絡網)	15	精神科協力病院 夜間 県立高松病院(1床) *輪番病院もある。 *金曜1床。	

4. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

精神科救急情報センター								平成20年2月1日現在			
都道府県・指定都市名・開始時期	事業名	精神科救急医療専門の数	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター が無い場合の部窓口 受付時間・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)	精神科救急医療施設(輸番病院)	精神科救急医療施設(輸番病院)	精神科救急医療施設(輸番病院)	精神科救急医療施設(輸番病院)
福井県(H11~)	福井県精神科救急システム整備事業	2	県精神科病院協会 ・県立病院 ・保健所 ・県医師会 など(年2回)	各当番病院 休日[9:00~17:00] 夜間[17:00~9:00] *当番病院の当番表は県のホームページに掲載、保健所、警察、消防には年間の当番表を周知。	精神保健福祉法34 条例による入院 ・家族からの相談に対し、各保健所で受診の必要性を判断する。	精神保健福祉法34 条例による入院 ・家族からの相談に対し、各保健所で受診の必要性を判断する。	1床(保健室)以上	精神科救急医療施設(輸番病院) ・精神科協力病院 ・県立北病院	10	福井大学医学部付属病院	精神科救急医療施設(輸番病院)
山梨県(H10~)	山梨県精神科救急医療事業	1	県立精神科病院協会 ・県精神科医会 ・県警緊急本部 ・県消防防長会 ・日本精神科看護技術協会 ・県精神障害者家族会連合会 ・保育所(年1回)	県立精神保健福祉センター 平日夜間[17:15~21:15] 休日[11:00~19:30] 24時間精神医療相談窓口なし	平日のみ (保健所)	輪番制 県立民謡9病院 (1床)	輪番制 県立民謡9病院 (1床)	精神科協力病院 ・精神科協力病院	10	精神科協力病院 ・精神科協力病院	精神科救急医療施設(輸番病院)
長野県(H9~)	精神科救急医療整備事業	3	東北信 ・中信 ・南信 など(年1回)	県精神科病院協会 ・県医師会 ・県警 ・消防 ・保健所 など(年1回)	保健所 平日[8:30~17:15] *平日夜間及び休日等について (は、緊急連絡網(主に24条連絡の場 合、警察から合同会議の守衛室)を通じて県担当者に連絡が入る。)に よりお応	平日のみ (保健所)	輪番制 「東北信」6病院(1床) 「中信」5病院(1床) 「南信」1病院	輪番制 「東北信」6病院(1床) 「中信」5病院(1床) 「南信」1病院	12	地域の精神科病院	精神科救急医療施設(輸番病院)
岐阜県(H9~)	岐阜県精神科救急医療システム整備事業	2	岐阜・西濃 ・東濃・飛騨 ・中濃	県精神科病院協会 ・県医師会 ・県警 ・消防 ・保健所	知事が指定した5病院で輪番制 24時間5日対応 24時間精神医療相談窓口あり	なし	輪番制 岐阜・西濃8病院(1床) 「中濃・東濃・飛騨」6病院(1床)	輪番制 岐阜・西濃8病院(1床) 「中濃・東濃・飛騨」6病院(1床)	14	精神科救急医療施設	精神科救急医療施設(輸番病院)
静岡県(H7~)	静岡県精神科救急医療システム整備事業	3	東部 中部 西部	県精神科病院協会 ・県精神科医会 ・精神科救急医療施設 ・精神保健福祉連合会 ・消防長会 ・保健所 ・県医師会 ・精神保健福祉センター ・精神障害者保護センター など(年3回)	県立こころの医療センター 平日・土曜・休日[8:30~8:30] 24時間精神医療相談窓口あり	平日 (保健所) 夜間・休日 保健所に対応 必要に応じて警察に 協力要請	平日 「東部」 ・精神病院1床 輪番病院1病院(1床) 基幹病院1床 輪番病院4病院(1床) 輪番病院2病院(1床)	平日 「東部」 ・精神病院1床 輪番病院1病院(1床) 基幹病院1床 輪番病院4病院(1床) 輪番病院2病院(1床)	10	指定病院 ・かかりつけ医療機関	精神科救急医療施設(輸番病院)
愛知県(H8~)	愛知県精神科救急医療対策事業	3	尾張A 尾張B 三河	県医師会 ・県精神病院協会 ・精神科診療所協会 ・国立病院(精神科) ・県警 ・保健所 など(年1回)	愛知県精神科救急情報センター (県精神病院協会に委託) 24時間精神医療相談窓口あり 24時間精神医療相談窓口あり	平日のみ (保健所)	輪番制 「尾張A」4病院(1床) 「尾張B」2病院(1床) 「三河」12病院(1床) 夜間[7:00~9:00] 休日[9:00~17:00] 夜曜[12:00~17:00] *後方支援として県立病院が 365日対応(3床)	39	県精神病院協会 ・県精神病院 ・全員病院 ・国立病院機構東尾張病院	精神科救急医療施設(輸番病院)	

4. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成20年2月1日現在

都道府県、 指定都市名 (開設時期)	事業名	精神科救急 医療圏域の数 医療圏名	連絡調整機関 (年間解催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口 受付時間・スタッフ等	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口 受付時間・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口) なし	精神科救急 医療施設 (空床確保)	精神科救急 医療施設 (空床確保)	精神科救急 医療施設 (空床確保)	支援病院
三重県 (H10~)	三重県精神科救急 医療システム 事業	2 北部 中南部	右し	日本精神科病院協会三重県支部 に委託 24時間精神医療相談窓口あり	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口 受付時間・スタッフ等	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口 受付時間・スタッフ等	輪番制 【北部】8病院(1床) 【中南部】15病院(1床) *各圏域に1病院ずつ基幹病院(1床)があり、他の病院が当番の場合は後方支援を行なう。	輪番制 【北部】8病院(1床) 【中南部】15病院(1床) *各圏域に1病院ずつ基幹病院(1床)があり、他の病院が当番の場合は後方支援を行なう。	輪番制 【北部】8病院(1床) 【中南部】15病院(1床) *各圏域に1病院ずつ基幹病院(1床)があり、他の病院が当番の場合は後方支援を行なう。	・県立二三子の医療センター ・国立病院機構精神医療センター
滋賀県 (H9~)	滋賀県精神科救急 医療システム	3 東近江・湖西 湖北・湖東 ・滋賀医科大学 ・県消防長会 ・保健所 ・県立精神医療センター など	左し 大津・湖西 東近江・甲賀・湖南 湖北・湖東 ・滋賀医科大学 ・県消防長会 ・保健所 ・県立精神医療センター など (年4回)	精神科病院協会 ・県精神神経科医会 ・県医師会 ・県病院協会 ・県立精神医療センター など	各圏域ごとに3当番病院 24時間精神医療相談窓口なし	警察 県 消防 家族	【大津・湖西】3病院(2床) 【東近江・甲賀・湖南】 3病院(2床) 【湖北・湖東】3病院(2床)	【大津・湖西】3病院(2床) 【東近江・甲賀・湖南】 3病院(2床) 【湖北・湖東】3病院(2床)	【大津・湖西】3病院(2床) 【東近江・甲賀・湖南】 3病院(2床) 【湖北・湖東】3病院(2床)	指定病院など
京都府 (H13~)	京都府精神科救急 医療システム	2 北部 南部	左し 京都精神病院協会 ・京都精神医療福祉協会 ・京都精神保健福祉会 ・警察 ・消防 ・大字原院 など (各圏域年1回)	【北部】 京都精神病院協会 ・京都精神医療福祉協会 ・京都精神保健福祉会 ・警察 ・消防 ・大字原院 など (各圏域年1回)	独立行政法人国立病院機構舞鶴 医療センター 24時間精神医療相談窓口あり	警察 消防 ・大字原院 など (各圏域年1回)	平日のみ (保健所、ガ室)	基幹病院 【北部】 独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター 【南部】 府立洛南病院(1床) *後方支援として京都医大病院で空床確保。	平日のみ (保健所、ガ室)	応急入院指定病院 など
大阪府 (H7~)	大阪府精神科救急 医療システム事業	8 豊能 三島 北河内 中河内 南河内 堺 泉州 大阪市	左し ・大阪府精神科医療事業 など (年1回)	精神科病院協会 ・大阪府精神科医療事業 ・大阪府医師会 など (年1回)	精神障害者社会復帰促進協会に 24時間精神医療相談窓口あり ・大阪府精神科医療事業 ・大阪府医師会 など (年1回)	警察 消防 ・大阪府精神科医療事業 ・大阪府医師会 など (年1回)	平日のみ (府庁)	輪番制 圈域にとらわれず、状況に応じて可能な病院が当番病院となる。(県で10点)	平日のみ (府庁)	・協力病院 ・府立精神医療センター

4. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

都道府県・ (開設時期)		事業名	精神科救急 医療圈の数 医療体制の名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口 受付時間・スタッフ等	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急 医療施設 (空床確保)	精神科救急 医療施設数	支援病院
兵庫県	兵庫県精神科救急 医療体制運営事業	阪神・神戸 播磨 但馬 丹波 淡路	5 (年2～3)	県医師会 ・県精神科病院協会 ・県精神科診療所 ・兵庫医科大学 ・精神科救急医療セン タ一 ・県立・公立病院 ・警察 ・消防 ・保健所長会 ・家族会 ・県井健士会 ・県看護協会 ・県立精神保健福祉セン タ一	県精神病院協会に委託 平日[17:00～9:00] 休日[9:00～9:00] 24時間精神医療相談窓口あり	24条による診察室 [県庁/健康福祉事 務所/警察]	基幹病院(2床) 輪番制 【阪神・神戸】17病院(1床) 毎夜間1床、休日1床 【播磨】14病院(1床) 毎夜間1床、休日1床	*空床確保義務はなく、隨時 対応。 協力病院制 【但馬、丹波、淡路】6病院	37	当番病院以外の精 神科救急医療施設
奈良県 (H12～)	奈良県精神科救急 医療システム事業	1	精神科病院協会 ・県立医科大学 ・商業医 ・警察 ・精神保健福祉セン タ一 ・保健所 ・家族会 (年1回)	県立医科大学附属病院 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口あり	平日のみ (保健所)	輪番制 8病院(1床) *24条通報のみ県立医大(1 床)	平日のみ (保健所)	県立医科大学附 屬病院	8	県立医科大学附 屬病院
和歌山县 (H10～)	和歌山県精神科救 急医療システム整 備事業	3	県医師会 ・県精神科病院協会 ・県精神防長会 ・県保健所長会 ・県精神医療ソーシャル ワーカー協会 ・各精神科救急医療施 設 ・急救入院指定病院 ・中核市保健所 ・警察本部 ・消防保安課 ・医務課 ・県精神保健福祉セン タ一 (年1回)	紀北 中紀 南紀	なし	基本的には各精神科救急医療施 設が対応。(県のホームページに当 番病院が掲載されている。また、関 係各機関には年間当番病院表が 配布されている。) 県救急医療情報センターが当番 病院を紹介。	平日のみ (県庁/保健所)	輪番制 【紀北】 民謡5病院[月～金夜間] (1床)	7	県内の精神病床を 有する全病院(13 病院)
鳥取県 (H14.1～)	鳥取県精神科救急 医療体制整備事業	3 東部 中部 西部	病院 ・地区医師会 ・警察 ・消防 ・保健所 ・市町村など (年3回)	なし	基幹病院 休日・夜間 当番病院 休日・夜間 (平日昼間は各病院の平城業務とし て対応)	平日のみ (保健所)	基幹病院 【中部】(1床) 輪番制 【東部】2病院(1床) 【西部】3病院(1床)	6	指定病院	

4. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成20年2月1日現在

都道府県・指定都市名(開始時期)	事業名	精神科救急医療領域の数	連絡調整機関(年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口 受付時間、スタッフ等	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間、スタッフ等	移送体制 時間帯、窓口	精神科救急医療施設 (空床確保)	精神科救急医療施設 (空床確保)	支援病院
島根県 (H11～)	島根県精神科救急医療システム整備事業	7	精神科救急医療施設 ・精神科診療所 ・消防署 ・警察署 ・市町村 ・家族会 ・施設など (各園域年1回)	県立こころの医療センター 夜間 [17:15～8:30] 休日 [8:30～8:30] 保健所 (7カ所) 平日屋間 [8:30～17:15] 24時間精神医療相談窓口あり	県立こころの医療センター 24時間精神医療相談窓口	平日 (保健所) 夜間・休日 (緊急連絡網)	輪番制 [松江]6病院(1床) [出雲]3病院(1床) 基幹病院 [県央](1床) [浜田](1床) [益田](1床)	輪番制 [松江]6病院(1床) [出雲]3病院(1床) 基幹病院 [県央](1床) [浜田](1床) [益田](1床)	なし
岡山県 (H10～)	岡山県精神科救急医療システム整備事業	2	岡山県精神科救急医療システム連絡調整委員会 (年1回)	岡山県精神科救急医療センター (委託先:独立行政法人岡山県精神科医療センター) 平日 [18:00～24:00] 休日 [10:00～24:00] 24時間精神医療相談窓口あり	岡山県精神科救急情報センター (委託先:独立行政法人岡山県精神科医療センター) 平日 [18:00～24:00] 休日 [10:00～24:00] 24時間精神医療相談窓口あり	平日 (保健所) 夜間・休日 (緊急連絡網)	輪番制 [県南東部・北部] [県南西部・東部] 6病院(1床) 基幹病院 [全県](1床) *輪番病院でもある。 [東部]3病院(1床) [西部](1床)	輪番制 [県南東部・北部] [県南西部・東部] 6病院(1床) 基幹病院 [全県](1床) *輪番病院でもある。 [東部]3病院(1床) [西部](1床)	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター
広島県 (H8～)	広島県精神科救急医療システム整備事業	2	県医師会 ・県精神科病院協会 ・県診療所協会 ・広島大学医学部 ・県警 ・消防 ・精神保健福祉センターなど (年1回)	県精神科病院協会に委託 24時間精神医療相談窓口あり	県精神科病院協会に委託 24時間精神医療相談窓口あり	平日のみ (保健所)	輪番制 [東部]3病院(1床) [西部](1床)	輪番制 [東部]3病院(1床) [西部](1床)	5 県内3病院を支援 病院として指定。
山口県 (H12～)	山口県精神科救急医療システム事業	3	県精神科病院協会 ・県診療所協会 ・大学 ・県立病院 ・警察 ・消防 ・精神保健福祉センターなど (年2回)	県立こころの医療センター 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口あり	県立こころの医療センター 24時間365日対応 24時間精神医療相談窓口あり	保健所	輪番制 [東部]8病院(1床) [中部]13病院(1床) [西部]6病院(1床)	輪番制 [東部]8病院(1床) [中部]13病院(1床) [西部]6病院(1床)	27 なし
徳島県 (H10～)	徳島県精神科救急医療システム整備事業	3	精神科病院協会 ・県警など 年2回開催	精神科病院協会 なし	各当番病院 夜間 休日 [8:00～9:00]	警察 ・家族 ・消防など 平日夜間 4病院(1床) [西部] [津田沼](月・水・金) 2病院(1	輪番制 [東部] 夜間・休日 [8:00～9:00] [西部] 平日夜間 4病院(1床) [津田沼] [津田沼] (月・水・金) 2病院(1	14 原立中央病院	

4. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成20年2月1日現在

都道府県・ 指定都市名・ (開始時期)	事業名	精神科救急 医療圏域の数	精神科救急 医療圏域名	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間/スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)	精神科救急医療施設 設備により 1病院1日1床	精神科救急医療施設 設備により 1病院1日1床	支援病院
香川県 (H16.7~)	香川県精神科救急 医療システム整備 事業	2	・県医師会 ・県精神科病院協会 ・県精神科診療所 ・県警 ・消防 ・保健所 ・県立精神保健福祉セン ターなど ・年1回)	県立病院 夜間[17:00~8:30]	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間/スタッフ等	保健所	精神科救急医療施設 設備により 1病院1日1床	精神科救急医療施設 設備により 1病院1日1床	精神科救急医療施設 設備により 1病院1日1床	県立病院
愛媛県 (H13~)	愛媛県精神科救急 医療システム整備 事業	1	・精神科病院 ・精神科経験者 ・家族代表者 ・警察 ・消防 など (不定期)	精神科病院 休日屋間[17:00~22:00] 休日等[9:00~17:00] 24時間精神医療相談窓口なし	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	平日のみ (保健所)	輪番制 7病院(1床)	当番病院以外の精 神科救急医療施設	当番病院以外の精 神科救急医療施設	当番病院	7
高知県 (H7~)	高知県精神科救急 医療事業	1	・精神科病院 ・精神科救急情報セン ター ・救急医療情報セン ター ・高知大学 ・高知精神科病院 ・高知市消防局 ・県警 (年1回開催)	精神科救急医療施設 なし	・救急医療情報センターで当番病 院を紹介 ・各当番病院 平日夜間[17:00~9:00] 土曜[12:00~9:00] 休日[9:00~9:00]	土曜休日 1病院 平日夜間(1床)	輪番制 6病院(1床)	土曜休日 1病院	土曜休日 6病院(1床)	7	県立精神科病院
福岡県 (H10~)	福岡県精神科救急 医療システム事業	4	・学識経験者 ・県医師会 ・県精神科病院協会 ・大学病院 ・国立病院 ・警察 ・消防 ・保健所 ・精神保健福祉セン ター ・県立病院 ・政令指定都市 (年4回)	福岡県メティカルセンター 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~9:00]	福岡県メティカルセンター 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~9:00]	24条による検察 警察 警笛等 休日夜間4病院(1床) 休日夜間4病院(1床) 休日夜間4病院(1床)	輪番制 4病院(1床)	休日夜間4病院(1床) 休日夜間4病院(1床) 休日夜間4病院(1床)	休日夜間4病院(1床) 休日夜間4病院(1床)	76	専門拠点病院
佐賀県 (H9~)	佐賀県精神科救急 医療システム事業	3	佐賀東部 唐津伊万里 多久牛久藤	なし	精神保健福祉センター 日曜・祝日、年末年始 [9:00~17:00] 24時間精神医療相談窓口なし	平日のみ (保健所)	輪番制 【佐賀東部】8病院(1床) 【唐津伊万里】5病院(1床) 【多久牛久藤】4病院(1床)	精神保健福祉センター 日曜・祝日、年末年始 [9:00~17:00] 24時間精神医療相談窓口なし	精神保健福祉センター 日曜・祝日、年末年始 [9:00~17:00] 24時間精神医療相談窓口なし	17	・佐賀大学医学部 ・附設病院 ・県立病院好生館

4. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成20年2月1日現在

都道府県・ 指定都市名 (開始時期)	事業名	精神科救急 医療圏域の数 ■■■■■	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合は 受付時間・スタッフ等	移送体制 (窓口)	時間帯 (保健所)	精神科救急医療施設 (空床確保)	医療施設数	支援病院	
長崎県 (H11～)	長崎県精神科救急 医療システム整備 事業	6	長崎・西彼 佐世保・北松 県央・県南 五島 壱岐 対馬	県医師会 ・県精神科病院協会 ・長崎大学 ・県警 ・消防 ・県精神保健センター ・難聴精神科医療機関 代表(年1回)	県立精神医療センター 24時間精神医療相談窓口あり 24時間精神医療相談窓口あり	輪番制 【長崎・西彼】11病院(1床) 【県央・県南】18病院(1床) 【五島】15病院(1床) 【壱岐】1病院(1床) 【対馬】2病院(1床)	平日のみ (保健所)	38	・県立精神医療センター ・国立精神医療センター ・国立精神医療機関長 崎医療センター ・長崎大学医学部 歯学部付属病院		
熊本県 (H8～)	熊本県精神科救急 医療システム整備 事業	2	北部 南部	県医師会 ・熊本大学病院 ・熊本大病院機構 ・国立病院 ・県警 ・保健所 ・消防 など (年1回)	なし	各当番病院 夜間 [17:00～9:00] 休日・昼間 [9:00～17:00] 土曜 [12:00～17:00] *当番病院の当番表は、2ヶ月分を 1ヶ月前に保健所、県警、消防に周 知。	平日のみ (県庁/保健所)	40	・県立二三の医療 センター ・国立精神医療機関熊 本医療センター ・国立精神病院機関 池病院 ・熊本大学医学部 附屬病院		
大分県 (H11～)	大分県精神科救急 医療システム整備 事業	2	県北 県南	県医師会 ・大分大学医学部 ・精神科病院協会 ・県精神保健科診療所 ・保健所、県警、市消防 など (年2回開催)	精神保健福祉センター 平日夜間 [17:00～21:00] 休日 [9:00～21:00] 24時間精神医療相談窓口なし	輪番制 ○平日夜間 【全県】22病院(1床) ○休日 【県北】10病院(1床) 【県南】12病院(1床)	なし	22	当番病院以外の精 神科救急医療施設 神科救急医療施設		
宮崎県 (H9～)	宮崎県精神科救急 医療システム整備 事業	3	県北 県央 県西南	県医師会 ・精神科病院協会 ・精神科診療所協 会 ・宮崎大学医学部 ・県警 など (年1回)	なし	当番病院 休日 [日曜・祝日・年末年始のみ] [午前9:00～翌日9:00]	3回毎の輪番制 【県央】3病院(1床) 指定病院8 県立精神病院1 【県北】6病院(1床) 指定病院2 【県西南】6病院(1床) 指定病院5 非指定病院1 (各医療・当番病院が空床) 保健所	21	病院間で協議 合併症等の場合 一般救急システム 一貫化 ・国公立病院		
鹿児島県 (H8～)	鹿児島県精神科救 急医療体制整備事 業	4	鹿児島 南薩 北薩 姶良 大隈	県医師会 ・県医療大学 ・県消防長会 ・県警察本部 ・県保健所 など (年1回)	24時間精神医療相談窓口なし	輪番制 【鹿児島】4病院(1床) 【北薩】8病院(1床) 【南薩】9病院(1床) 始良・大隈11病院(1床)	なし	42	なし		

4. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成20年2月1日現在							
都道府県・ 指定都市名 (開設時期) 沖縄県 (H10~)	事業名	精神科救急 医療圏域の数	連絡調整機関 (年間開催回数)	精神科救急情報報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報報センター がない場合の窓口 受け時短・スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)
冲縄県精神科救急、 医療システム事業	北 南 宮古 八重山	4	県医師会 ・県精神科病院協会 ・外来精神医会 連合会 ・消防防災課 警察本部 ・公立病院 ・保健所 (年1回)	総合精神保健福祉センター (中継県精神保健福祉協会に委託) 平日夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~9:00] 24時間精神医療相談窓口なし	平日のみ (保健所)	輪番制 【北】8病院(1床) 【南】10病院(1床) 【宮古】病院(1床) 【八重山】病院(1床) *休日夜間は北・南圏域合 わせて1県立病院(1床)	20 ・県立病院 ・連携病院(一般病 院) ・かかりつけ病院
札幌市	北海道と共同実施 *道内8圏域の 内、道央(札幌)ブ ロック丸岡圏サブ プロックとして、札 幌市は精神科救急 情報センターを運 用。		道のシステムとは別 に、市内機関の調整の ため以下の機関と会議 を行っている。 ・区保健福祉課(10区) ・精神科救急情報報センター 平日夜間[9:00~17:00] 夜間[17:00~9:00] 休日[9:00~9:00] 土曜[9:00~9:00] 区・情報センター併せて、24時間 精神医療相談窓口としている。	札幌市が運営 ・札幌市精神委託 業務委託課 ・区保健福祉課(10区) ・精神科救急情報報センター (年2回)	平日のみ (区保健福祉課)	輪番制 平日・夜間・土日祝日27病 院 (当番病院は休以上確保、 他に各精神科救急医療施設 より空床情報を提供)	27
仙台市	宮城県と共同実施				平日のみ (保健所)		
さいたま市	埼玉県と共同実施				平日のみ (保健所)		
千葉市	千葉県と共同実施				平日のみ (保健所)		
横浜市	神奈川県・川崎市 と共同実施	1	県医師会 ・県精神科病院協会 ・県診療所協会 ・神奈川県 ・横浜市 ・川崎市等	神奈川県精神保健福祉センター スタッフ2名、常勤1名・非常勤1名) ○初期・2次救急 夜間17:00~翌8:00 土・日・休日 8:30~翌8:30 神奈川県精神保健福祉センター、 横浜市、 川崎市の職員輪番で2名。 ○警察官、運転 非常勤職員1名	平日夜間 各保健福祉センター (8:30~17:00)	原則平日中のみ (保健センター) 初期・2次救急相談 者が確保する。 警察官情報は、川崎 市又は警察 指定病院1床で1日4床) (各病院1床) 夜間・休日 基幹精神病院(輪番制) 精神科救急病院 輪番制により1日8床	67 ・民間精神科病院 ・国公立精神科病 院
川崎市	精神科救急医療対 策事業						
新潟市	新潟県精神科救急 医療システム運営 事業	5	県精神科病院協会 ・新潟大学 ・県医師会 ・県警 ・県消防長会 ・県立病院 ・保健所 (年1回)	精神科救急情報報センター及び24時 間精神医療相談窓口なし。 市主管課が兼務	市主管課 ○休日夜間 夜間(17:00~翌9:00) 当番病院の当番表は県・市の小一 ムページに掲載するとともに、保健 所、警察、消防にも周知。 24条通報についてでは市主管課が 窓口	輪番制 ○休日夜間 【県北】4病院(1床) 【新潟・佐渡】9病院(1床) 【県央】4病院(1床) 【魚沼】3病院(1床) 【上越】7病院(1床) ○夜間 全県 10病院(1床)	27 ・県内精神科病 院
静岡市	静岡県と共同実施					原則平日中のみ (保健所)	

4. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

精神科救急の連絡を受けてからの流れ

平成20年2月1日現在

都道府県・ 指定都市名 (開始時期)	事業名	精神科救急 医療圏域の数 園町名	連絡調整機関 (年間開通回数)	精神科救急情報センター 24時間精神医療相談窓口	精神科救急情報センター がない場合の窓口 受付時間:スタッフ等	移送体制 時間帯(窓口)	精神科救急医療施設 (空床確保)	精神科救急医療施設 医療施設数	支援病院
浜松市	静岡県精神科救急 システム整備事業	1	県と共同実施(年3回) 機関名県と同様	県立こころの医療センター (8:30～8:30) 24時間精神医療相談窓口あり	平日、休日、休日 8:30～8:30	平日、休日、夜間保 健所対応に応じて警察等 必要に協力要請	西部基幹病院1病院(1床) 輪転後方支援 県立こころの医療センター	3	指定病院がたりつ け医療機関
名古屋市	愛知県と共同実施								
京都市	京都府南部精神科 救急医療システム	1 (京都市府南部)	府医師会 ・京都府精神科診療所 ・府警 ・消防 ・保健所 ・府立洛南病院 ・府、市など (年1回)	精神科救急情報センター (京都精神保健福祉協会に委託) 平日17:00～翌8:30 休日24時間 精神医療相談については、 平日昼間は各保健所で対応してお り、 24時間提供できる窓口がある。	平日のみ (市立/保健所)	輸番制 平日・休日昼間 (精神保健福祉センター/保健所) 警察 家族	休日昼間 10病院(2床) 基幹病院 府立洛南病院 365日(17:00～8:30)	10	応急入院指定病院 など
大阪市	大阪府と共同実施								
堺市	大阪府と共同実施								
神戸市	兵庫県と共同実施								
広島市	広島県と共同実施								
北九州市	福岡県と共同実施								
福岡市	精神・障害保健課 資料)都道府県と共同実施している指定都市については、市独自の事項のみ記載。								

注)都道府県と共同実施している指定都市については、市独自の事項のみ記載。

5. 平成18年度精神保健福祉センター事業実績

都道府県等	特 定 相 論 事 業 (恩 春 期)							特 定 相 論 事 業 (ア ル コ ー ル)						
	技術援助 回 数	研 修 会 回 数	広 報 普 及		相 論 事 業			技術援助 回 数	研 修 会 回 数	広 報 普 及		相 諺 事 業		
			(講習会)	(講習会・座談会等)	参 加 人 数	実 件 数	延 件 数			(講習会)	(講習会・座談会等)	参 加 人 数	実 件 数	延 件 数
北海道	9	0	0	0	40	120		4	3	0	0	1	1	1
青森県	6	2	0	0	28	90		0	1	0	0	1	1	1
岩手県	0	2	0	0	25	40		2	1	10	49	48	80	
宮城県	18	1	0	0	53	219		3	1	0	0	6	8	
秋田県	40	8	20	572	11	38		8	1	1	131	8	9	
山形県	29	2	0	0	71	981		11	0	1	137	22	322	
福島県	8	0	1	41	12	13		5	0	0	0	3	3	
茨城県	3	0	1	404	82	428		15	4	23	271	27	27	
栃木県	13	3	2	137	47	233		4	11	21	203	8	15	
群馬県	2	0	1	297	43	85		0	0	5	262	10	11	
埼玉県	52	1	1	108	204	366		26	2	1	230	190	490	
千葉県	82	2	1	161	180	206		18	12	12	549	231	280	
東京都	377	9	6	454	407	2,179		242	6	23	1,663	638	2,610	
神奈川県	12	0	0	0	139	155		9	2	0	0	53	60	
新潟県	4	4	18	111	16	25		0	0	0	0	0	0	
富山県	33	4	2	193	75	979		20	1	5	277	41	237	
石川県	16	1	1	108	68	368		8	1	1	88	4	9	
福井県	1	18	12	294	80	256		6	0	26	632	13	33	
山梨県	46	5	0	0	115	797		0	0	5	2,039	3	5	
長野県	64	7	3	74	76	555		36	3	0	0	31	234	
岐阜県	0	1	0	0	0	0		5	1	0	0	58	58	
静岡県	25	5	2	360	73	316		0	0	0	0	17	17	
愛知県	29	1	4	836	76	96		3	2	5	289	18	18	
三重県	51	5	6	1,252	228	309		1	0	0	0	31	46	
滋賀県	4	8	48	339	266	1,056		11	2	50	980	62	94	
京都府	1	0	0	0	16	43		2	2	10	122	8	8	
大阪府	28	7	12	513	541	4,417		1	3	3	701	467	2,498	
兵庫県	46	2	39	679	150	541		20	5	15	182	27	40	
奈良県	0	0	0	0	2	2		0	0	0	0	0	0	
和歌山县	7	3	1	100	37	58		0	0	0	0	1	1	
鳥取県	129	1	25	148	244	1,359		6	6	1	80	15	41	
島根県	2	1	0	0	14	220		5	4	2	223	0	0	
岡山県	21	5	2	15	59	586		5	0	0	0	5	88	
広島県	8	11	0	0	53	308		17	2	0	0	5	11	
山口県	12	0	1	140	20	173		0	0	0	0	6	14	
徳島県	63	1	0	0	76	424		23	2	0	0	8	42	
香川県	26	5	16	206	105	709		2	0	24	168	8	59	
愛媛県	3	1	1	183	87	407		0	0	0	0	6	6	
高知県	20	6	0	0	24	28		7	3	0	0	5	10	
福岡県	37	7	7	1,294	289	316		17	22	21	226	198	200	
佐賀県	21	6	2	98	236	574		22	4	8	2,743	73	88	
長崎県	8	1	3	498	3	4		15	1	1	209	3	8	
熊本県	76	1	0	0	92	210		7	5	11	23	16	33	
大分県	10	0	3	58	65	109		8	0	1	206	45	110	
宮崎県	6	0	0	0	13	13		2	1	6	19	16	16	
鹿児島県	3	0	0	0	135	157		0	1	0	0	78	79	
沖縄県	4	0	1	264	25	25		2	1	1	297	2	2	
札幌市	17	0	1	155	134	134		1	0	0	0	12	12	
仙台市	24	2	1	67	14	78		60	1	3	962	60	626	
さいたま市	63	1	48	212	49	244		25	2	24	315	26	117	
千葉市	0	0	1	87	63	95		0	0	1	42	52	84	
横浜市	5	2	8	60	31	37		15	6	12	28	27	27	
川崎市	4	2	0	0	49	277		56	0	1	110	108	394	
静岡市	6	4	3	167	20	248		0	12	12	194	0	129	
名古屋市	14	5	10	39	64	88		2	1	0	0	0	0	
京都市	15	3	126	857	60	278		6	1	70	1,120	14	73	
大阪市	33	1	1	31	44	156		10	5	2	1,920	15	26	
堺市	6	0	0	0	4	4		1	0	0	0	1	1	
神戸市	0	1	1	45	25	25		0	1	1	454	6	6	
広島市	19	3	1	600	225	238		2	1	0	0	55	61	
北九州市	2	4	3	70	1	1		5	5	11	1,410	39	39	
福岡市	0	0	0	0	0	0		3	2	0	0	0	0	
合 計	1,663	175	446	12,327	5,484	22,496		784	153	430	19,554	2,931	9,617	

(東京都内訳)

中 部	89	3	0	0	67	441	75	1	6	285	148	726
多 摩	123	3	2	20	201	954	89	2	10	112	222	1,003
台 東 区	165	3	4	434	139	784	78	3	7	1,266	268	881

5. 平成18年度精神保健福祉センター事業実績

都道府県等	心の健康づくり推進事業								社会復帰促進事業							
	技術援助 技術指導	研修会 (講習会)	広報普及		相談事業		心の電話 相談事業	技術援助 技術指導	研修会 (講習会)	広報普及		相談事業		技術指導		
			回数	回数	回数	参加人数	実件数	延件数	回数	回数	回数	参加人数	実件数	延件数		
北海道	10	0	1	108	39	179	3,581	0	0	0	0	0	0	0	0	
青森県	87	4	6	1,368	62	277	2,246	5	1	6	88	20	34			
岩手県	16	3	8	850	0	0	1,279	22	1	0	0	0	0	0		
宮城県	35	6	7	1,240	110	375	2,950	113	5	7	103	14	35			
秋田県	59	1	1	15	63	347	1,756	8	1	1	50	22	149			
山形県	3	18	0	0	3	4	1,428	4	0	1	291	17	248			
福島県	83	3	0	0	48	81	1,495	80	3	0	0	42	348			
茨城県	3	0	2	110	41	277	2,327	68	3	11	796	2	21			
栃木県	26	3	2	387	37	229	3,917	14	1	0	0	0	0	0		
群馬県	6	0	9	660	0	0	4,670	0	0	0	0	0	0	0		
埼玉県	84	5	0	0	479	748	2,130	30	1	1	300	725	771			
千葉県	381	29	9	3,840	11	23	1,702	387	2	14	1,527	934	6,234			
東京都	163	6	5	402	129	679	25,495	4,526	18	7	538	753	91,803			
神奈川県	26	4	13	956	380	391	4,444	124	3	28	298	111	527			
新潟県	15	4	0	0	38	64	1,767	35	0	0	0	0	0	0		
富山県	83	2	17	1,293	513	516	1,457	61	2	15	793	30	255			
石川県	36	0	0	0	56	249	4,272	72	2	1	115	27	162			
福井県	8	0	56	1,689	288	1,211	1,860	257	54	1	580	7	14			
山梨県	16	1	5	1,361	59	316	3,835	101	1	2	64	49	139			
長野県	28	10	8	426	58	214	3,552	358	10	6	803	48	232			
岐阜県	0	0	10	884	0	0	2,493	0	0	0	0	0	0	0		
静岡県	2	0	0	0	8	25	4,242	7	10	0	0	5	14			
愛知県	35	8	27	1,143	1,087	1,219	1,042	167	15	31	4,417	78	212			
三重県	70	51	51	2,585	140	49	3,128	95	1	1	30	16	17			
滋賀県	25	4	0	0	8	8	3,090	32	2	0	0	5	13			
京都府	4	1	3	31	36	127	510	7	0	12	121	8	10			
大阪府	205	0	22	2,084	333	2,879	3,441	1,447	87	9	417	2,640	11,474			
兵庫県	12	0	21	711	19	39	1,632	3,122	1	24	4,655	218	303			
奈良県	1	0	0	0	24	24	103	0	0	0	0	0	0			
和歌山县	6	8	2	190	6	7	441	11	2	0	0	5	7			
鳥取県	0	0	12	1,980	0	0	0	57	12	3	320	95	1,351			
島根県	21	0	0	0	45	82	1,233	14	5	1	33	4	5			
岡山県	7	3	6	1,370	58	1,526	3,234	36	4	3	65	37	102			
広島県	1	3	2	380	0	0	4,746	22	3	0	0	73	1,109			
山口県	0	14	7	700	5	28	2,001	4	13	0	0	9	44			
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	11	2	0	0	23	51			
香川県	12	0	0	0	127	1,073	3,928	128	1	13	189	4	6			
愛媛県	0	0	25	1,440	0	0	1,037	0	0	0	0	30	1,142			
高知県	0	0	0	0	126	225	804	12	1	0	0	6	6			
福岡県	89	17	32	1,812	810	832	2,945	144	12	64	2,258	169	2,322			
佐賀県	27	9	7	1,451	731	1,515	3,216	2	0	0	0	61	61			
長崎県	42	1	11	701	3	3	1,695	100	1	7	377	11	212			
熊本県	4	6	0	0	4	6	5,725	90	1	23	126	131	179			
大分県	7	0	1	1,300	22	93	2,536	63	3	7	153	79	136			
宮崎県	68	6	0	0	59	67	5,146	23	1	2	39	50	50			
鹿児島県	9	2	9	419	40	84	2,155	2	3	0	0	2	2			
沖縄県	13	0	1	213	0	0	1,299	66	0	4	1,612	0	0			
札幌市	2	0	0	0	0	0	2,617	3	0	22	280	56	697			
仙台市	69	6	3	237	204	1,485	9,450	50	6	7	170	73	894			
さいたま市	63	1	3	700	62	580	2,052	13	1	3	226	2	110			
千葉市	0	1	0	0	0	0	1,829	0	0	0	0	0	0			
横浜市	2	4	4	934	4	5	6,525	0	0	0	0	0	0			
川崎市	10	0	0	0	19	19	1,440	3	0	0	0	0	0			
静岡市	5	42	35	2,466	0	918	817	11	3	0	0	0	8			
名古屋市	22	1	0	0	159	176	1,133	27	7	4	27	298	330			
京都市	18	2	1	291	22	191	2,755	428	6	33	878	20	79			
大阪市	4	0	2	69	0	0	5,917	39	1	1	6	0	0			
堺市	0	0	0	0	0	0	2,749	3	0	0	0	6	33			
神戸市	3	1	1	214	0	0	1,538	8	5	6	25	0	0			
広島市	20	3	0	0	536	606	549	147	9	29	309	247	250			
北九州市	44	0	14	971	3	3	392	102	4	14	172	21	21			
福岡市	17	0	21	348	0	0	2,126	61	8	15	2,661	0	0			
合計	2,107	293	482	40,329	7,114	20,074	179,874	12,822	338	439	25,912	7,283	122,222			

(東京都内訳)

中部	119	2	0	0	57	266	8,800	2,462	3	3	294	479	53,493
多摩	22	3	3	140	47	231	8,852	1,044	14	1	20	232	37,498
台東区	22	1	2	262	25	182	7,843	1,020	1	3	224	42	812

6 精神障害者保健福祉手帳関係

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成19年3月末現在)

	1級			2級			3級			合計		
	年度末現在	有効期限切れ	差引	年度末現在	有効期限切れ	差引	年度末現在	有効期限切れ	差引	年度末現在	有効期限切れ	差引
全国	101,737	27,927	73,810	304,753	56,651	248,102	105,660	22,689	82,971	512,150	107,267	404,883
北海道	3,322	701	2,621	16,047	1,669	14,378	5,741	521	5,220	25,110	2,891	22,219
青森	3,218	142	3,076	3,517	152	3,365	806	33	773	7,541	327	7,214
岩手	1,931	87	1,844	2,445	116	2,329	820	26	794	5,196	229	4,967
宮城	2,273	144	2,129	4,396	229	4,167	1,891	84	1,807	8,560	457	8,103
秋田	748	68	680	2,509	206	2,303	786	73	713	4,043	347	3,696
山形	2,853	929	1,924	1,621	286	1,335	475	110	365	4,949	1,325	3,624
福島	1,835	644	1,191	4,467	945	3,522	1,187	288	899	7,489	1,877	5,612
茨城	2,573	1,223	1,350	5,532	1,953	3,579	2,512	683	1,829	10,617	3,859	6,758
栃木	1,124	61	1,063	2,972	136	2,836	1,290	66	1,224	5,386	263	5,123
群馬	3,557	1,053	2,504	2,638	682	1,956	1,126	355	771	7,321	2,090	5,231
埼玉	2,492	256	2,236	14,296	1,319	12,977	5,793	499	5,294	22,581	2,074	20,507
千葉	3,860	809	3,051	10,376	1,306	9,070	3,273	513	2,760	17,509	2,628	14,881
東京	6,394	4,031	2,363	22,920	10,794	12,126	11,951	5,529	6,422	41,265	20,354	20,911
神奈川	6,056	2,130	3,926	19,582	3,939	15,643	10,387	1,677	8,710	36,025	7,746	28,279
新潟	1,944	372	1,572	6,972	710	6,262	959	127	832	9,875	1,209	8,666
富山	750	353	397	2,200	555	1,645	832	313	519	3,782	1,221	2,561
石川	607	39	568	2,329	97	2,232	495	32	463	3,431	168	3,263
福井	209	39	170	1,225	74	1,151	684	27	657	2,118	140	1,978
山梨	1,263	182	1,081	3,331	764	2,567	456	72	384	5,050	1,018	4,032
長野	4,109	764	3,345	4,804	788	4,016	1,072	247	825	9,985	1,799	8,186
岐阜	2,137	615	1,522	4,945	1,377	3,568	1,857	731	1,126	8,939	2,723	6,216
静岡	2,275	941	1,334	8,342	1,547	6,795	3,567	678	2,889	14,184	3,166	11,018
愛知	2,628	128	2,500	16,681	508	16,173	6,196	250	5,946	25,505	886	24,619
三重	689	27	662	4,139	176	3,963	1,114	25	1,089	5,942	228	5,714
滋賀	482	140	342	3,004	494	2,510	1,379	450	929	4,865	1,084	3,781
京都	2,023	989	1,034	6,528	1,862	4,666	4,033	1,047	2,986	12,584	3,898	8,686
大阪	10,881	3,791	7,090	28,416	5,973	22,443	7,846	1,663	6,183	47,143	11,427	35,716
兵庫	3,051	121	2,930	13,180	509	12,671	3,866	168	3,698	20,097	798	19,299
奈良	874	145	729	2,459	257	2,202	541	54	487	3,874	456	3,418
和歌山	1,088	129	959	2,012	189	1,823	616	31	585	3,716	349	3,367
鳥取	654	24	630	2,363	150	2,213	275	18	257	3,292	192	3,100
島根	1,241	510	731	1,962	405	1,557	709	169	540	3,912	1,084	2,828
岡山	1,064	72	992	3,493	159	3,334	503	26	477	5,060	257	4,803
広島	2,963	1,133	1,830	13,691	3,017	10,674	3,126	1,181	1,945	19,780	5,331	14,449
山口	3,106	544	2,562	3,311	566	2,745	1,021	192	829	7,438	1,302	6,136
徳島	1,224	250	974	1,431	262	1,169	389	124	265	3,044	636	2,408
香川	712	284	428	2,181	508	1,673	683	259	424	3,576	1,051	2,525
愛媛	859	305	554	3,917	727	3,190	905	374	531	5,681	1,406	4,275
高知	297	14	283	1,701	86	1,615	463	25	438	2,461	125	2,336
福岡	3,071	1,532	1,539	15,038	4,982	10,056	6,189	2,127	4,062	24,298	8,641	15,657
佐賀	619	311	308	2,457	634	1,823	515	98	417	3,591	1,043	2,548
長崎	1,342	467	875	4,417	704	3,713	1,242	249	993	7,001	1,420	5,581
熊本	3,771	266	3,505	5,596	686	4,910	393	46	347	9,760	998	8,762
大分	597	218	379	3,428	689	2,739	817	191	626	4,842	1,098	3,744
宮崎	429	158	271	2,894	703	2,191	1,189	342	847	4,512	1,203	3,309
鹿児島	484	249	235	6,062	1,569	4,493	2,081	591	1,490	8,627	2,409	6,218
沖縄	2,058	537	1,521	6,926	1,192	5,734	1,609	305	1,304	10,593	2,034	8,559
指定都市(再掲)												
札幌市	1,075	60	1,015	6,867	257	6,610	3,058	147	2,911	11,000	464	10,536
仙台市	1,146	32	1,114	2,312	85	2,227	974	28	946	4,432	145	4,287
さいたま市	391	68	323	2,231	198	2,033	860	105	755	3,482	371	3,111
千葉市	646	172	474	1,405	311	1,094	348	92	256	2,399	575	1,824
横浜市	3,017	1,081	1,936	9,436	1,623	7,813	5,395	1,011	4,384	17,848	3,715	14,133
川崎市	718	171	547	2,830	695	2,135	1,249	246	1,003	4,797	1,112	3,685
静岡市	307	32	275	1,532	146	1,386	636	51	585	2,475	229	2,246
名古屋市	1,105	36	1,069	5,924	223	5,701	2,308	100	2,208	9,337	359	8,978
京都	1,416	445	971	4,641	904	3,737	2,856	593	2,263	8,913	1,942	6,971
大阪市	2,048	51	1,997	7,710	147	7,563	2,759	53	2,706	12,517	251	12,266
堺市	838	72	766	2,466	126	2,340	588	47	541	3,892	245	3,647
神戸市	594	26	568	5,039	194	4,845	1,548	68	1,480	7,181	288	6,893
広島市	1,422	259	1,163	5,325	886	4,439	518	72	446	7,265	1,217	6,048
北九州市	878	632	246	4,136	2,202	1,934	2,237	1,261	976	7,251	4,095	3,156
福岡市	499	15	484	3,351	92	3,259	1,529	46	1,483	5,379	153	5,226

出典：衛生行政報告例

(2) 地方自治体における精神障害者保健福祉手帳に基づく主な福祉サービス一覧

平成19年12月末現在

自治体名	主なサービスの内容
北海道	公共施設利用料の減免
青森県	県有施設等の使用料の免除・減免、県バス協会加盟民間バスの県内路線バス運賃割引、県内民間鉄道(JR除く)4社の鉄道運賃割引制度、1級所持者の医療費助成
岩手県	公共施設等の利用料の減免
宮城県	公共施設等の利用料の割引、県営住宅の一般向住宅の入居申込者に対する抽選での優遇、若しくは特別割当住宅への申込
秋田県	公共施設等の利用料の無料・割引、県内民営バス4社運賃割引
山形県	医療費助成(1級)、県営住宅優先抽選、公共施設利用料の減免、県内民営バス2社運賃割引
福島県	県立施設の利用料減免、医療費助成制度(1級、2・3級かつ身体障害者手帳又は療育手帳所持)、県内民営バス5社・会津鉄道の運賃割引
茨城県	県立施設等の入館料等の減免、県内民営バス2社運賃割引
栃木県	各種公共施設等の利用料金の割引
群馬県	公共施設の利用料の減免、私営鉄道(上毛電鉄、上信電鉄、わたらせ渓谷鉄道)の運賃割引、一部私営バスの運賃割引
埼玉県	公営住宅優先入居、公共施設使用料等の減免
千葉県	公共施設等の入園料等の減免
東京都	都営住宅の優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、都内路線バス運賃割引
神奈川県	県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除、県営水道料金の減免
新潟県	県立施設の利用料の免除
富山県	県立施設等の個人利用料金の減免(専用利用を除く)、一部私営バスの運賃割引
石川県	公共施設利用料の免除・割引
福井県	県立施設等の入場料の免除・減免、医療費助成制度(1級、2級)
山梨県	県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居
長野県	県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居(単身も可)、医療費助成制度(1級)、バス運賃割引
岐阜県	県有施設の利用料の減免・免除、医療費助成制度(1、2級)、県営住宅の優先入居(1、2級)、県バス協会加盟バスの運賃割引
静岡県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅の優先入居
愛知県	公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減
三重県	県立施設等の利用料免除・減額、県営住宅の優先選考(1、2級)、バス・タクシー運賃割引
滋賀県	自立支援医療(精神通院)自己負担分の助成(精神手帳1・2級)、公共施設の利用料減免、県営住宅入居抽選優先倍率適用
京都府	公共施設の利用料減免
大阪府	公共施設の利用料減免、府営住宅の福祉世帯向け応募、一部府内バス・タクシー料金の減免
兵庫県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅の優先入居(1、2級)
奈良県	県立施設等の利用料の免除
和歌山县	県有施設入場料・使用料の無料・減免、県営住居・入居所得基準の優遇

自治体名	主なサービスの内容
鳥取県	県立施設等の利用料の減免、県内路線バスの運賃割引、医療費助成制度(1級)
島根県	県立施設等の利用料の免除・減免、県営住居入居優遇制度
岡山県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅入居優先制度
広島県	路線バス、鉄道(JR除く)の運賃割引、県立施設等利用料の減免、県営住宅入居当選率の優遇(1、2級)
山口県	公共施設利用料の減免、県内有料道路通行料金助成、県内バス運賃割引、医療費助成(1級)、県営住宅入居抽選における優遇
徳島県	路線バス運賃の減免、公共施設の利用料減免、県営住宅優先入居
香川県	県立施設入園料等の免除・減免
愛媛県	県公共施設利用料の減免、県営住宅への優先入居
高知県	県立施設利用料の免除・減免、県営住宅の優先入居、土佐くろしお鉄道運賃割引
福岡県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅の優先入居、県内第三セク鉄道2社の運賃割引制度
佐賀県	公共施設等の利用料割引、県内3社県外1社の県内路線バス運賃割引、県営住宅入居当選率の優遇、県内有料道路(高速道路除く)料金の割引
長崎県	公共施設の利用料減免、県内バス運賃割引、県内路面電車運賃割引、タクシー(一部を除く)10%割引、九州商船(一部航路)運賃割引
熊本県	医療費助成(1級)、県立施設使用料等の免除、一部市内在住者のバス・市電運賃の割引、県営住宅入居時抽選の倍率優遇
大分県	公共施設の一部利用料減免、医療費助成(1級)
宮崎県	公営住宅の優先入居、県立施設の利用料减免
鹿児島県	県立施設等の使用料等減免・免除、県営住宅入居優先制度(1階)、肥薩おれんじ鉄道利用割引(1級)、コミュニティバス等の割引
沖縄県	公共施設等の利用料の免除・割引、モノレール・路線バスの運賃割引
札幌市	市内公共交通機関交通費助成、公共施設の使用料等の减免
仙台市	交通費助成(タクシー利用券、バス・地下鉄乗車証、自家用車燃料費助成券の3つから選択交付)、市営駐車場料金一部割引、市営住宅入居申込時の優遇措置、公共施設の使用料等の免除
さいたま市	公共施設の使用料减免、市営住宅の抽選における優遇措置、手帳申請時の診断書料助成
千葉市	通所交通費助成、福祉タクシー利用券(1級)、自動車燃料費助成(1級)、市営住宅入居の優遇措置(1、2級)、公共施設の利用料免除
横浜市	水道料金等の减免、バス・地下鉄等特別乗車券(無料バス)の交付、住み替え家賃助成、民間住宅あんしん入居(保証人がない方)に対しての民間住宅への入居支援)、市営住宅入居優遇
川崎市	市営住宅入居優遇制度、市内運行バス特別乗車証等の交付、公営施設等の入場料割引、タクシー10%割引
新潟市	市立施設の利用料・入場料の减免、市営住宅の入居抽選の優遇(1、2級)、精神科入院医療費の助成(1.2級、所得制限あり)
静岡市	市内バス・電車の利用助成、市立施設のうち減免規定のある施設で入場料等を减免
浜松市	交通費助成(バス・電車券、タクシー券、ガソリン券等から選択交付)、市立施設のうち減免規定のある施設で入場料等を减免
名古屋市	福祉特別乗車券の交付(市バス、地下鉄)、市営住宅の入居、市営施設等利用料の免除・割引、資源やごみの排出支援、障害者医療費助成(1級、所得制限)
京都市	公共施設の利用料减免、福祉乗車証(市バス、市営地下鉄、一部民営バス)、市営住宅の優先選考(1、2級)、自立支援医療負担額の軽減
大阪市	市営交通運賃の免除・割引、上下水道料金の减免(1級)、市内文化施設への入場優待
堺市	市立施設等の利用料の减免
神戸市	福祉乗車証(市内公共交通機関)、公共施設入館料の减免、障害者用駐車券(1級)、市立駐輪場の割引、重度障害者特別給付金(1級、制度的無年金者、所得制限あり)、重度障害者医療費助成(1級、所得制限あり)
広島市	バス・市内電車の運賃の割引、公共交通機関利用助成(所得制限)、福祉タクシー利用助成(1級、所得制限)、上下水道料金の减免(1、2級)、公共施設利用料の减免、大型ごみ排出支援(単身者)、自動車運転免許取得助成
北九州市	公営住宅専用募集枠、市営バス福祉優待乗車証、市営渡船運賃割引、公共施設利用料减免、障害者あんしん法律相談、自動車運転免許取得助成、タクシー利用券(1級)
福岡市	市営住宅の優先入居及び家賃の减免、市立施設等の利用料の减免、市営地下鉄運賃の助成

7. 発達障害者支援センター設置状況

平成20年1月1日現在

番号	都道府県 指定都市	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1 北海道	北海道	北海道発達障害者支援センター「あおいそら」	〒041-0802 北海道函館市石川町90-7	0138-46-0851
	北海道	北海道発達障害者支援東地域センター「きら星」	〒080-2475 北海道帯広市西25条南4-9 地域交流ホーム「虹」内	0155-38-8751
2 青森県	北海道	北海道発達障害者支援北地域センター「きたのまち」	〒078-8329 北海道旭川市宮前通東4155-30 旭川市障害者福祉センター おびつた1F	0166-38-1001
	青森県	青森県発達障害者支援センター「ステップ」	〒030-0822 青森県青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ3階	017-777-8201
3 岩手県	岩手県	岩手県発達障害者支援センター	〒020-0401 岩手県盛岡市手代森6-10-6	019-601-2115
4 宮城県	宮城県	宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」	〒981-3213 宮城県仙台市泉区南山5-2-1	022-376-5306
	秋田県	秋田県発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」	〒010-0976 秋田県秋田市八橋南1-1-3	018-823-7722
5 秋田県	山形県	山形県発達障がい者支援センター	〒999-3145 山形県上山市河崎3-7-1 山形県立総合療育訓練センター内	023-673-3314
6 山形県	福島県	福島県発達障がい者支援センター	〒963-8041 福島県郡山市富田町字上ノ台4-1	024-951-0352
	茨城県	茨城県発達障害者支援センター	〒311-3157 茨城県東茨城郡茨城町小幡北山2766-37	029-219-1222
8 栃木県	栃木県	栃木県発達障害者支援センター「ふわーゆう」	〒320-8503 栃木県宇都宮市聯生町3337-1	028-623-6111
	群馬県	群馬県発達障害者支援センター	〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター7階	027-254-5380
10 群馬県	埼玉県	埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	〒350-0813 埼玉県川越市平塚新田東河原201-2	049-239-3553
	千葉県	千葉県発達障害者支援センター「GAS(ギヤス)」	〒260-0856 千葉県千葉市中央区亥鼻2-9-3	043-227-8557
13 東京都	東京都	東京都発達障害者支援センター「TOSCA(トスカ)」	〒156-0055 東京都世田谷区船橋1-30-9	03-3426-2318
	神奈川県	神奈川県発達障害センター「かながわA(エース)」	〒259-0157 神奈川県足柄上郡中井町境218	0465-81-3717
14 神奈川県	新潟県	新潟県発達がい害者支援センター「RISE(ライズ)」	〒951-8121 新潟県新潟市中央区水道町1-5932	025-266-7033
	富山県	富山県発達障害者支援センター「あおぞら」	〒931-8443 富山県富山市下飯野36	076-438-8415
16 富山県	富山県	富山県発達障害者支援センター「ありそ」	〒930-0143 富山県富山市西金屋6682	076-436-7255
	石川県	石川県発達障害支援センター	〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2-6	076-238-5557
17 石川県		発達障害者支援センター「パース」	〒920-3123 石川県金沢市福久東1-56 オフィスオーセド2F	076-257-5551

番号	都道府県 指定都巿	名 称	所 在 地	電話番号
18	福井県	福井県発達障害児者支援センター「スクラム福井」	〒914-0144 福井県敦賀市桜ヶ丘町8-6	0770-21-2346
19	山梨県	山梨県発達障害者支援センター	〒400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ3階	055-254-8631
20	長野県	長野県自閉症・発達障害支援センター	〒380-0928 長野県長野市若里7-1-7 長野県精神保健福祉センター内	026-227-1810
21	岐阜県	岐阜県発達支援センター「のぞみ」	〒502-0854 岐阜県岐阜市鷺山向2563-57 希望が丘学園内	058-233-5116
	伊自良苑地域生活支援センター	〒501-2122 岐阜県山県市藤倉84	0581-36-2175	
22	静岡県	静岡県こども家庭相談センター・総合支援センター	〒422-8031 静岡県静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9038
23	愛知県	あいち発達障害者支援センター	〒480-0392 愛知県春日井市神屋町713-8	0568-88-0811(内2222)
	三重県自閉症・発達障害支援センター	〒514-0818 三重県津市城山1-12-3	059-234-6527	
24	三重県	自閉症総合援助センターあさけ学園	〒510-1326 三重県三重郡菰野町杉谷1573	0593-94-3412
	れんげの里	〒519-2703 三重県度会郡大紀町滝原1195-1	0598-86-3911	
25	滋賀県	滋賀県発達障害者支援センター「いぶき」	〒521-0016 滋賀県米原市下多良2-47 平和堂米原店3階	0749-52-3974
26	京都府	京都府発達障害者支援センター「はばたき」	〒610-0331 京都府京田辺市田辺茂ヶ谷186-1 京都府立こども発達支援センター内	0774-68-0645
27	大阪府	大阪府発達障害者支援センター「アクトおおさか」	〒532-0023 大阪府大阪市淀川区十三東3-18-12 イトウビル1階	06-6100-3003
	ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」	〒671-0122 兵庫県高砂市北浜町北脇519	079-254-3601	
28	兵庫県	加西ブランチ	〒675-2202 兵庫県加西市野条86-93	0790-48-4561
	芦屋ブランチ	〒659-0015 兵庫県芦屋市楠町16-5	0797-22-5025	
29	奈良県	奈良県発達障害支援センター「でいあ～」	〒630-8424 奈良県奈良市古市町1-2 奈良仔鹿園内	0742-62-7746
30	和歌山県	和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」	〒641-0044 和歌山県和歌山市今福3-5-41 愛徳医療福祉センター内	073-413-3200
31	鳥取県	『エール』鳥取県自閉症・発達障害支援センター	〒682-0854 鳥取県倉吉市みどり町3564-1 嗣成学園内	0858-22-7208
	島根県東部発達障害者支援センター「ウイッシュ」	〒699-0822 島根県出雲市神西仲町2534-2	0853-43-2252	
32	島根県	島根県西部発達障害者支援センター「ウインド」	〒697-0005 島根県浜田市上府町12589	0855-28-0208

番号	都道府県 指定都市	名 称	所 在 地	電話番号
33	岡山県	おかやま発達障害者支援センター	〒703-8555 岡山県岡山市祇園地先	086-275-9277
34	広島県	広島県発達障害者支援センター	〒739-0133 広島県東広島市八本松町米満461	082-497-0131
35	山口県、 徳島県	山口県発達障害者支援センター 徳島県発達障害者支援センター	〒753-0302 山口県山口市仁保中郷50 〒779-3124 徳島県徳島市国府町中360-1	083-929-5012 088-642-4000
37	香川県	香川県発達障害者支援センター「アルバスかがわ」	〒761-8057 香川県高松市田村町1114	087-866-6001
38	愛媛県	愛媛県発達障害者支援センター	〒791-0212 愛媛県東温市田窪2135 愛媛県立子ども療育センター内	089-955-5532
39	高知県	高知県立療育福祉センター発達支援部	〒780-8081 高知県高知市若草町10-5	088-844-1247
40	福岡県	福岡県発達障害者支援センター「ゆう・もあ」	〒825-0004 福岡県田川市大字夏吉4205-7	0947-46-9505
41	佐賀県	佐賀県発達障害者支援センター「あおぞら」	〒834-0122 福岡県八女郡広川町一条1357	0942-52-3455
42	長崎県	佐賀県発達障害者支援センター「結」	〒841-0073 佐賀県鳥栖市江島町字西谷3300-1	0942-81-5728
43	熊本県	長崎県発達障害者支援センター「しおさい」	〒854-0071 長崎県諫早市永昌東町24-3	0957-22-1802
44	大分県	熊本県発達障害がい者支援センター「わっふる」	〒869-1217 熊本県菊池郡大津町森54-2	096-293-8189
45	宮崎県	大分県発達障害がい者支援センター「イコール」	〒879-7304 大分県豊後大野市大飼町大寒2149-1	097-586-8080
46	鹿児島県	大分県発達障害者支援センター	〒889-1601 宮崎県宮崎郡清武町大字木原4257-7 ひまわり学園内	0985-65-7660
47	沖縄県	宮崎県発達障害者支援センター	〒891-0175 鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘6-12 鹿児島県児童総合相談センター内	099-264-3720
48	札幌市	鹿児島県発達障害者支援センター	〒904-2205 沖縄県うるま市美野比939	098-972-5515
49	仙台市	沖縄県発達障害者支援センター	〒907-0820 北海道札幌市東区東雁来町207	011-790-1616
50	千葉市	札幌市自閉症 発達障害支援センター「おがる」	〒981-3133 宮城県仙台市泉区泉中央2-24-1	022-315-0110
51	横浜市	仙台市発達障害支援センター「アーチル」	〒261-0003 千葉県千葉市美浜区高浜4-8-3	043-303-6088
52	川崎市	千葉市発達障害支援センター	〒224-0041 神奈川県横浜市都筑区仲町台1-2-31ヒルトップス301	045-949-3744
		よこはま・自閉症支援室	〒210-0006 神奈川県川崎市川崎区砂子1-7-5 タカシゲビル3階	044-223-3304

番号	都道府県 指定都市	名 称	所 在 地	電話番号
53	静岡市	静岡市発達障害者支援センター	〒422-8006 静岡県静岡市駿河区曲金5-3-30	054-285-1124
54	名古屋市	名古屋市発達障害者支援センター「りんくす名古屋」	〒466-0827 愛知県名古屋市昭和区川名山町6-4	052-832-6172
55	京都市	京都市発達障害者支援センター「かがやき」	〒602-8144 京都府京都市上京区丸太町通黒門東入裏屋町536-1	075-841-0375
56	大阪市	大阪市発達障害者支援センター「エルムおおさか」	〒547-0026 大阪府大阪市平野区喜連西6-2-55	06-6797-6931
57	堺市	堺市発達障害者支援センター	〒593-8301 大阪府堺市西区上野芝町2-4-1 堺市立北こどもリハビリーションセンター内	072-276-7011
58	神戸市	神戸市こども家庭センター発達障害ネットワーク推進室	〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-1	078-382-2760
59	広島市	広島市発達障害者支援センター	〒732-0052 広島県広島市東区光町2-15-55	082-568-7328
60	北九州市	北九州市発達障害者支援センター「つばさ」	〒802-0803 福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10-2	093-922-5523
61	福岡市	福岡市発達障がい者支援センター「ゆうゆうセンター」	〒810-0065 福岡県福岡市中央区地行浜2-1-6	092-845-0040

8. 精神保健福祉全国大会の開催実績及び今後の予定

回数(開催年)	開催地
第1回(昭和28年)	東京都
第2回(昭和29年)	"
第3回(昭和30年)	"
第4回(昭和31年)	"
第5回(昭和32年)	"
第6回(昭和33年)	"
第7回(昭和34年)	"
第8回(昭和35年)	"
第9回(昭和36年)	大阪府
第10回(昭和37年)	神奈川県
第11回(昭和38年)	福岡県
第12回(昭和39年)	宮城県
第13回(昭和40年)	愛知県
第14回(昭和41年)	北海道
第15回(昭和42年)	東京都
第16回(昭和43年)	兵庫県
第17回(昭和44年)	広島県
第18回(昭和45年)	新潟県
第19回(昭和46年)	愛媛県
第20回(昭和47年)	熊本県
第21回(昭和48年)	石川県
第22回(昭和49年)	東京都
第23回(昭和50年)	福島県
第24回(昭和51年)	北海道
第25回(昭和52年)	島根県
第26回(昭和53年)	香川県
第27回(昭和54年)	大阪府
第28回(昭和55年)	神奈川県
第29回(昭和56年)	福岡県

回数(開催年)	開催地
第30回(昭和57年)	北海道
第31回(昭和58年)	静岡県
第32回(昭和59年)	新潟県
第33回(昭和60年)	広島県
第34回(昭和61年)	青森県
第35回(昭和62年)	京都府
第36回(昭和63年)	茨城县
第37回(平成元年)	宮崎県
第38回(平成2年)	北海道
第39回(平成3年)	高知県
第40回(平成4年)	神奈川県
第41回(平成5年)	大阪府
第42回(平成6年)	岡山県
第43回(平成7年)	岩手県
第44回(平成8年)	岐阜県
第45回(平成9年)	佐賀県
第46回(平成10年)	新潟県
第47回(平成11年)	三重県
第48回(平成12年)	鹿児島県
第49回(平成13年)	長野県
第50回(平成14年)	東京都
第51回(平成15年)	兵庫県
第52回(平成16年)	長崎県
第53回(平成17年)	岩手県
第54回(平成18年)	千葉県
第55回(平成19年)	富山县
第56回(平成20年)	和歌山县
第57回(平成21年)	(予定) 秋田県
第58回(平成22年)	(予定) 沖縄県

9. 障害程度区分認定状況調査における障害程度区分の分布状況(全国データ)

全国の平成18年10月から平成19年9月までの1年間の障害程度区分判定結果として
市町村から報告いただいた、約12.4万件について、データをとりまとめました。

全体	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率
								41.4%
身体	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率
								23.0%
知的	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率
								49.0%
精神	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率
								59.1%
全体	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	二次判定上位区分変更率
	0.3%	13.7%	37.4%	32.6%	11.5%	3.1%	1.3%	35.1%

(参考)

平成18年度障害程度区分認定状況調査(平成18年4月～9月)

(参考資料)

* 重複障害の場合、各障害に計上されているため、3障害を足した数と全体の数は一致しない。

■全体		2次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
1次判定		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		
非該当	345	766	119	13	2	0	2	1,247		
区分1	19	9,392	7,010	1,496	201	35	1	18,154		
区分2	4	132	20,619	14,921	2,805	219	12	38,712		
区分3	0	4	79	14,422	11,791	2,269	150	28,715		
区分4	0	0	3	42	6,688	5,205	703	12,641		
区分5	0	0	1	6	46	7,401	3,438	10,892		
区分6	0	0	0	2	9	107	13,034	13,152		
	368	10,294	27,831	30,902	21,542	15,236	17,340	23,533		
	0.3%	8.3%	22.5%	25.0%	17.4%	12.3%	14.0%	100.0%		

■身体		2次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
1次判定		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		
非該当	210	317	25	4	0	0	0	2	558	
区分1	8	3,234	1,259	168	21	1	0	0	4,691	
区分2	1	75	8,619	3,075	373	18	1	12,162		
区分3	0	3	57	7,369	2,829	276	8	10,542		
区分4	0	0	3	36	4,021	1,568	114	5,742		
区分5	0	0	1	5	32	5,041	1,684	6,763		
区分6	0	0	0	2	6	75	10,608	10,691		
	219	3,629	9,964	10,659	7,282	6,979	12,417	51,149		
	0.4%	7.1%	19.5%	20.8%	14.2%	13.6%	24.3%	100.0%		

■ 知的

1次判定	2次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
非該当	79	155	17	2	0	0	0	253
区分1	6	398	2,712	511	66	13	1	7,290
区分2	0	40	8,924	8,179	1,628	122	10	18,903
区分3	0	0	19	514	9,363	2,023	141	19,060
区分4	0	0	0	9	343	4,318	658	8,416
区分5	0	0	0	1	22	3,709	2,609	6,341
区分6	0	0	0	0	4	49	6,003	6,056
	85	4,176	11,672	16,216	14,514	10,234	9,422	66,319
	0.1%	6.3%	17.6%	24.5%	21.9%	15.4%	14.2%	100.0%

49.0%

上位区分変更率

■ 精神

1次判定	2次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
非該当	63	321	82	7	2	0	0	475
区分1	5	2,581	3,429	915	126	22	0	7,078
区分2	3	22	4,458	5,018	1,078	98	3	10,680
区分3	0	1	11	1,020	1,047	201	11	2,291
区分4	0	0	0	1	200	172	11	384
区分5	0	0	0	0	1	170	71	242
区分6	0	0	0	0	1	4	188	193
	71	2,925	7,980	6,961	2,455	667	284	21,343
	0.3%	13.7%	37.4%	32.6%	11.5%	3.1%	1.3%	100.0%

59.1%

上位区分変更率

二次判定上位区分変更率(全体) - 都道府県別

